

1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業： 渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（中）

村嶋英治[†]

Iwamoto Chizuna's Business Venture in Thailand in the 1890s: His Biography and Projects of Japanese Laborer Emigration to Siam (Part 2)

Eiji Murashima

The first part of this paper was published in March 2016 (No. 26 issue of this journal).

In this second part, after introducing an unpublished Iwamoto Chizuna's autobiography written in the end of 1896, the following topics will be treated; (1) Emigrant protection regulations issued by Japanese government, (2) relationship between Iwamoto and Ogura Ko, a private emigrant broker, (3) Iwamoto's failed attempt to export a large number of Japanese laborers to Siam in 1895, (4) the fate of 20 Japanese emigrant who were led by Miyazaki Toten to Siam in October 1895. In addition, some errors of fact in *My Thirty-Three Year's Dream: The Autobiography of Miyazaki Toten* will be pointed out.

IV. 岩本千綱の経歴に関する新事実、「隈水先生の略伝」

筆者は、2016年3月に、アジア太平洋討究26号157-223頁に本稿の(上)部分(以下、拙稿(上))を発表した。その後、同年11月、12月の2回、幸運にも岩本千綱の孫で、千綱の遺品を一括所蔵されている千葉県若葉区在住の奥村絵美(岩本千綱と今泉じゃうとの間の長男である正男氏(1913年生)の長女で、株式会社奥山取締役会長)氏に面会する機会を得、千綱の自筆文書、千綱宛書簡、千綱の戸籍謄本等を拝見し、デジタルカメラでの撮影とその利用を許可された。また、岩本家の神道の墓(岩本家は代々神道)が都立八柱霊園(千葉県松戸)にあり、そこに千綱も祀られていることを伺い、参拝した。

奥村絵美氏所蔵千綱自筆の文書中、最も古いものの一つは、千綱が三国探検¹にバンコクを発つ直前、1896年11月29日から出発日の12月20日までの間に認め、バンコクの知人に託すか、或は日本に郵送したと思われる、「隈水先生の略伝」と題した遺書の自伝である。

この略伝には、岩本千綱に関する既刊行物にはない、また拙稿(上)でも推測するしかなかった、彼の生い立ちからタイ事業に至るまでの様々な新事実が記されている。しかも、三国探検を前に死を覚悟しているためか、隠したり銜うことなく、正直、赤裸々に事実が書かれているように思われる。

「隈水先生の略伝」(以下、略伝)は、本稿巻末付録(2)に全文を掲げている。略伝原文は、漢字

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

¹ 岩本千綱の三国探検に関しては、村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」、『アジア太平洋討究』第27号、2016年10月、13-59頁を参照のこと。

カタカナ表記であるが、筆者は漢字ひらがな表記に直した。この点を除けば一切、手を加えておらず、オリジナルそのものである。なお、略伝中の〔 〕内は筆者の注記である。

隈水とは南狂とともに、千綱が鉄脚という号を使うようになる以前に使用した号である。略伝には、バンコクで馬場新八と袂を分かった日が1896年11月29日と明記され、三国探検に発つ日は、「十二月 日」と日付が空欄のままになっている。これから略伝は1896年11月29日以降、三国探検にバンコクを発った同年12月20日までの間に書かれたものであることが判る。

略伝から判明する新事実としては、次のようなことがある。

まず、岩本の生年月日についてである。岩本は略伝に安政四年九月二十二日〔西暦1857年11月8日〕生まれと記している。筆者は拙稿（上）160頁第1表に、千綱の海外旅券・外国旅券下付の記録を集計した際、岩本が旅券申請書類に書き込んだ生年月日は幾通りかあることを示し、最終的には安政五年五月十日（西暦1858年6月20日）に落ち着いたことを指摘した。

筆者が、千綱の孫の奥村氏に見せて頂いた千綱の戸籍謄本記載の生年月日は、安政五年五月十日である。旅券申請に対する官庁の審査が次第に厳格になり、申請書の生年月日を戸籍記載の生年月日と一致させることが求められるようになったために、この日に収斂したものであろう。しかし、千綱自身が記す本当の誕生日は、1857年11月8日であり、戸籍上の誕生日より8ヶ月近く早いことになる。

略伝に千綱は、植木枝盛と共に土佐藩旧藩主が東京に開設した士官学校予備校、海南学校に入学したことを明記している。筆者は拙稿（上）162頁で、植木枝盛を含む計20名の同校一期生の中に、千綱も含まれているはずであることを、他の資料に依り推測したが、この推測は正しかったことになる。

千綱は幼年学校時代、副幹事に任命されており、幼年学校・士官学校時代を通して、成績優秀、模範的な学生であった。筆者は拙稿（上）164頁に千綱の士官学校卒業時の成績を示し、千綱が、例外的に一回も罰を受けていないことを訝ったが、彼は本当に模範学生であったことが判る。

士官学校を出て熊本鎮台時代、千綱は九州の熊本、宮崎地方の山岳に入って探検を試み、早くも「冒険的旅行者」の名を得たという。千綱は三国探検に出発するに当たって、にわか冒険家ではなく、冒険の経験者であることを主張したかったのであろうか。

新発田で在勤時に停職処分を受け陸軍を退職することになった理由について、千綱は自著の刊行物では、保安条例に触れて東京から追放された自由民権運動家と付き合ったためであると記すのみで、具体的に誰と付き合ったのかは明記していない。そのため、岩本千綱の経歴について、従来の解説者たちは想像逞しく著名民権運動家の名を挙げて、恰も事実かの如く書いている。しかし、筆者は拙稿（上）165-170頁で、それらは事実ではなく、千綱停職のきっかけとなったという人は新潟に帰省した地方民権運動家であるはずだとして、富田精策の名を挙げた。略伝には千綱が付き合ったのは「越後の志士八木原繁趾富田精策」であることが明記されており、この点でも筆者の推測は正しかったことになる。

千綱は熊本ののち、東京の士官学校に転勤し、校長陸軍中将三浦梧楼の知遇を得て出世コースに乗ったかに見えた。しかし、三浦校長の海外出張中、先輩のパワハラ的いじめに遭い左遷されてしまった。この事件を境にして、千綱の勤務態度は一変したようである。彼が立身出世への粘りを欠いた一因は、16歳で両親を失っており、父母郷党からの期待やプレッシャーが少なかったためであろうか。或は軍人よりもビジネスへの関心が強かったためであろうか。

千綱が記している、ビジネスとの最初の関わりは、停職後新潟の投資家と東京の後藤象二郎との間

をつなぎ、鉱山会社が設立されるまでこぎ着けたが、不成功に終わった事例である。この幹旋のため新潟と東京の間を往復中、東京で上野鑑三が外人と企てたタイ関係ビジネスの客将軍ともなり、1888年12月には妻子²を連れて東京に引き上げた。彼は軍人として復職する道を断ったのである。

上野鑑三がどんなタイ関係ビジネスを営んでいたのか、具体的なことは不明だが、兎に角、上野の病死後、千綱は上野のタイ事業の善後策を担当した。即ち、1888年12月から1892年のタイへの初渡航まで、千綱はタイに関係する仕事に携わったのである。これで、千綱とタイとの関わりの発端、及びタイへの初渡航までの間、彼が東京で何をしていたのかが明らかになった。

千綱は、1892年9月（タイに到着の月？）にタイに初渡航し、1893年2月に日本に帰った。暹羅のことを知らなかった日本人に、外交商業殖民などの暹羅策を説き、その新奇さで注目を集めた。

千綱の1892年から1897年にかけてのタイ渡航は、三等客であっても多額の出費を要したことは言うまでもないが、彼の渡航費用は、官の機密費などではなく、大阪の遊郭で懇ろになった女性（勝田）の細腕によって用立てられたことも判明した。

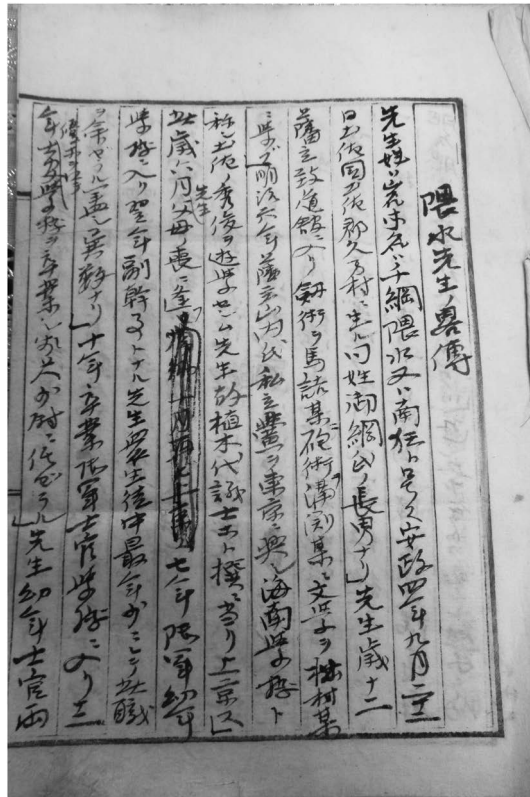


図1 岩本千綱手記「限水先生の略伝」（バンコクにて、1896年末）

² 岩本千綱の戸籍謄本によれば、千綱と勝村米（ヨネ、東京市麹町区平河町平民勝村津留長女、亡父勝村鉄次郎長女）との間に1886年3月4日に千代子（ちよこ、1886-1907）が生まれた。千綱は勝村米を1893年6月5日に入籍したが、1897年9月13日に離婚。千代子は大坪元治郎と結婚して長男元治（もとはる、1906-?）を産むが、翌年乳癌で早世した。元治のむすめの大坪治子氏については、前掲拙稿「岩本千綱の『暹羅老搦安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」21頁で紹介した。

千綱は、1894年に最初の妻、勝村よね及び実子ちよこと実質上別れた。この年、最初の移民事業を手掛けた。移民者から集めた資金を日本出発前に早々と失い（本稿145頁）、切符購入済みの香港までは移民者を連れて行ったが、同地でのタイ渡航船賃の工面は思うに任せず1895年の元旦には自殺寸前にまで追い込まれた。この窮地を救ったのは、香港に立ち寄ったプレーヤー・スラサックモンテリー〔以下スラサック〕農商務大臣³であった。

また、千綱は自著刊行物では渡タイ回数を常に2倍に水増ししているが、略伝には事実通りの回数を書いている。

V. 岩本千綱と大阪府移民取扱人小倉幸

筆者は拙稿（上）201頁に、岩本の第1次移民事業の渡航者リストを示した。しかし、岩本がどのようにして移民を募集したのかの詳細は不明であった。ここでは、その後見つけた資料を紹介して、岩本の第1次移民募集の方法について検討を加えたい。

1895年正月過ぎに、香港でスラサックの資金提供を得て、どうにかタイにたどり着いた岩本千綱率いる第1次タイ移民30名許りの大部分は、大阪府移民取扱人小倉幸（おぐら・こう）が山口県の周防大島（大島郡）で募集した人々であったと、筆者は推測する。その推測の根拠として、次の二つの資料を挙げるができる。

斉藤幹シンガポール領事原敬通商局長宛 2 私信

暹羅殖民会社副社長岩本千綱と同社顧問大谷津直麿は、1895年2月18日にバンコク・ドック社との間に、日本人熟練工供給契約を結んだ。その直後の2月27日⁴に、両人はバンコクを出発し、熟練工採用と第2次移民団の募集等を目的として日本に向かった。その途上、香港に一時滞在し、そこで後述の小崎継憲に遭った。

同じ頃、香港を通過したシンガポール領事斉藤幹（1857年山口県生）は、香港で執筆した私信を上司の原敬外務省通商局長（領事は通商局長の管轄）に宛て1895年4月20日にシンガポールで投函した。その私信に曰く、

御参考迄に御内覧に入申候。

小生当地〔香港〕にて東洋館なる日本宿屋に泊し居候処、色々の奇人に出会、色々壮快なる珍談有之、就中暹羅へは数多の壮士人傑渡航致され、其人等のみにて唯今盤谷府滞在せるもの貳十四五人もある由。又数日中に渡航当時当地〔現在香港〕滞在の人は小崎同志社大学校長〔小崎弘道〕の弟小崎継憲氏其他両三人にて、近々又々大井憲〔大井憲太郎〕、小林樟〔小林樟雄〕の

³ 在香港の中川恒次郎（1862-1900、大阪生、東京府平民）領事は、1895年1月10日に次の電報53号を外務大臣宛に発電している。

The death of Siam Crown Prince on 1月4日（ママ）confirmed by Siam Ministry（ママ）of Agriculture and Commerce now here on the way to Japan incognito for good but now he will return to Bangkok. Daily press says excitements prevail at Bangkok but cannot ascertain. It is said that British man of war “Mercury” now in port will leave for Bangkok in a few days. Send telegraph expenses 300 for the press the same amount.（外務省記録6.4.7/1-19「各国元首及皇族弔喪雑件 暹国人之部 第一卷（明治38年～）」）。これから、1895年正月に農商務大臣（スラサック）が香港に滞在していたことが確認できる。

⁴ 朝日新聞1895年3月30日

人等も暹羅へ渡航の由、岩千（岩本千綱）は本月始めに又々移民を連出しに帰国、大矢津〔大谷津直麿〕学士も同断（実に気の毒なのは誑〔たぶらか〕されて来る良民なり）。

暹羅のスリサク〔スラサク〕農商卿先日新嘉坡より当地経過日本へ赴く筈の処、皇太子薨去に付暹羅へ引却へしたりとのことにて候。

先日岩千（岩本千綱）は貳十六人の百姓を神戸小倉移民会社の手にて連れ来り、神戸より暹羅までの船運賃として每人五十円を巻き上げ、其中十貳円は實際当地までの運賃に払ひ、跡三十八円宛、即合計九百円計りは自分の前借の方へ戻したか徒費せしか、逆に角懐中に仕舞ひたるにより、貳十六人の移民を当地に上陸せしめたる後は二ちも三ちも行かず、進退爰に極り、既に自殺するか申居候処（死ねば能いのに⁵）、生憎スリサク農商新嘉坡より当地に来りたるに会し、同氏より○印借入れて漸く渡暹せしめたりと。此後も又々移民を連れに日本に行きしとのこと、如何なる善男善女を誑して連れて来るやら。噫々、実に可愛そ一なものにて候。

当地大高と云ふ日本宿屋に矢張神戸小倉移民会社の手数にて熊本の百姓貳十四人をサンダカンに移民するとて、昨年〔1894年〕十二月十九日英船シツク号にて当地に来り候処、其誘導人南繁蔵、谷口太郎一、山本卯之助の三人（岩千〔岩本千綱〕同様の履歴ある人物とのこと）は事業拡張とか金策とかにて、先月二日神戸に行き、其後同人等より何の便りもなきにより、貳十四人のものは大困り、許より持参金は岩千と大同小異の手段にて巻き上げられ、今では無一物、実に気の毒千万の有様にて候。又大高も大困りにて、貳十四名に対する貸金五百円計りは払ふ人なき様子にて候。此貳十四人のものの中には故郷に送金を申遣りて其金の着次第帰国する積りのものもある由、実に是の流の移民は、今少し政府の手にて何とか注意あらまほしき次第と存候。【消印シシガポール〔18〕95年4月20日、東京〔明治〕28年5月7日】⁶

⁵ 齊藤幹は、1894年4月にタイに移民地調査に出張した際、岩本千綱にも面会したことがある。齊藤は、岩本の移民事業に極めて批判的で、1894年4月5日にバンコクから発送した原敬通商局長宛私信で

当地在留日本人中移民議論者岩本千綱氏にも面会致候処、所謂の移民熱に浮され、何でも蚊でも好望ありと唱へ、而て少しく実地に立入り相尋候得ば丸で不往届千万に有之申候。何卒幹〔齊藤〕が確報仕る迄は農夫の送金は御見合せ被下度候（原敬文書研究会『原敬関係文書 第二巻 書翰編二』、日本放送出版協会、1984年、61-62頁）

と、述べ次いで同年4月28日付原敬宛私信でも、

在当地〔バンコク〕岩本千綱氏とは時に当地に於て面会致候処、幹の此度此地に来り、実状を探りしを大に困りの様子にて、時に暴言を吐きて曰く、「我輩国家のために企つる移民策を君方に於て拒絶することあらば、短銃（ピストル）を携へ新嘉坡に赴き決闘すべし」と。是に於て幹は尚ほ一步を進め岩本氏を〔タイの〕農商務省に誘ひ、次官に面して右土地〔拙稿（上）190頁〕のことを再三陳述せしめしところ、岩本氏は大に困却して曰く、「いや大臣の説と此次官の説とは間違ひ居る様に思はる。大臣は確と右の土地を我輩に無代償無税にて貸与すと云へり。何に、大臣帰り来らば僕必ず之を借り受け、大になすところあるべし」と。右の次第に御座候間、兎に角日本農夫を送り出すことは、何卒閣下に於て好策を設け、一時御見合の都合に奉願上候…岩本千綱氏を速かに日本に帰航せしめざれば後日の大害を醸すべし（同上書、63頁）

と述べている。ところで、齊藤幹のこれらの原敬宛私信は、原敬が榎本武揚に見せ、それを讀んだ何者かが、タイの岩本千綱、石橋禹三郎に伝えた。齊藤幹は、1894年8月9日付の原敬宛私信で、次のように記している。

岩本氏一条に付、曾て榎本〔武揚〕子爵に〔原敬が〕御内談之件悉く漏て盤谷府に達し、同地移民計画者石橋禹三郎と申す人より小生事此度詰問を受候。是は榎本子爵の邸に是等之ことを探偵する者有之、一々御内談の件を密書にして暹羅国に報告致したる様子にて、拙者より大人〔原敬〕に差出したる手紙を大人より榎本子爵の手を経て津田静一氏之手中に渡り居ること迄精密に申来居候。故に岩本氏は此手紙を探索して之を証拠に讒謗のこゝを小生に詰問するどて、先日盤谷を發し香港を経て帰国之路に上り申候。糊口に窮したる死地の壯士例のピストル御持参にて恐嚇を鳴すならんと突止に不堪候。乍去小生之差出したる手紙だけは、御序之節御取戻之上火中に御投被下候はば仕合せに奉存候（同上書、65頁）。

⁶ 前掲原敬文書研究会『原敬関係文書 第二巻 書翰編二』、67-68頁

更に、齊藤幹は明治 28 年（1895 年）4 月 24 日付で、原敬外務省通商局長宛に下記の私信を送り、同年 4 月 17 日付けの小崎継憲のバンコクからの齊藤宛書簡を転送し、岩本がタイに連れてきた第 1 次移民たちが暹羅殖民会社を契約違反であるとして糾弾している様子を伝えた。

拝啓 益々御安康奉賀候。陳ば当館新任小西書記生も昨日無事来着大に仕合せ仕候。

暹羅国へ移住民之義に付ては過日来度々御耳を煩候処、実は此件も現今之内実追々面倒を醸すの端緒を開来候者と相見へ、別紙写書之如き私信拙者宛到来致候間、先づ為御参考差出申候。勿論是等のことは只今差懸り所分を要する義には無之候得共、今後事件の破裂するに方りては、只今より其発端之事実を承知相成居候事緊要と被存候間、少々御ウルサク御思召すやも難計候得共、為念御手に入れ置申候。其内時下御保護専一に奉存候。頓首

四月廿四日 齊藤幹

原大人 左右

(写)

拝呈仕候。未得拜眉甚失礼の儀御免被下度奉願候。陳者小生の当地に参り候て未だ四五日のみならば、十分に当地の様子知るを得ざれども、甚心に落兼る事共多く御座候。小生は香港にて岩本、大谷津謙厚〔正しくは大谷津直麿〕なる者共移民会社にての何かの仕事を致す約束にて当地に参り居候が、彼等の様子共見居候処、近日百姓共会社に対ししきりに不足を申立居候へば、只ならぬ事と小生共は考へ、又他より聞込候処にては、百姓共は始の約束と相違致候処を訴居候由、又会社にては改革とか申し、岩本氏を除名（ポリシーならん）致し、始の約束を改正致すと申し居候由、一も小生共に解すること無く、甚穩かならぬ事と存候。百姓共に別に関係も無き者が何も可申事ならね共、同胞として黙するを得ず、又会社の人の申す処によれば、近日中に日本より百五十人來るとのことに候が、再び彼等も同じ穴に落入りては甚だ気の毒に候へば、甚失礼なる事に候へ共、閣下に於て何分の御処置あらむことを奉願候。小生共も出来得る丈は彼等の不利益とならざる様致す積に候へ共、万事を秘し一も明すことなきが如し。先月〔1895 年 3 月〕より群馬県の代議士清水永三良⁷と申す人も來り居らるれば、万事同氏と相談致し居候が、何分我等の力の不及ざる故、閣下の御取調有て百姓共が満足致す様御計有らん事を奉願候。事によりては小生は近日中御地へ発致致すやも知れず候。右用事迄、早々頓首再拜

四月十七日 小崎継憲

⁷ 正しくは、群馬県の元代議士清水永三郎（しみず・えいざぶろう、1858-1902）。清水は、「安政 5 年〔1858 年〕2 月群馬県北甘楽郡高瀬村に生る。小学校教員、高瀬村外二ヶ村御用掛、北甘楽郡衛生会員、同教育会員、学務委員、高瀬村会議員に選ばれる、又北甘楽郡会議員、北甘楽郡聯合町村会議員、群馬県蚕糸業組合議員に挙げらる。当選一回（第 3 回）。明治 35 年 11 月 22 日逝去」（衆議院事務局『第一回乃至第二十回総選挙衆議院議員略歴』、1940 年 10 月、223 頁）。清水は、第三回総選挙で一回だけ当選したが、解散により議員として在任した期間は 3ヶ月間（1894 年 3 月 1 日～6 月 2 日）のみであった。清水永三郎（37 歳、群馬県北甘楽郡高瀬村大字高瀬村第 66 番地戸主、平民）は選挙に落選後 1895 年 1 月 16 日付けで、商業視察の目的で、「暹羅及南洋諸邦」に渡航するために旅券の下付を受けた（外務省記録 3.8.5/8「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）旅券付与明細簿明治 28 年 1 月～12 月本省」リール旅 12）。

群馬県議会図書室編『群馬県議会議員名鑑（群馬県議会史別巻）』（群馬県議会、1966 年 12 月 15 日発行、234 頁）は、清水について以下のように記している。

シンガポール領事齋藤殿 閣下⁸

小崎（こざき）継憲⁹（京都府士族、満33歳）は、英領印度に商業視察に行くという目的で、1895年1月28日に兵庫県で旅券の下付を受けて¹⁰出港し、途中香港に滞在した。

小崎は香港で、バンコクから日本に帰る途中の暹羅殖民会社副社長岩本千綱及び同社顧問大谷津直麿と知り合った。小崎は、岩本の暹羅殖民会社に就職するつもりでバンコクに向かい、同年4月10日過ぎに到着した。

上記引用の小崎継憲のバンコクからの書簡より、1895年4月10日過ぎの段階で、暹羅殖民会社のタイ責任者石橋禹三郎らは、岩本が1894年11月に第1次移民者と結んだ契約の無責任なことを認識し、既に岩本除名を考えていたことが判る。また同時に石橋は、岩本が第2次移民150人を連れて間もなくバンコクに到着する、と信じていたことも判明する。

さて、齋藤幹が原敬外務省通商局長に宛てた、上述の第1私信（1895年4月20日シンガポール消

清水永三郎、しみづ・えいざぶろう、安政5年2月16日、北甘楽郡高瀬村（現富岡市）において嘉蔵の長男として生まれた。元治元年から明治3年まで居村の新井盛七について漢文や書法を学び、同3年から6年まで小幡藩儒菅沼正志に漢学を、6年鍋川中学校に入り更に同7年熊谷県暢発学校に入り9年卒業、後に山井幹六について専ら漢学を学んだ。明治6年10月高瀬小の助手、9年2月舟川小学校長となり10年8月迄在任した。15年4月舟川学校世話役、24年4月学務委員となった。同24年4月高瀬村第二代村長の要職に推され28年1月まで在任し、初期の村自治につくした。この間県会議員に3回当選した。初回は明治16年7月、第2回は21年2月、第3回は24年3月で27年2月迄在任県政に参与した。同27年3月第3回の代議士総選挙に出馬し原市の宮口二郎を破って見事当選したが、同年9月の第4回総選挙には原町の真下珂十郎と争って惜敗した。（事業）農家で質屋をしていた。（績）自由民権の思想をいだき、政治改革の志を有し、自由党急進派の中堅で、西上州に於ける自由民権派の飛将として聞えていた。明治17年4月の一宮光明院における自由党大会が成功したのも氏の力が大きく、又群馬事件、秩父騒動に於ける思想的背景ともなっている。（性）闊達豪放で任侠の人であったので、国定忠治の生れ代りといわれた。政治が好きで事に当っては不屈不撓、頗る猪突ではあったが、その意気は人々から恐れられた。28年1月には単独でシャム視察に行った。（趣）豪酒家で乗馬が得意。（友）自由民権運動の巨頭宮部襄や日比遜、井上桃之助等とは共に誓った仲であった。（没）明治35年11月22日、45歳で長逝。…（後）現在孫の政福は高瀬322に居住し、養蚕を大規模にした農業を経営している。

上記引用文は、清水は「単独でシャム視察に行った」と記しているが、清水は大井憲太郎、小林樟雄などの盟友であり、下記の新聞報道のように清水のタイ行きは大井の南洋貿易計画の一環であったと思われる。

大井馬城將軍が近日暹羅（サイアム）へ渡航する事は已に本紙上に掲げしが尚ほ聞く所に拠れば曾て朝鮮征伐を企て事漸く成らんとして失敗したる大井憲太郎小林樟雄の両氏は昨秋総選挙に落選せし以來暹羅に向て為す所あらんとし種々計画する所ありしが今度愈々其計画の熟せし由にて千葉県諸岡勝太郎群馬県の清水永三郎の二氏と共に数々養ひ来れる幕下を率いて近々同地向ひ出發すべしと此行の目的は南洋貿易に在りなど云ふものもあるも左る浅薄なる目的にあらず他に大々目的を有し裡面に在りては某々の有力者も賛同を表し頗る賛助する所ありと云ふ（神戸又新日報1895年1月22日）。

大井に南洋貿易を勧めたのは、梅屋庄吉のようで、梅屋は「明治二十七年三月東京に出て故大井憲太郎氏（当時麴町区集町に在住）を訪ひ、氏を勧説して南洋貿易及移民の計企をなし、氏と共に南洋に赴き画策する処あり」（梅屋庄吉『わが影』、1926年、8-9頁）と回想している。

梅屋は、シンガポールから東京の大井憲太郎を訪問し、5日間に渡って南洋開発計画を説き、同意を得、庄吉は大井の息子大井千之と代議士清水栄（ママ）三郎を伴って香港、新嘉坡に向かった。この時、梅屋、清水（豊かなひげ面）、大井千之の3人で写真を撮っている（車田讓治『国父孫文と梅屋庄吉』、六興出版、1975年、62頁）。

清水永三郎と大井千之が、タイを訪問したことは、朝日新聞1895年12月8日号掲載の「暹羅事情（十一月十日発信）」記事の中に、「本年中一時当地に來遊せし紳士は元国会議員清水某〔清水永三郎〕大井憲太郎氏息大井某〔大井千之〕等にて現今帰朝中の人は理学博士（ママ）大谷津直麿氏元陸軍中尉岩本千綱氏等なり」とあることから判る。

⁸ 前掲原敬文書研究会『原敬関係文書 第二巻 書翰編二』68-69頁

⁹ 小崎継憲は、小崎弘道の弟である。継憲について、弘道は次のように書いている。「私には兄弟が五人あった。兄太一郎は安政三年七月二日五歳で疫病に斃れ、妹は出生後一年程にて万延元年十一月夭死し、私と二弟継憲、成章の三人が残つた」（小崎弘道『小崎全集 第三巻 自叙伝』警醒社内小崎全集刊行会、1938年11月10日発行、6頁）。「私の家族は母と二弟どであつたが、一弟は同志社卒業後洋行し、一弟は実業に従事した」（同上書、47頁）。実業に従事した方が継憲である。

¹⁰ 外務省記録3.8.5/8「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）明治28年1月～6月府県渡、兵庫県）リール旅11

印)に、第1次移民募集の方法をうかがうことができるヒントが含まれている。

同私信にいう、「岩千(岩本千綱)は貳十六人の百姓を神戸小倉移民会社の手にて連れ来り」とは何を意味しているのだろうか。先ず「神戸小倉移民会社」であるが、これは正しい名称ではなく、正しくは移民取扱人小倉幸(おぐら・こう)を指している。

斉藤幹の言う神戸小倉移民会社が、移民取扱人小倉幸のことであることは、次の事実より判明する。即ち、①同一私信中に「神戸小倉移民会社の手数にて熊本の百姓貳十四人をサンダカンに移民するとて、昨年[1894年]十二月十九日英船シツク号にて当地に來り候処、其誘導人南繁蔵、谷口太郎一、山本卯之助の三人(岩千[岩本千綱]同様の履歴ある人物とのこと)は事業拡張とか金策とかにて、先月二日[1895年3月2日]神戸に行き」と記載されている事実と、②移民取扱人小倉幸が1895年2月ごろに「英領北ボルネオ及其付近地方に於ける移民事業為取扱」のため南繁蔵を代理人として大阪府知事に願ひ出て許可された事実¹¹とが符合していることである。これから、斉藤幹の記す神戸小倉移民会社とは、移民取扱人小倉幸のことであることは明らかである。それ故、斉藤幹の情報が事実無根でなければ、岩本千綱の第1次移民事業には、移民取扱人小倉幸が何等かの形で関与したことになる。

更に次の資料から、小倉幸が与ったのは、岩本の第1次タイ移民の募集であった可能性が高いことが推測される。

小倉幸募集ハワイ移民とタイ移民との関係

外務省記録3.8.2/43「移民取扱人小倉幸業務関係雑件」¹²を主に用いて、小倉幸が1894年8-9月に山口県を中心に募集したハワイ移民と、岩本千綱の第1次タイ移民の関係について考察したい。

小倉幸は大阪市平民で、荷受問屋を営む外、1890年9月にハワイ国ホノルルに支店を開き、日本から食料品、雑貨、石炭などの輸出を開始した。また朝鮮貿易にも従事しており、全国の港に支店を有し、朝鮮貿易商組合副組長でもあった。

小倉幸は、1894年4月13日の官報で「勅令第42号、移民保護規則」が公布される前の1894年3月に労働者200人余を募集して、備入れた汽船で石炭とともにハワイに運んだ。これらの労働者たちはハワイ到着後、高い賃金で就職することができた。備船の帰路は、外国汽船と競争のすえに日本に帰国する労働者を獲得した。

1894年4月13日に移民保護規則¹³が公布されると、同規則に従い、小倉幸は同年6月2日に内務

¹¹ 外務省記録3.8.2/43「移民取扱人小倉幸業務関係雑件」。但し、1895年4月初めに、小倉幸は南繁蔵代理人を解任した。本稿155頁参照のこと。

¹² 本資料を用いた小倉幸のハワイ移民事業に関する詳細な研究として、飯田耕二郎「明治中期・大阪商人による移民斡旋業—小倉商会および南有商社による草創期ハワイ移民の場合」、『地域と社会』(大阪商業大学比較地域研究所)創刊号、59-78頁、1999年2月、がある。

¹³ 移民保護規則(1894年4月13日官報公布)とその後継たる移民保護法(1896年4月8日官報公布、同年6月1日施行)は、ともに、①移民取扱人(移民会社)は移民と書面契約(契約期限、渡航周旋料、移民が疾病等困難に遭った場合の救助・帰国手続など)を為すことを要し、②移民から契約書に明記された渡航周旋料(移民保護規則では「渡航周旋料」、移民保護法では「渡航周旋料若し手数料」)以外を徴収することは禁じられ、また、③移民取扱人が代理人を置く場合には、監督官庁に届け出て許可を得なければならない、と定めている。監督官庁は、移民保護規則でも移民保護法でも、基本的に内務省と外務省であるが、後者では外務省の権限が強化されている。移民保護規則と移民保護法の間で大きく異なる点は、移民保護法は、移民取扱人は移民を送った土地に、代理人等を在留させるべきことを義務化したことである(但し、本稿で説明しているように、移民保護規則の時代にも外務省は代理人を置くことを要求した)。

大臣から移民取扱人の許可を得た。6月25日には内務大臣は次のように小倉の保証金を定めた。即ち、大阪府移民取扱人小倉幸の「保証金を壹万円と予定し之に対し取扱ふ可き移民は其数壹千人を限りとす若し壹千人を超える時は保証金壹千円増す毎に更に移民壹百人迄取扱ふ事を得」と。8月初めには山田信道大阪府知事は、小倉幸が出稼移民との間に取結ぶべき契約条件（契約（私約）移民と自由移民の両者の契約書ひな形）を認可した。それは、布哇国移民に限り認可したもので、移民一人から周旋料として金10円を徴収することも認めた。

大阪府知事は、10円が適正な額であることを示す根拠として、千人から10円の周旋料を徴収した場合の収支計算表を付して、外務省通商局（原敬通商局長）に報告した。通商局長は、大阪府知事の決定を次のように批判した。周旋料10円は高すぎる、何故なら移民取扱人は労働者を受け入れる雇主からも謝金収入があるのが通常であるのに、収支計算表に含めていない、と。8月初旬、大阪府知事は移民取扱人小倉幸の内国代理人及びハワイ代理人についても小倉提案の人物を許可し、その許可を外務省に通知した。

これらの手続きを経て、小倉幸は山口県、広島県、島根県、愛媛県などで、出稼移民希望者を募集し、契約（私約）移民804名、自由移民（自費渡航者）37名などを、備船の南山号に乗船させて、1894年10月5日に神戸を出発し、同月28日にハワイに到着した。これが、移民取扱人の認可を受けた後の小倉幸の最初の事業であった。

804名の契約移民の内1名は往路の船中で死亡したのでハワイに上陸した者は803人であった。検疫の結果全員上陸を許可されたが、このうち32名（小倉幸の1895年12月5日大阪府知事宛届付属の別表中の人数）は、体格検査で不合格となり、契約労働者としての受取を拒絶され、乗って来た南山号で日本に戻る事となった。明治27年11月9日付の在ホノルル総領事藤井三郎から外務次官林董宛公信189号によれば「南山号は来る[11月]12日頃当地を出発すべき汽船チャイナ号と競争を試み互いに船賃を引下げ小倉商会[小倉幸の会社]にては終に下等船客一名に付米金15弗（通常は30弗）迄引下げ漸く71名の船客を得て本月8日[1894年11月8日]午後3時半当港抜錨帰途に就き候」。

1894年12月5日付けで、移民取扱人小倉幸は、大阪府知事山田信道次に、「身体不合格に付帰朝せしもの及途中死亡せしもの」を表に作成して届け出た（第1表参照）。なお、「不合格者は男性なれども夫婦及自費児供等は無余儀同船帰朝せしものに御座候」と註記しているので、第1表の中には、不合格者の男性のみならず、同行した家族も含まれている。

帰朝者は32名であったが、第1表では広島県の9名、島根県の2名及び愛媛県の2名は省いて、山口県出身の19名のみを記した。

山口県の帰朝者19人については、玖珂郡灘村の夫婦1組、熊毛郡室津村の単身男性1名を除く16名は大島郡（蒲野村の4人家族1組、夫婦2組、単身男性2名。久賀村の3人家族1組、単身男性2

移民保護規則も移民保護法も、移民を二つのタイプに分けている。即ち、移民取扱人の渡航周旋を受ける移民と、移民取扱人の世話にならない移民の二者である。後者の移民に関し、移民保護規則は、疾病その他の困難に遭った場合、救助又は帰国させるための費用を保証する身元引受人を二人以上定めない限り、旅券を出さない地域を指定した。指定されたのは、移民者が多いと想定された地域である。移民保護規則では、北米合衆国、カナダ、濠洲諸島、布哇国の4カ所が指定されたが、移民保護法では、これに暹羅国が追加され5カ所となった。これは当時タイが移民先として、如何に有望視されていたかを示す証左である。

第1表 小倉幸の1894年10月ハワイ移民中、身体不合格帰朝者及び家族（山口県出身者のみ）

山口県 郡	村	姓名	備考
玖珂郡	儼	浜重長槌 妻 クニ	契約労働者身体不合格 夫随従
大島郡	蒲野	岡野吉蔵	
大島郡	蒲野	田村殿次郎 妻 リツ	
大島郡	蒲野	中原市郎右衛門 妻 アキ	
大島郡	蒲野	松田仁五郎	
大島郡	蒲野	江後菊次郎 妻 シケ 哇三 トヨ	父母随従 父母随従
大島郡	久賀	田村要蔵	
大島郡	久賀	中尾芳之輔 妻 スエ タネ	父母随従
大島郡	屋代	岡口倉松	
熊毛郡	室津	川崎甚助	
大島郡	久賀	中田治助	帰国途中病死

（出所：外務省記録 3.8.2/43「移民取扱人小倉幸業務関係雑件」より筆者作成）

名。屋代村の単身男性1名）であり、大島郡が圧倒的に多い。

小倉幸ハワイ移民の身体不合格帰朝者の出身地の割合と総渡航者の出身地の割合とが、大体同一であると仮定すると、身体不合格帰朝者総数32名のうち大島郡出身者が半数の16名を占めているので、総渡航者804名の半数、約400人は大島郡出身ということになる。

更に注目すべきことは、ハワイからの帰朝者リスト中にある中尾芳之輔（助）夫妻とその娘、及び岡口倉松の4名は、拙稿（上）201頁の第2表（第1次タイ移民者リスト）にも名があることである。この4名は、小倉幸のハワイ移民募集に応じて、1894年10月5日に南山号で神戸を出発し、同月28日にハワイ着、同地で中尾芳之輔（46歳）と岡口倉松（49歳）は、身体検査不合格となり就労できず、中尾（妻子同伴）と岡口は乗って来た船で11月8日にハワイを発ち神戸に戻った。彼らが神戸に到着したのは、11月末か12月初のはずであるが、12月11日には岩本率いる第1次タイ移民としてタイに渡航するために旅券の下付を受けている。中尾一家は、翌1895年1月15日に旅券を返納しているので、神戸か香港でタイ渡航を断念した。他方、岡口はバンコクまで岩本に同行したと思われる。

小倉幸募集のハワイ出稼に失敗して神戸帰着後、岩本千綱率いるタイ移民渡航に乗り換えた中尾、岡口が、タイ行き旅券取得に要した日数は、わずか10日前後という短期間である。このスムーズな乗り換えから見て、小倉幸の事業と岩本千綱の事業との間には、何等かの連携があったことは疑いないであろう。

岩本の第1次タイ移民30余名は全員が山口県出身であるが、出身郡まで判明する者は、拙稿（上）200-203頁に記したように面田利平など4,5名の大島郡出身者、及び2名の玖珂郡出身者だけであった。第1表から中尾も岡口も大島郡出身者であることが判明した。このように第1次タイ移民には、

大島郡出身者が占める割合が大きい。

さて、香港で執筆した私信を上司の原敬外務省通商局長に宛て 1895 年 4 月 20 日にシンガポールで投函した前掲シンガポール領事齋藤幹の第 1 私信には、岩本千綱は第 1 次移民で 26 名の百姓を「神戸小倉移民会社の手にて連れ来り」と記されている。神戸小倉移民会社とは、移民取扱人小倉幸のことであったが、小倉幸の「手にて連れ来り」とは如何なる意味であろうか。香港まで「連れ来り」したのは岩本千綱であり小倉ではないことは明白である。岩本が第 1 次タイ移民を募集した、1894 年半ばには既に移民保護規則が施行されている時期であり、移民取扱人の資格を有しない岩本が自らの名で公然と移民募集を行うことはできなかつたはずである。そうであれば、移民募集は小倉幸に依頼し、集まった百姓を、岩本が連れて来たと読むことはできないだろうか。そうすると、岩本千綱の第 1 次移民の募集は、小倉幸のハワイ契約移民募集時に、小倉の手によって同一地域（前述の推定が正しければ半分程度は大島郡出身）で実施されたことになる。即ち、岩本千綱が 1894 年 6 月頃に日本に帰国して集めた第 1 次タイ移民とは、1894 年 6 月 2 日に移民取扱人の認可を受けた小倉幸が、関連諸手続を終わって 1894 年 8 月～9 月頃募集したハワイ移民（1894 年 10 月 5 日出発）の一部ではないかと考えられるのである。

岩本千綱は、小倉幸のハワイ移民募集に応募した人のうち、小倉幸がハワイの雇主から提示されている契約移民合計人数を超過してあふれてしまった応募者を譲ってもらったり、或は身体検査があるハワイ行きには自信がない人をもったりした可能性が高い。故に、岩本の第 1 次タイ移民団の中には、元来ハワイ移民を考えており、タイを特に希望したわけではない人が多かったのではないだろうか。岩本が 1894 年 11 月に現実を無視した好条件過ぎる契約を提示したのは、彼らにタイ移民への関心を喚起するためであったのではないであろうか。

原敬外務省通商局長の移民行政

1891 年 7 月 30 日付けで、榎本武揚外務大臣（在職 1891 年 5 月 29 日-92 年 8 月 8 日）が外務省分課規程改正を実施し、大臣官房に移民課を新設した。大臣官房移民課は、「海外出稼及移住民に関する一切の事項」を担当することとなった¹⁴。榎本大臣は共に箱館戦争を戦った安藤太郎（1846-1924、前ハワイ国ホノルル総領事）を通商局長に抜擢し、大臣官房移民課長も兼務させた¹⁵。

1892 年 8 月 8 日、榎本外務大臣は陸奥宗光外務大臣（在職 1892 年 8 月 8 日-96 年 5 月 30 日）と交代した。陸奥は腹心の原敬を、1892 年 8 月 13 日付けで通商局長兼大臣官房移民課長に任じた¹⁶。

1893 年 3 月から原敬通商局長は、陸奥大臣の信任の下、外務省官制の一大改革を実現した。同年 12 月、原敬は「外務省所管官制改革始末」を口述筆記させ、その中で、各国普通の原則に従い日本でも外交官領事官を普通行政官とは異なる特別官として、採用においては必ず独自の試験を実施することとし、外交官領事官（特命全権公使及び弁理公使を除く）に、他の省庁の行政官が横滑りして行くことができないようにしたことを強調し、加えて大臣官房移民課を廃止した理由を次のように述べている。

¹⁴ 外務省記録 6.1.2/1-3「外務省諸官制沿革 本省分課規程（明治 2 年～44 年）」

¹⁵ 内閣官報局『職員録 明治 25 年 甲（明治 25 年 1 月 1 日現在）』37-42 頁

¹⁶ 外交史料館所蔵の原敬の人事ファイルに拠る。

外務本省の官制は各省の如く種々の事項を列挙したるものに非らざるが故に今回の改正も亦文面上は極めて簡単なる条項中に於て改正の実は充分に顕はしたりと信ず例せば移民課の如き榎本子爵外務大臣たりし頃移民を奨励せんが為め当時内閣に於て種々の異論ありしに拘らず之を官房の一課となしたれども爾來其実況を視察し又其性質を講究すれば到底一課として分立せしむること甚だ穩当ならざるのみならず移民事務は通商事務と連帯して分離すべきものに非らず現に移民課を置くも其課長は常に通商局長之を兼勤したるに非らずや故に断然之を廃止して其事務を通商局に合併したり¹⁷

原敬はこの改革で、取調局翻訳局の2局を廃し、外務省の局は政務、通商の2局のみとした。そして、政務通商の「両局の事務に軽重なき以上は無論に両局長の位地を同等となすこと適當なるに依り通商局長を勅任となしたり」として、通商局長たる自分の地位を政務局長と同格の勅任官に引き上げた。

1893年の制定の「外務省分課規程」で、移民関係業務は、大臣官房から通商局に移管され、通商局は次のように2課に分けられた。

第九条 通商局に第一課及第二課を置き左の事務を分掌せしむ

第一課

- 一 通商航海に関する事項
- 二 通商航海及移住民条約の解釈に関する事項
- 三 領事官の職務及権限に関する事項
- 四 在外帝国領事裁判に関する事項
- 五 在外帝国臣民及帝国臣民居留地に関する事項
- 六 万国博覧会及共進会に関する事項
- 七 外国に於ける内外人結婚に関する事項
- 八 通商報告及其編纂刊行に関する件

第二課

- 一 海外出稼人及移民に関する事項
- 二 旅券に関する事項
- 三 在外帝国臣民救助に関する事項
- 四 外国に漂着したる帝国臣民に関する事項
- 五 移民に関する諸報告及其編纂刊行に関する事項

その後、明治31年11月1日施行の新しい外務省官制による「外務省分課規程」で通商局の第1課、第2課は廃止されたが、「海外出稼人及移民に関する事項」は通商局の担当として継続した¹⁸。

原敬は通商局長兼大臣官房移民課長に1892年8月13日に就任、1893年末の官制改革では大臣官房移民課は廃止されたため、兼務は解かれたが通商局長として引き続き移民行政を管轄し、陸奥大臣の下で1895年5月21日に外務次官に昇進¹⁹するまで、2年9ヶ月余に亘って移民行政の責任者で

¹⁷ 外務省記録 6.1.2/1-2 「外務省諸官制沿革 本省官制（明治19年～44年）」中の「外務省所管官制改革始末」

¹⁸ 外務省記録 6.1.2/1-3 「外務省諸官制沿革 本省分課規程（明治2年～44年）」

¹⁹ 国民新聞 1895年5月28日「明治28年5月21日付、外務省通商局長正五位勲五等、原敬 任外務次官、叙高等官一等」。後任の通商局長は、ホノルルの総領事であった藤井三郎（1851-1898）が任じられた（内閣官報局『職員録 明治28年甲（明治28年11月10日現在）』）。なお、原敬外務次官は1896年6月11日まで在職し、駐朝鮮特命全權公使に転じた。

あった。

日本初の移民保護立法である「移民保護規則」が、1894年4月6日に枢密院（山縣議長）で審議された際も、原敬通商局長が説明員を担当した²⁰。

ところが、原敬に関する評伝は、原にとって最初の中央官庁での要職である通商局長として、どのような移民行政を行ったのかについての言及は多くはない。

原敬は、移民保護政策として、移民業者を厳格に取り締まった。その取締は移民業が経営不可能に陥るほど、厳しいものがあった。

小倉幸の移民事業と免許取消²¹

移民取扱人としての小倉幸が初めて送り出したハワイ移民は、1894年11月初旬には契約雇主に配属された。しかし、1ヶ月以内に配属者中7名が逃亡した。逃亡者はハワイ滞在歴を有しており、契約（私約）移民の船賃は雇主持ちであることに目を付けて、偽って契約移民となり、船賃無料でハワイに戻って来た者であった。小倉幸には、逃亡者の船賃を弁償する義務があり、その担保のために1万ドルをハワイの銀行に預けることなどに合意した。

更に、ハワイにおける「移民取扱人小倉幸代理人小倉賀一郎」は日本の総領事館に届出ることなく且つ副代理人をも置かずして1894年11月13日発のチャイナ号にて俄然帰朝してしまった（明治27年12月10日付 在ホノルル総領事館事務代理書記生成田五郎から外務次官林董宛公信226号）。原敬外務省通商局長は、同年12月28日付け送第66号で、大阪府知事に小倉賀一郎の帰国は「不都合の所為に有之候に付至急代理人を派遣する様」に指導することを求め、且つ「代理人不在中は移民を差送ることを得ざる旨をも御示諭」することを求めた。移民保護規則には代理人の常置の規定はないにも拘わらず、原敬通商局長は、常置を要求したのである。

1895年1月18日付けで大阪府知事は外務大臣に、小倉幸が在布哇国小倉支店代理人として願い出た松村千次郎を「其性行履歴等を審査し不都合無之と認め」て、認可したことを通知した。

1895年2月には、小倉幸は移民取扱人としては第2回目のハワイ移民を汽船インデペンデント号にて神戸より送り出した。3月6日付けで周布公平兵庫県知事が陸奥宗光外務大臣宛に報告したところによると、第2回ハワイ移民の内訳は、契約（私約）渡航者 523人（内訳、熊本県人489人、兵庫県人19人、愛媛県人5人、広島県人10人で、夫婦94組、単独男335人）、自由渡航者（自由移民）145人（熊本県人108人、兵庫県人25人、山口県人12人で、夫婦29組、単独男78人、単独婦6人、小児3人）であった。

小倉幸は、ハワイ以外の地に、少人数の移民を送り出す周旋も企画した。小倉幸は、山田信道大阪府知事に「英領北ボルネオ〔ボルネオ〕及其付近地方に於ける移民事業為取扱」に、和歌山県西牟婁郡富二橋村大字二色445番地平民 南繁蔵、嘉永6年11月11日生〔1853年12月11日〕を移民取扱人代理人として願い出た。

大阪府知事は1895年2月13日付官第392号で陸奥宗光外務大臣に「審査を遂げ候処品行其他とも不都合の廉無之且同地方の情況に通曉し適任の者と認候に付認可を与へ」た旨通知した。

²⁰ 『枢密院会議議事録 五』東大出版会、1984年、160-171頁

²¹ 本節の引用は総て、外務省記録3.8.2/43「移民取扱人小倉幸業務関係雑件」からである。

大阪府知事は、更に 1895 年 2 月 13 日付の官第 453 号で原敬外務省通商局長に宛て、小倉幸提出の海外一般へ適用する自由出稼移民契約案を説明して、

[小倉は] 代理人を置かざる文案を以て願出其理由とする処は濠州フィリピン諸島マレイ半島暹羅ボルネオ等の地方は従来本邦より小数の移民時々渡航する所にして此を周旋するに当り其移住地へ悉く代理人を置くときは実に其費用夥しく到底営業の道立難く勿論米国布哇其他多数の移民を送る地へは代理人を置く見込なる旨申立候得共移民保護の点より考ふれば之を置くの便利なるは申迄も無之義に付契約案へ其条項を加へしめ認可を与へ然して今回英領北ボルネオへ移民周旋の計画あるを以て同地へ代理人を置しめたる次第に有之候然る処又一方移民取扱人の営業上に就き考ふるときは右様各地へ代理人を置く可きものとせば殆んど其費用に堪へず自から小数移民は周旋し難き情勢に可立至

と述べ、「小数移民を各地に周旋するに方り経済上代理人を置き難き場合に在ては之を置かずして取扱はしめ度見込に候得共一応御省議承知致度候間至急何分の御回示相煩し度」として、少人数移民の取扱では現地に代理人を置くことは採算上成り立たないので、置く必要はないと考えてよろしいかと、外務省通商局の見解を尋ねた。

これに対して、原敬通商局長は、大阪府知事に宛て 1895 年 2 月 19 日発遣親展送第 6 号で、

本年 2 月 13 日付官第 453 号を以て移民取扱人に於て小数の移民時に渡航するに過ぎざる地へ一々代理人を置くは営業上難為義に付右様の地へは代理人を不置して取扱はしむる様御認可相成御意見に其事由縷々御申越の末省議御問合相成承知致候右は単に取扱人営業上の都合を考へ小数の移民渡航の故を以て代理人を置くに不及とするは全く移民保護規則の精神に背馳し不都合に有之候得共移民保護の点より考察して代理人なきも安全を期し得べき地に至つては御意見通りにて可能と相考候要するに取扱人に依らざる移民中偶々各自の不注意より海外に在て不幸に罹り候は不得已次第に有之候得共移民取扱人の官許あるを声言して漫々世人に信用を抱かしめ徒らに移民を四方に周旋し他日不幸の境遇に陥らしむる様の弊相成候ては保護規則実行の程無之候間右の趣旨を以て代理人の件御取扱相成候様致度此段及御回答候也

と答えて、一応知事の見解にも理解を示しつつも、官許を得た移民取扱人が行った周旋では、たとえ少人数移民で、かつ自由移民であっても代理人を置かせるべきであるという判断を示した。

移民保護規則においては、移民取扱人は移民を送り出した現地に代理人を置く可き義務は明記されてはいないが、担当官庁である外務省通商局の有権解釈により、移民取扱人は少人数移民でも移民先に代理人を置かなければならなくなった。給与を支払う代理人を、少人数の移民地に置くことは採算が合わず、少人数移民の周旋は困難になったのである。

原敬外務省通商局長は、1895 年 2 月 21 日に発遣した文書で、在香港一等領事の中川恒次郎、在新嘉坡二等領事斉藤幹の両名に、大阪府知事が認可した英領北ボルネオ等における小倉幸の代理人南繁蔵が「品行其他とも不都合の廉無之且同地方の情況に通曉致居候趣に候得共事実果して相違無之ものに候か御承知の次第も有之候へば御通報有之度候」と命じた²²。これに対して、香港の中川恒次郎領事は、1895 年 3 月 6 日付公第 12 号にて、次のように回答してきた。

²² 本稿 152 頁の外務省分課規程で、通商局は「領事官の職務及権限に関する事項」も管轄していた。

南繁蔵は昨春来英領北ボルニオのサンダカン港近傍に於て木材を切出し本邦宛に輸送致居り候者にて（好結果を得ず）別段品行上不都合の事は無之と存居候其他の事に関しても不都合の所為ありしは未だ聞及び不申然れども該地方の事情に通ずるとは申難きかと存候尚は先般ボルニオ視察報告書²³中にも略ぼ申述置候通該地方官庁に於ては尤も本邦人の移住を望み好遇すべき意思有之候へ共此間殖産会社に於て収益の豊かならざるが為め移民を十分好遇するとは申難く随て移民取扱代理人に於て多少の勢望無之候ては移民の世話をなさんとするも其効有之間敷然るに南繁蔵に於ては第一英語を解せず且つ〇〔一字読めず〕丈の力も無之候はば仮令雇主等に於て移民に対し不都合あるに当り匡正を図らんとするも抑も行はるべきとも存ぜられず候今回同地への移民未だ尠きに当り移民取扱人に於ては特に英語に通じ多少移民を保護し得べき資格ある者を使ふの余裕は有之間敷候へ共到底右南繁蔵にては取扱上十分の事は望め間敷と存候

これを受け、原敬通商局長は、1895年3月25日に発遣した親展送第11号で大阪府知事に、南繁蔵は「品行等に於て別段不都合の廉は無之候得共該地方の事情に通ずるものとは申難く且第一英語を解し得ざる等の事も有之に付同人にては移民取扱上十分なる事は望まれ間敷」と伝えた。

ところが、小倉幸は、南繁蔵をボルネオ移民の代理人から解任した²⁴。1895年4月5日付け、官第1072号で山田信道大阪府知事は、原敬通商局長に次のように報告した。

親展送第11号を以て当府大阪市小倉幸代理人南繁蔵に係る在香港及新嘉坡帝国領事回答写添御通知の趣了承右南は未だボルネオへ出発不致候処都合有之今般代理を解任せし趣届出候間即ち本日御省大臣へ其段及御届候然してボルネオ地方は今回小倉幸神戸支店代理人大浦佐助を派出し充分同地の状況調査の上相当の代理人を置く見込を以て本月2日右大浦は試の為移民20名余同伴出発候趣届出候間御答旁此段申進候也

大浦一行が実際に出発したのか否かの資料はないが、内務省は突如、移民取扱人小倉幸に1895年4月27日から6か月の営業停止処分を命じた。

1895年2月に、小倉幸が汽船インデペンデント号にてハワイに送り出した第2回目のハワイ移民中の自由移民に関して、ハワイ政府との間に問題が生じたためである。小倉幸の自由移民は、本人が自由渡航を希望したのではなく、ハワイの小倉商會が獲得した雇主との契約件数が六百余しかなく、これを上回って集めた者（未だ契約の当てがない者）を自由移民として渡航させたのである。ところが、自由移民は米貨50ドルを所持することというハワイ政府の規則²⁵が存在したので、小倉商會は見せ金として為替券にて50ドルを貸し与えた。自由移民者は、恰も自らの所持金の如くハワイ入国時に税関で提示した。しかし、ハワイ税関は現金ではなく為替券であることから本来の所持金ではないと判断して入国を拒否した。小倉幸商會は日本のハワイ総領事事務代理に虚偽の説明をして、ハワイ政府に照会の文書を出させ、為替券を現金に換金して入国を認められた。しかし、換金した50ドルは小倉商會が入国直後回収したので、自由移民の一部は無一文となり、宿屋から借金せざるを得なくなった者も現れた。

²³ 中川恒次郎（在香港一等領事）『英領北部ボルニオ視察報告 第一、第二』外務省通商局第二課、1894年6月22日発行、全54頁

²⁴ 本稿145頁の齊藤幹領事か原敬宛第1私信において述べる理由によってであろう。

²⁵ 契約（私約）移民として入国する者は、雇主の保証があるので、この規則は適用されない。

外務省は内務省に、小倉商会の行為は移民保護規則3条後段に規定する移民受入国の法律に反してはならないという項に違反したと報告し、内務省は6か月の営業停止を命じたのである。

大阪府移民取扱人小倉幸の営業停止は、1895年10月5日に解除された。

1896年2月29日付けで、内海忠勝大阪府知事は、藤井三郎外務省通商局長宛官第715号で、「移民取扱人小倉幸より契約出稼〔私約〕移民に対する乙種契約案認可願出許可候」として、「目下布哇国耕作主即ち移民雇主に於て渡航費自弁の移民を雇使する傾向に赴」いたので「従前移民渡航船賃は布哇国雇主より支弁せしを移民の自弁となし移民より取扱人へ預く可き保証金は廃止し又布哇国に於て移民より毎月銀行へ預くる積立金2弗50仙を1弗に低減せしものに有之候」と、乙種契約案を認可したことを報告した。

大阪府移民取扱人小倉幸が上記乙種契約により募集した、渡航費自弁ハワイ移民1260名（内男1008名、女252名）が1896年5月8日に神戸港を汽船台湾丸で出発した。

しかし、5月24日付けで内海大阪府知事は、板垣退助内務大臣に、移民取扱人小倉幸の営業取消について上申した。その理由は、小倉幸は渡航費（船賃）と称して契約（私約）移民から35円、自由移民から52円を徴収したが、小倉が船主に支払った船賃は一人につき18円に過ぎない。これは、「刑法〔旧刑法〕390条〔詐欺取財の罪〕並移民保護規則第17条末項を以て罰す可き犯罪と思料候に付大阪地方裁判所へ告発致候処検事は直に起訴し幸〔小倉幸〕に対し拘留状を発せられたり右は曾て営業停止の処分を受けたるに拘はらず今又如此不都合有之到底改悛の見込無之思料致候間此際営業取消の御詮議相成候様致度」。

大阪府移民取扱人小倉幸は、契約移民には不利な渡航費（船賃）自弁の契約内容を大阪府に認可させたのち、移民者から船賃名目で実費の2倍前後の金額を徴収し暴利を貪ったという計画的詐欺行為により、移民取扱人の免許を1896年6月15日に²⁶取り消されたのである。

岩本千綱のタイ移民は、小倉幸の先駆的移民事業をモデルとした可能性が高い。岩本は小倉幸と交流があり、特に岩本の第1次タイ移民の少なくとも一部は、小倉幸が山口県大島郡を中心に募集したハワイへの移民希望者たちから成っていた。

岩本は、1895年2月27日にバンコクを発って第2次タイ移民募集のため帰国した。岩本は、帰国すればすぐにでも多数の移民を集めることができると見込んでいたようである。同年4月初めに暹羅殖民会社に就職するつもりでバンコクに到着した小崎継憲は、前述のように同殖民会社で、まもなく岩本が150名の第2次移民を連れて来タイするという話を聞いている（本稿146頁）。岩本が第2次移民募集の実現を楽観視していた理由として考えられるもののうち、蓋然性が高いのは、旧知の移民取扱人小倉幸に募集依頼ができるということであろう。ところが運悪く、岩本が帰国した1895年4月、移民取扱人小倉幸は6ヶ月間の営業停止命令を受けた。岩本の有望な募集選択肢の一つは潰えた。岩本は、小倉幸に頼らず、別の方法での移民集めに着手せざるを得なくなった。これが、岩本が第2次タイ移民募集に、予期以上の時間を要した主因ではないだろうか。

²⁶ 「移民に関する統計」、『進歩党党報』第3号、1897年6月1日、9頁

VI. 岩本の第2次タイ移民募集方法

暹羅殖民会社副社長の岩本千綱、同社顧問の大谷津直麿は、1895年2月18日にバンコク・ドック社との間に、熟練工供給契約を結んだ。その直後の2月27日に、両人は熟練工採用と第2次移民百余人の募集等を目的として日本に向けてバンコクを出発した。

バンコクで刊行されていた日刊フリープレス紙1895年2月27日号の社説が、日本人移民が多数シヤムに来ることへの期待を表明した。その社説を朝日新聞は次のように紹介している。

日本が近年に至りて如斯海外殖民を企つること盛なるに至りしは一は人口過多の結果たるべしと雖も一は又同国人に固有なる敢為冒険の気質に職由することは固より言を待たざるなり然り而して此敢為なる日本殖民の潮流は既に暹羅湾頭に渦き来たりて彼の不潔汚穢なる支那人を逐ひ払ひ終に之に代りて種々の事業に従ふの日も亦遠きにあらざるべし是れ当国に衣食する内外人の最も希望する所なり今や暹羅殖民会社なるもの起れり同社は岩本千綱、石橋禹三郎、大谷津直麿、佐々木寿太郎（ひさたろう）、山本安太郎氏等の設立する所なり当時〔現時〕農商務大臣スリサク〔スラサク〕伯の特別なる保護に依りてサツパトムの田野に耕作する数十名の農夫は即ち同会社の計画に由るものにして今回岩本千綱、大谷津直麿の両氏は日本に帰りて更に有為なる農夫百余人を連れ来たらん為め正に本日〔1895年2月27日〕を以て当盤谷府を出発せられたり諸氏は百難を冒して此の永遠なる事業に当ることを悦び農夫の外に尚ほ日本人の為すべき事業は多く当国に存在することを確信せり²⁷

日本帰着当初、岩本千綱は暹羅殖民会社副社長として、大がかりに移民を募集し、小倉幸のハワイ移民事業に倣って船をチャーターして、数百人の移民を一举にタイに運ぶつもりであったようである。

移民を合法的に募集するには、移民保護規則に従い移民取扱人の資格が必要である。前述したように、岩本と付き合いがあった移民取扱人小倉幸は、岩本の帰国と前後して6ヶ月の営業停止処分を受けており、移民募集を依頼することはできなかった。岩本は、多数の移民を集めるために、二つの方法を併用した。一つは移民取扱人として認可されている既存の移民会社と契約して集める方法であり、もう一つは、自らが主導して神戸で移民会社（東洋移民合資会社）を興すことであった。

神戸渡航合資会社・海外渡航株式会社への移民募集依頼

岩本が暹羅殖民会社副社長として契約した既存移民会社としては、2社が判明する。即ち、神戸渡航合資会社²⁸および海外渡航株式会社（本社広島）である。どうしてこの2社なのであろうか。それは次の記事から判るように、当時、神戸周辺で営業していた移民会社は、この2社に限られていたからである。

渡航会社の衰運、数年前海外出稼渡航熱の盛んなりし際は之れが渡航上の周旋を営業とせるもの陸続輩出し随て弊害も百出せしかど移民保護規則発布後は其官に納むべき保証金の多額なる為め不得止廃業せしもの少なからず。本県に於て認可せしは只だ一二会社なりしも其後日清戦争となり一方には出稼労働仕向き先の不景気と官庁の労働者に対する取締りの嚴重なりしと虎列拉病の

²⁷ 朝日新聞 1895年3月30日

²⁸ 今井太左衛門が、1894年5月25日に内務大臣より移民取扱人の認可を得て創立し、ハワイ、北米、カナダに移民を送った（外務省記録3.8.2/44「神戸渡航合資会社業務関係雑件」）。

影響とによりて移民者は日に月に減少し随つて之れが周旋すべき会社の如きも神戸渡航〔合資〕会社のみとなれり。然るに同社の如きは三万円の保証金を納め居れるに拘はらず八月中同社の周旋せしは僅かに一名（同月中の移住民総数三十名）此の手数料十円とするも実に保証金の三千分の一の収入なりを以て其業務の困難なるを知るべし。尤も広島より出張の海外渡航〔株式〕会社は目下布哇出稼民九百余名を募集中の由なるが目下平和克復後の事にもあれば旁々渡航者の数は漸次増加するならんと云ふ。停業、六ヶ月に及ぶ、渡航周旋の目的を以て当市に設置せる小倉商会〔小倉幸〕は移民保護規則発布〔勅令第42号として1894年4月13日官報公布〕後即ち本年四月営業停止を命ぜられ爾来殆んど六ヶ月に及ぶも未だ内務大臣より解停の沙汰なしと云ふ²⁹

また、全国で見ても、1894年に移民取扱人の認可を受け、本格的に営業を開始した会社もしくは個人は、日本吉佐移民合資会社（東京、保証金額1万円、資本金額10万円）、神戸渡航合資会社（神戸、1万7500円、3万300円）、移民取扱人小倉幸（大阪、1万円、2万円）、海外渡航株式会社（広島、2万5000円、3万円）、移民取扱人森岡真（東京、1万円、2万円）の5件のみである。翌1895年には認可を受けたものはわずか1社のみで、それも為すところなく翌年には廃業している³⁰。

以上から1895年までの日本には、認可を受け営業していた移民会社は3社、個人営業者は2名しか存在していなかったことが判る。岩本がタイ移民募集のために提携した移民会社は、1895年当時の日本に存在した3移民会社中の2社であった。

岩本千綱が1895年半ばに神戸で創設を画策した東洋移民合資会社が、もし内務大臣の認可を得ることができていれば、日本における最も古い移民会社の一つに数えることができたのである。これは、岩本のタイへの移民計画は、日本移民史において最も早い移民ビジネスであったことを意味する。

海外渡航株式会社は、1894年10月20日に移民取扱人営業を許可され、1895年1月に営業開始、同年3月に最初の事業としてハワイ移民を募集した³¹。事業を続けること13年にして、1907年12月7日に廃業届を出し、同年12月30日に会社を解散した³²。

海外渡航株式会社は、1895年5月7日に暹羅移民募集の許可願いを内務省に出し、7月18日に認められた。

²⁹ 神戸又新日報1895年9月28日

³⁰ 「移民に関する統計」、『進歩党党報』第3号、1897年6月1日、9頁。なお、『殖民協会報告』第42号（1896年10月29日発行）の74頁に次の記事がある。

海外移民会社の認可 本邦に於て従来移民事業を取扱ひりたるは東京吉佐移民会社神戸海外移民合資会社〔正しくは神戸渡航合資会社〕及広島海外渡航移民会社〔正しくは海外渡航株式会社〕の三社のみなりしが尚ほ去る八月中認可せられたるは日本移民合資会社海外移民事務所の二なりと

³¹ 海外渡航株式会社は、1894年10月20日に内務大臣より営業許可を受けたが、その際、広島の地元紙である芸備日日新聞と新聞『中国』とに「本会社移民取扱営業の件内務大臣より本月廿日付を以て許可相成候此段株主諸君へ広告す 広島市袋町十八番邸」（芸備日日新聞、1894年10月28日）と広告を出し、更に1895年1月より営業を開始する旨を「本会社営業保証金完納候に付来る一月より渡航者取扱可致候」（新聞『中国』、1894年12月27日）と広告を出している。同社の最初の移民募集は、布哇（ハワイ）移民であり、次の募集広告を行った。

出稼人募集広告、布哇国出稼人三百三十四人（内男二百廿六人夫婦者五十四偶）右布哇国新法律に基き同政府の認許を経たるに依り出稼人募集候条企望諸君は来る廿日限り本社へ御申込相成度此段広告す

但備後地方は安那郡道上村安中禹一宅へ申込あるも妨げなし

広島市袋町十八番邸 海外渡航株式会社

明治廿八年三月十三日（芸備日日新聞、1895年3月17日）

³² 外務省記録3.8.2/35「海外渡航株式会社業務関係雑件」

神戸渡航合資会社も同時期に同様の手続きを行ったと思われるが、それを示す資料を見つけることができない。読売新聞 1895年6月14日号に、「暹羅移民応募者 暹羅殖民会社は岩本千綱氏の創立せしものなるが同氏は先般来該移民募集の用向にて帰朝し神戸に於て募集に着手したるに其結果頗る好成績にて昨今まで二百余名に達し居れりといふ」という記事が掲載されているが、あるいはこれは神戸渡航合資会社による募集なのかもしれない。

同合資会社が岩本と提携して、移民希望者の多い広島県などでタイ移民募集を行ったことは、広島最大の地方紙、芸備日日新聞が掲載した次の告発投書より明らかである。

渡航者の注意を望む、一身を抜んで生命を賭し以て万里の波濤を越ゆるもの多々益々出で来らんことは吾人の大に希望する所なり。然れども元是れ暴虎馮河的の逸事に属す。着実の事業に抛りて以て順序的の産業を求めんと欲するものは又大に着実の手段を取らざるべからず。目下海外に出稼を企だつもの頻々相続き南洋に北海に足跡殆んど洽〔あまね〕からんとす。是の時に当り世の奸猾の徒は淳朴なる順民を欺罔し独り自己の囊中を肥し無智の同胞をして苦を海外に買ふに至る。警戒すべきに至りなり。神戸渡航〔合資〕会社に岩本千綱なるものあり。暹羅国農商務大臣と契約を結び暹羅殖民会社なるものを起し以て日本人の移住を求め永く同国農作の権を握らしむるに在りと。而して同会社は資本金五十万円を有し農商務大臣之れを監督するものなれば同会社と契約して暹羅国に渡航する者は衣食は勿論総て同大臣の保護を受くるを以て不自由を感ずることなしと揚々暹羅の美を痛讚し天下又同国の如き楽地なきことを誇言し居るより世の事を知らざるものは其甘言に迷ひ往々其の方向を誤るものある由にて今吉佐移民会社の報告³³を見れば同地には未だ農商務大臣の監督に係る暹羅殖民会社なるものあるを聞かず。いづれが真にしていづれが偽なるやは未だ判然ならずと雖も世人の為めに迷津〔迷津〕を照らすの燈明台を求むるや切なりと佐田天眼子と云ふ人より投書ありたり。暫く掲げて後日を待つ³⁴

この投書が掲載された直後、1895年7月30日、7月31日の2日連続して芸備日日新聞に次の広告が掲載された。

暹羅国渡航者の義に付本月中芸備日日新聞に広告したる取扱其他の件は都合を以て今回に限り総て取消候事、明治廿八年七月廿八日 神戸渡航合資会社

このように神戸渡航合資会社は1895年7月末に、タイ移民募集事業から手を引いた。なお、筆者は同合資会社が7月中旬に芸備日日新聞に出したという広告を同紙に探してみたが、見当たらなかつた。

外務省は、岩本千綱と海外渡航株式会社との提携を警戒し、1895年6月28日に原敬外務次官が鍋島幹広広島県知事宛てに発遣した「中川〔恒次郎〕領事の移民保護に関する意見書官報掲載通知其他の件」と題した文書で、次のように注意を促している。

海外出稼者保護方に関し今般在香港中川一等領事より意見具申有之候処右は普く知悉せしむるの

³³ 吉佐移民会社が1894年5月にタイ調査に派遣した鈴木錠蔵の報告（鈴木錠蔵「暹羅探検報告」、『殖民協会報告』第18号、1894年10月20日発行）を指すと思われる。拙稿（上）210-212頁を参照のこと。

³⁴ 芸備日日新聞1895年7月25日

必要有之義と被認候に付本日刊行の官報へ掲載³⁵ 及候間右御詳悉相成度該意見書中暹羅国移民の義に付ては貴管下海外渡航株式会社が岩本千綱と謀り同国へ移民を差送らんとの計画にも関係相及居候間篤と御注意有之度為念此段申進候也

同時に、原敬外務次官は周布公平兵庫県知事にも、「中川領事の移民保護に関する意見書官報掲載の旨通知及び旅券下付其他に付注意の件」と題した次の文書を発遣した。

海外出稼者保護方に関し今般在香港中川一等領事より意見具申有之候処右は普く知悉せしむるの

³⁵ 外務省が 1895 年 6 月 24 日に接受した、在香港一等領事中川恒次郎の原敬外務次官宛て意見具申は次の通り。

公信第四四号

外国との交通の便開くるに従ひ海外へ出づるもの追々衆くなるは必然の勢にして之に對し鉗束を加ふべき道理無之筈には候へ共奈にせん彼の移住民と稱するもの如きは本邦にありて地方の簡單なる生活にのみ慣れ嘗て活発なる競争世界の風に當りしこと無之但だ海外に出づれば勞せずして高き賃錢を得らるべしと云ふが如き想像にのみ頼して来るものなるに付契約移民の外一たび海外に出づるときは進退忽ち度をしみて如何ともすること能はず遇々雇主を得るものも支那労働者にも劣りたる取扱を受け然らざるものは一身を糊口することさへ相成り難く若し打棄て置くときは竟には路途に倒るるの外無之次第にて即ち昨年冬來英領北部ボルニオを目的として当地まで来りしもの三十余名有之而して之を当地まで誘引し来りたるもの彼等の目的地までの旅費を私消したるにや更に旅費を送致し来らず候に付止むを得ず当地に留まると雖ども素より彼等の如き愚鈍なるもの当地に於て支那労働者に競争して勞を取ること能はず其内数名の者は一旦ボルニオへ渡航致候へ共其の困苦に堪えずして逃來り候へば当地に残り居たるものは之を聞知つて再び一人の渡航せんとするもの無之致方なくして坐食なし居れば其間には疾病に罹るもの妊娠するもの等を生じ遂には種々の手段を設けて其内二十余名を本邦に送還するの止むを得ざるに立至り候

英領北部ボルニオの情況に関しては昨年拙者命を奉じて視察の上差進めたる報告書 [中川恒次郎 (在香港一等領事) 『英領北部ボルニオ視察報告 第一, 第二』外務省通商局第二課, 1894 年 6 月 22 日発行, 全 54 頁] を印刷頒布相成居り候へば地方方に於ても大抵其の心得あるべき筈なるに尚ほ前陳出稼人に対し十分注意せられざりしには遺憾なき能はず候謂ふに世間漫に海外移民を以て国力伸張の本源なりと云ふが如き漠然たる思想を抱くもの寡なからず且つ此等の人にして新聞紙伝説に由るの外移民地實際の事情を知ること少なく況んや本邦の人は概して想像力に富みて實際眼の明かならざれば一たび新開地のあるを聞けば忽ち妄想を逞くして前途の事には一切注意せず惟だ労働者を移住せしむれば夫にて能事を了へたるものと心得る様相見え又特に探究員を派遣せらるることあるも先方にては此等の人を十分優待して万事の便宜を与へ且つ滞在にても一時の事なれば實際の艱難不利不便を洞察すること能はざるの遺憾なしとせず或は先方に於て殊に本邦の移住民を望むときは十分実行するの意なくして一時を籠絡する為めに移民に對し格外宜しき条件を唱ふることなしとせず若し此等の話説を妄信して直に実行を図るときは必ず臍を噛むの悔可有之と存候現に移民ありて以來布哇出稼の外移民に好都合を与へたることは拙者の寡聞なる未だ聞及ばず候彼のフィジー嶋の如きニューカレドニア島の如きは其の甚しきものにしてクイーンズランド出稼の如きも満足ならずと承り居り候是れ畢竟前陳の如き理由にして實際眼を以て十分なる取調をなさず世間の流潮に投じ輕挙するの罪なるべしと被存候近日英領ニュージーランドに於ても本邦人の移住を望み其の計画をなし居候由に伝承候是れ又輕しく引受くるときは臍を噛むの悔可有之と存候

或は出稼人を何時までも小兒視せず彼等を自由自在に移住せしめ若し彼等にして困難に堪えずして倒るときは夫迄なりとの説もあらんが是れ事体に通ぜざるの論なりと存候蓋し本邦出稼人の無智無氣力にして且つ柔順なる筈に競争世界の困苦に堪えざるのみならず雇主の虐役に遭ふも之に反抗すること能はず目下ボルニオの深森中にありて伐木に従事せるもの如き一年の後は土人と同様な状態に陥るは必然と存候又詳細は存せず候へ共暹羅へ移住のものにしてバックナン [ブカヌン] 鉱山へ送られたるもの状態も久しからずして同様なべしと被存候若し此くの如く無智無氣力無経験のものを死地に移し尚ほ以て国力伸張の一端なりと信ずる人あらば驚愕至極に存候要するに契約移民にして本邦駐在官吏のある地に向ふか又は十分なる責任を負ひ利益よりは寧ろ移民の為めを計るとの精神を有する移民取扱人の關係あるところにして鞏固なる管理人を付添へ派遣し得る場合の外個々無契約の移民の外出を差止むるを以て反て人民保護の任務を尽す儀と存候

右 [上] 卑見御参考の一端までに申進候敬具

明治二十八年六月十四日

在香港一等領事中川恒次郎

外務次官 原敬殿 (外務省記録 3.8.1 / 5 「移民保護規則実施後移民取扱に関する訓令及指令雑件」)

上記意見具申は、『官報』1895 年 6 月 28 日号, 313-314 頁に少々表現を変えて掲載された。なお、中川恒次郎は 1896 年にオーストラリアにおける日本の最初の公館をタウンズビルに開くが、ここでも移民関係が主要任務であり、原敬外務次官への意見具申もしている (外務省記録 3.8.1 / 8 「移民保護法及同施行細則に関する訓令並何等雑件 第一卷」)

必要有之義と被認候に付本日刊行の官報へ掲載及候間右御詳悉の上移民へ対しては可成移住地の情況を知悉せしめたる上にて旅券下付相成様御取計有之度候尤も同領事所感の起りは過日来及御照会居候南繁蔵取扱移民困難一件に有之且暹羅国移民の一段に至らば広島市海外渡航株式会社が岩本千綱と謀り貴県下を經由して移民を同国へ差送らんとの計画に關係相及居候間篤と御注意有之度為念此段申進候也³⁶

外務省から、広島県知事、兵庫県知事への注意にも拘わらず、海外渡航株式会社が1895年5月7日付けで内務省に暹羅（タイ）への移民取扱実施の許可を求めていた件は、次の記事によれば7月18日に許可を得た。海外渡航株式会社の上記許可申請は、同社と岩本千綱（暹羅殖民会社）との間に移民募集契約成立の結果であったと考えられる。

海外移民事業の拡張 本市〔広島市〕海外渡航株式会社にては本年〔1895年〕五月七日付を以て移民地申請中に在りし魯領浦潮斯徳〔ロシア領ウラジオストク〕及び暹羅地方は内務省より許可を与へたる旨一昨日同社へ宛電報にて通知ありたる由なり、尤も同会社が前二地方へ移民を申請したりしは浦潮斯徳へは目下魯国政府の着手中なる鉄道工事用人夫にして第一回の出稼人は重もに熊本地方より募集し既に申込人八百人の多きに達し又暹羅地方へは専ら農業的移住民にして該出稼人は同会社和歌山出張所にて募集する筈にて最初の渡航者は少くとも二百名を下らざるべしと云ふ、左れば我が政府が暹羅地方に移住民の出稼を許さざると云へることは何かの間違にてありしならん³⁷

海外渡航株式会社は上記記事にある和歌山県ではなく、地元の広島県、それに熊本県でタイ移民の募集を実施した。

広島では、「露国浦監斯徳及暹羅国の移民取扱今回其筋の認可を得候に付此段広告す、明治廿八年八月、広島市袋町十八番邸 海外渡航株式会社」という広告が、当時広島地方の最大地方紙、芸備日日新聞の1895年8月3日、4日、5日号に3日間連続掲載され、また、当時は芸備日日新聞の10分の1以下の売り上げに過ぎなかった中国新聞の同年8月7日号にも同一広告が掲載された。

続いて、「募集広告 暹羅国移民入用に付希望の人は本月十七日迄に申込あるべし 広島市袋町 海外渡航株式会社」が、中国新聞1895年8月15日、16日、17日号に3日間連続掲載され、芸備日日新聞には同年8月15日号に一回のみ掲載された。広島における新聞の募集広告は、これだけであった。

広島県は当時の日本において移民者の多いことでは有数の県であり、かつ海外渡航株式会社の地元でもあるのに、同社が、広島県でタイ移民募集活動を、それほど活発には実施しなかったのはどうしてであろうか。

広島県庁の渡航取締 海外出稼業は固より我国に取りて奨励すべき好事業たるは争ふべからざる事なれども若し出稼地の調査の能く届行かざるものありて我國民の異郷に無益の辛酸を嘗むるに至れるものあるのみならず却て醜を海外に買ふ如きは帝国の体面にも関するものあればとの注意よりしてか広島県知事は昨今海外渡航者の取調を嚴重にし以て災を未然に防がん方針なりと云へり³⁸

という記事があることから見て、広島県庁が前述のように外務省からタイ移民募集に関する注意も

³⁶ 外務省記録 3.8.1/5 「移民保護規則実施後移民取扱に関する訓令及指令雑件」

³⁷ 芸備日日新聞 1895年7月20日

³⁸ 芸備日日新聞 1895年8月24日

あり、厳しく監視していたからであると思われる。

一方、熊本県では、地元紙の一つ、九州日日新聞を見ただけでも、海外渡航株式会社は次のように1ヶ月に亘って繰り返し暹羅出稼人の募集を行ったことが判る。即ち、

「募集広告 今回其筋の認可を請け暹羅国出稼人一百名を募集す 但御照会の節郵券封入なきときは回答せず 明治廿八年七月三十日 海外渡航株式会社 九州出張所」(九州日日新聞 1895年7月30日号, 31日号連載)を皮切りに、

「出稼人募集広告 今回其筋の認可を得 暹羅国へ出稼人百名を募集し来八月四日当地を出発せしむ 但し契約書等は当市洗馬壹丁目九州出張所へ御来問あれ書状の御問合は回答せず玉名郡地方は高瀬町市原屋に於て時務取扱申候 広島渡航株式会社 明治廿八年八月一日 九州出張所」(九州日日新聞 1895年8月1日号, 2日号連載)。

「出稼人募集広告 今回其筋の認可を得 暹羅国へ出稼人百五十名を募集し来八月四日当地を出発せしむ 但し契約書等は当市洗馬壹丁目九州出張所へ御来問あれ書状の御問合は回答せず玉名郡地方は高瀬町市原屋に於て時務取扱申候 山鹿郡地方は山鹿町隅田屋に出張事務取扱申候 広島渡航株式会社 明治廿八年八月一日 九州出張所」(九州日日新聞 1895年8月3日号, 4日号連載)。

「特別広告 移住民募集広告 第二回暹羅国出稼移住民二百名を募集す 希望者は来る十八日迄に当出張所に申込みべし 但玉名郡は高瀬町市原屋 山鹿郡は山鹿町住田屋に於て事務取扱候事 熊本市洗馬町 広島海外渡航株式会社 明治二十八年八月十三日 九州出張所」(九州日日新聞 1895年8月13日から8月17日迄5日間連載)。

「移住民募集広告 第三回暹羅国出稼移住民一百名を募集す希望者は戸籍全写をそへ当出張所に申込みべし 但し玉名郡は高瀬町市原屋山鹿郡は山鹿町住田屋に於て事務取扱候事 熊本市洗馬町 広島海外渡航株式会社 明治廿八年八月十五日 九州出張所」(九州日日新聞 1895年8月25日から8月28日迄4日間連載)。

上記広告では8月半ばの募集が第2回, 8月下旬のそれが第3回と記されているので, 7月末8月初めの募集が第1回に当たるのであろう。この3回分の募集人員を合計すると, 400人か450人とな

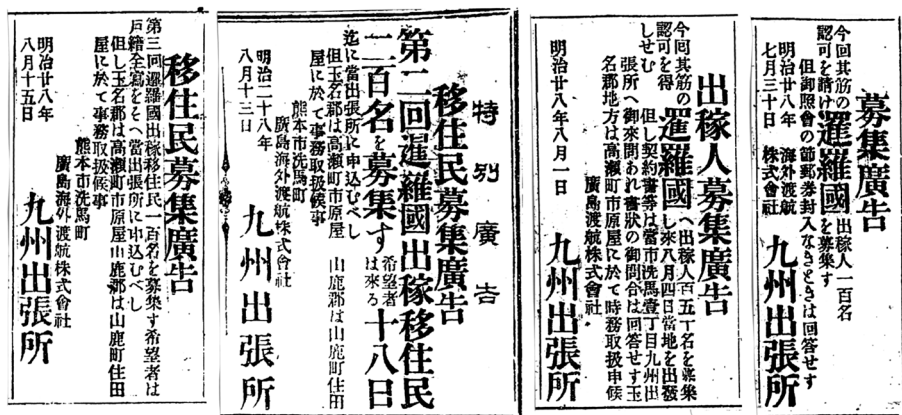


図2 九州日日新聞 1895年7月31日～8月28日号掲載の海外渡航株式会社タイ移住民募集広告

るが、これほど多人数を募集したのであろうか。それとも、第1回目に十分な数が集まらなかったもので、第2回、第3回と称して再募集をただけなのであろうか。海外渡航株式会社は岩本との契約で、100名のタイ移民を集めることに合意したにも拘わらず、100名を集めることができず、これに対して後述のように岩本が損害賠償を求めて争う強硬姿勢を示したために（本稿173頁）、何度も繰り返し募集をせざるを得なかったとも考えられる。一方、本稿巻末付録（2）略伝にいう、岩本は8月10日に重病に罹ったが、その前に60余名の移民は既に集まっており8月14日に出港予定であったという記述が正しければ、この60余名は第1次募集の成果であり、第1次募集と第2次募集との間は10日間の隔たりがあるので、第2次、第3次は重病の岩本との関係を断った海外渡航移民会社が、採算が合うようにできるだけ多数を募集しようとしたものではないかという見方も成り立つ。

兎に角、熊本における募集は、はかばかしくなかった。その一因は、岩本の評判が悪かったことにもあろう。

地元熊本の九州日日新聞1895年8月4日号には、岩本を副社長とする暹羅殖民会社のタイ移民募集は信用できないとして注意を促す、次の投書が掲載されている。

海外移住につき希望者の注意、戦勝後の国民が海外大飛躍の希望を有するは誠に喜ぶべき事なるが此機会に乗じて種々の奸計を廻らし私利を営むものあれば応募者たるものは宜しく移住地の状況、移民会社社員の人物等に就き詳細の取調べを遂げ自から安心する処あるを認めて而る後決心する処なかるべからず。頃日〔熊本〕市内に在りて暹羅移民を募集するものあり。希望者も頗ぶる多きよしなるが本日余は洗馬町の同事務所に至り事務員に面会して先づ暹羅殖民会社の社長は何人なるやを聞きしに事務員は其氏名を知らずと答ふ。次に該地農作物等の状況を質せしに事務員は一切之を知らず。唯だ頃日九州自由新聞に暹羅紀行とか云ふものを掲載しあれば之を見れば判然すべしと答ふ。彼等は既に彼地の事に就ては何事をも知らざるなり。次に余は渡航費の事に就きて問ひしが彼等の云ふ所にては渡航者は一人につき金六十円を携帯すべし。内十円は当地事務所の手数料として引去り船は神戸（目下副社長岩本千綱氏此地に在りと云ふ）にて外国船を借受け以て盤谷に直航すべし。若し応募者多数ならば船賃も自から廉価となるべきも少数の場合には此船の借入賃を頭割りにせざるべからずと云へり。此事最も奇怪なる話なり。郵船会社の汽船に搭載することせば新嘉坡まで下等にて一人につき二十円内外なり。外国船に乗込めば下等十七円余なり。新嘉坡より盤谷に至る迄は三四円の間のみ。されば本邦より暹羅までの船賃は僅かに二十五円を費せば足れり。然るを同会社は此廉価なる便船に乗らしめずして何故に別に外国船を借入れんとするぞ。怪訝の根本は此処に在り。正直なる田舎漢などは特別仕立の汽船に載せらるることを喜ぶやも知らざれど特別の底には亦た特別の事ありと知らざるべからず。余は元来暹羅移住を目的とする者なれども此殖民会社なるものの甚はだ不信用なるを信じ正直なる人々の之が為に欺かれんを恐れ此意見を付して貴社に投ず。貴社幸ひに余白を暇（か）さば幸甚。八月三日阿蘇郡内牧村士族（投）

なお、筆者は、九州自由新聞（熊本）に掲載されたという暹羅紀行を探してみたが、残念ながらこの時期の九州自由新聞は、どこの図書館にも保存されていなかった。

認可されなかった東洋移民合資会社

岩本は暹羅殖民会社の名で、複数の既存移民会社と移民募集契約を結ぶと同時に、自ら移民会社の設立にも着手した。彼のパートナーは、神戸市海岸通5丁目16番屋敷の廻船問屋、安松市郎右衛門³⁹（市朗右衛門とも書く）とその親類の米穀商久壽里房次郎であった。岩本は1894年後半の第1次移民集めの際にも、安松方に寄留しており安松と親しい関係にあった。移民会社設立には、移民保護規則（勅令第42号として1894年4月13日付官報公布）の定めにより、1万円以上の保証金の準備を要した。岩本は、資力のある安松と久壽里を表に出して、明治28年（1895年）7月1日に東洋移民合資会社設立に向けて移民取扱業営業の許可申請を、移民保護規則の主管大臣である内務大臣に提出した。

神戸の地方紙は、この申請を次のように報じた。

移民会社設立の計画 当市〔神戸市〕の久壽里房次郎（くすり・ふさじろう）安松市郎左衛門（やすまつ・いちろうさえもん）の両氏は資本金三万円を以て東洋移民合資会社を設立せんとて移民取扱業開始の義を内務大臣へ出願せり尤も認可を受けたる上は直に其筋の登記を経て更らに同会社設立の願書を差出す由なるが同社取扱の目的は単に暹羅国に限り移民の取扱をなし他諸外国に対しては一切之が取扱をなさざるなり尚ほ移民取扱の数は二千人を程度とし以上超過の人員は之を取扱はざる予定なり又右移民取扱の外付随の事業として予て暹羅盤谷府に設立せる暹羅殖民会社と特約を結び同会社に於て使役する本邦出稼人の労働せし結果として収穫する米穀の内同会社の手を以て本邦へ輸出するものを引受け買取する予定なりと云へり⁴⁰

この記事から、神戸の米穀商であった久壽里が、加わったのは単に安松の親族であるだけではなく、日本移民がタイで生産したコメの輸入の意図を有していたことが判る。

久壽里と安松が連名で内務大臣に提出した許可申請書及び添付の暹羅国実見録は次の通りである。

海外移民取扱業の儀に付願

近時本邦人海外出稼の志望頓に勃興し外国諸方へ渡航するもの日を逐て其数を増し候は内国人口の増殖及彼我労働賃銀の高低に基きたると加ふるに民智の開發に連れ漸く遺利を国外に拾得せんとするに由るものにして国家の爲め前途大に慶すべき現象と奉存候

仍て我々共爰に東洋移民合資会社を設立し移民周旋の業を営まんと欲し広く海外各国移民適当地を取調候処暹羅国は土地豊肥五穀耕作に適するのみならず今や追日開進の途に向ひ居候に付随て鉄道工事堀割工事精米業其他尤も多く其国土の如きも盛夏は殆んど百度に上るも毎に微風ありて苦熱を駆り極冷の候も七拾度を降らず殊に該国政府人民共に頗る日本人に厚意を表し寧ろ之を歓迎するの趣き有之右に付我々共の組織する会社は暹羅国を以て目的地となし他諸外国に対しては一切之が取扱を為さざる儀に有之候而して移民周旋の方法たる移民地に於ける相当の会社若くは個人と堅確なる契約を結び其都度之に対し地方庁の御認可相受候上需用の人員を相送り可申其他個々出稼人に対しては奸點〔かんかつ〕の徒夫の朴訥質直なる農夫が事情に暗く旅券の出願

³⁹ 兵庫県神戸市海岸通五丁目十六番屋敷安松市郎右衛門（兵庫県平民、45歳7ヶ月）は、商用で清国上海及香港に渡航のため、1890年4月14日に兵庫県で旅券の下付を受けている（外務省記録3.8.5/8「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）明治23年4月～9月、兵庫県」、リール旅7）ので、1844年生まれである。

⁴⁰ 神戸又新日報1895年7月4日

乗船の手續き等万端不便を感ずるを見て其機に乗じ甘言之を欺き種々の手段を運らし因て以て不正の利を占むるが如きの弊害を杜絶し此等渡航者の為め誠実に諸般周旋の勞を執り以て利便を与へんとするは是我々共の組織する会社附従の目的にして要は同胞の愛護と国益の増加とを計るに有之候尤も出稼人中疾病或は不測の事変に遭遇する等のものあるに当ては相当の救助は固より此場合に於ける帰朝旅費の如きは会社支弁の責に當り我在外領事館を煩はす等の義は致す間敷候將又保証金の義は御命令に従ひ相納め可申候

右の次第に付何卒微意御諒察の上我々共組織する合資会社に於て移民取扱業相當み候儀御聴許被成下度別紙暹羅国実見録相添へ此段奉願上候也

附言

本会社營業の目的は移民取扱の外付隨の事業として予て暹羅国盤谷府に設立せる暹羅殖民会社と特約を結び同会社に於て使役する本邦出稼人が労働せし結果として収穫する米穀の内同会社の手を以て本邦へ輸出するものを当会社に於て引受け買取する予定に有之候

明治廿八年七月一日

神戸市東出町百四十九番地平民 久壽里房太郎 (印)

同市海岸通五丁目十六番地平民 安松市朗右衛門 (印)

内務大臣子爵 野村靖殿

暹羅国に於ける日本労働者に対する実見録

暹羅国は北緯四度より廿一度に亘り東経九十八度より百六度に及び東は安南に接し西英領緬甸に連り南暹羅灣に枕し馬來半島に尽き北ロース [ラオス] を経て支那雲南省に境し紀元千八百九十三年仏蘭西と交戦の結果湄江 [メコン] 以東を裂て之れに譲与せると雖も全国の幅員尚ほ二万余方に足り地勢北方は山嶽重疊漸く南して漸く平に誠に首都盤谷より四方を眺望するに眼界の尽きる処又山影を認めず唯茫茫たる千里の沃野を見るのみ

国内二大河あり其東境に在るものを湄江と稱し源を支那雲南省に発し南柬埔寨海に朝す其西に在るものを湄南 [メナム] と名け首府盤谷を通じて南暹羅灣に入る共に其中百間より二百四五十間に到り深き所は一千四百噸の蒸汽船を堤下に直繋するを得べし

此二大河より幾百の支流若くは運河を作り國中恰も蛛網の如く運輸と灌溉との便に供す世界の勢は可憐にして而も豊饒なる此白象王国の未開を許さず今や欧州各国眼を此に注ぐ者多し然りと雖も其風土の異なる人情宗教を同ふせざる其他各種の源因より此地に労働者を送るの便を有せず然るに独り我日本は前記の各項大同小異略ぼ其軌を一にするを以て之を送るに尤も適当なりと信ず

由来我日本の官人若くは私人が或は視察に或は探險に歩を此地に入れし者尠ならずと雖も悉く皆短日月間にかかも所謂旅館調査を為せし者のみなれば単に皮相の見に止まり未だ其真象実情を窺知せしものなし之れ暹羅殖民の有利を今日に至る迄日本社会に注意せられざる所以ならん乎試に我日本より該国に労働者を送るに便利なるの点を略挙すれば則ち左の如し

第一 暹羅国人は欧州人を忌憚し支那人を厭嫌し日本人を愛敬す

蓋し欧人の該国に現住して所謂紳士と稱する者多くは水夫若くはボーイ等の成り上りにて驕慢無礼該国人を視ること恰も牛馬の如く支那人は単に利己主義を之れ事とし毫も該国の休戚を顧慮せ

ず可知勤勉にして而かも任侠なる我日本人を愛敬歓待する所以なるを

第二 土地頗る豊饒にして古来肥料を用ひず之れ畜に土質の然らしむるのみならず雨期の候浸水の為めに塵埃を運び来ると稲茎の朽腐するにより自然の肥料となるを以てなり

第三 生活極めて容易なり

該国の物産は素より米穀を以て第一となす加るに魚類極めて多く不完全なる投網を下すも尚ほ一挙して魚類数十尾を得べし牛肉の如き亦一斤の価金五六銭に上らず故に労働者にして充分滋養に富みたる適當の食事を為すも其生活費一ヶ月凡そ金貳円六七拾銭を outre ざるべし之れ実験上より得來りたる所なり

第四 氣候日本人の身体に適す

該国の緯度は前述の如くにして其氣候に於けるも十一月の寒期と雖も華氏の寒暖計七十二三度を降らず又三四月の熱期と雖も百度に昇ること稀なり

蓋し我九州地方に於てすら盛夏の候時に或は百度以上に昇ることあれば邦人の其暑に堪へずと為す可からず加かも該国は日中毎〔つね〕に微風ありて苦熱を驅り日夕に到れば涼風面を吹て快亦云ふ可からず

以上の如く氣候の激変なきため之に狎るときは却て健康を保つに容易ならん

第五 各種の衣類を要せず

前述の如き氣候なるを以て毎に単衣を用ゆれば事足り而かのみならず其西洋服の如きも頗る簡易にして小倉織若くはリンネルの白衣にて可なり襯衣〔はだぎ〕は大小英製の半袖襦袢を常用す

第六 交通便なり

該国に一大郵船会社ありウインプールと云ふ現今一千百噸より八百噸迄の汽船拾貳艘を以て盤谷香港新嘉坡の間を往来せしむ故に新嘉坡より盤谷は壹週間に貳度の便あり三昼夜にして達す可く香港よりは同じく二回若くは一回の便あり六昼夜にて到るを得べし

今試に日本神戸港より香港迄六昼夜にして達するとせば日本暹羅間は十二昼夜を要し台湾新領地よりは纔かに八昼夜を費さざるべし

今又茲に従来皮相の探險者が該国に労働者を送るに不利なりとするの理由を列举すれば

第一 日本暹羅兩國は去る明治廿一年布告せられたる親交条約の宣言書により既に殖民貿易を為すも故障なしとは雖も未だ通商条約なきを以て此国に向け労働者を送り若くは商業を開くは危険なり

第二 該国には風土病として虎列拉、赤痢、馬來熱等の諸病あれば此地に移住するは危険なり

第三 飲用水悪しければ健康を害し危険なり

第四 国人に定見なければ反覆常ならず危険なり

某々探險者は概ね以上の四件を以て危険なりと為すものの如し然り所謂旅館安臥的取調より見來れば危険是極るが如しと雖も試に深く實際的に其真象を穿てば大要左の如し

第一 日本の国情と暹羅の現況とを深慮すれば単に通商条約なる一紙片を恃んで万鈞の重となすを得可きか否決して然らず抑も暹羅の内閣は欧州諸国の為めに時に或は動揺せらるる事あり故に仮令日暹兩國間に立派なる通商条約あるも苟も彼れ欧州諸国にして害心あらんか奚ぞ此一紙片に由て以て安全なりと言ふを得んや若し又仮りに暹羅人の反覆心を起すを憂慮すべしとせんか今

茲に明言するを憚かると雖も之を防ぐに豈に其法なしと言ふ可けんや

第二 暹羅に発生する虎列拉病の如きは伝染性のものに非ずして悉く自発なり其原因は頗る多しと雖も要するに不摂生より来る所にして現任文部大臣パスカラウングス [パーサコーラウオン] 侯は衛生局長を兼ね居るを以て談茲に及ぶ毎に大に注意を与へしことあり盤谷府にある医師亦其予防法の頗る容易なるを確言せり

第三 暹羅の飲料水たるや悪は則ち悪なりと雖も其水質に至ては強ち不良と言ふ可からず現に数日間貯水し子虫 [ぼうふら] の生ぜしものを飲むも実験上曾て異状あることなし現任農商務大臣スリサクデー [スラサク] 伯の邸内に頃来 [ちかごろ] 小池を掘り瀆水器を作れり此水は決して不良なる者に非ず故に飲料に供するには井を掘るか又は河水と雖も之れを過濾すれば毫も健康に害なきは亦医師の証する所なり

第四 暹羅人を以て定見なし反覆常ならずとなす蓋し酷評と言ふ可し彼をして反覆常ならざらしむると否とは要するに之に接する人物の其所為の如何にあるのみ此確証頗る多しと雖も今茲に詳述せず

暹羅国に移民を送るの便否は大略前陳の如し果して然らば或る論者の言ふが如く危険なるものなるや否やは自ら瞭然たらん次に其労働の種類を数ふれば

第一 農夫 第二 鉄道人夫 第三 堀割人夫 第四 舟子水夫

第五 鍊瓦 [煉瓦] 製造人夫 第六 精米所人夫 第七 建築及道路改修人夫

第八 鋤山人夫

以上労働に対する大要を説明すれば

第一 農業は米穀、野菜、胡麻、甘蔗 [サトウキビ] 等を重なるものとし現に暹羅殖民会社は盤谷府の東端サツパトーム村に凡八拾万坪余の試験的良田を借り首府の北方凡三拾哩湄南河東岸のプロトンターニー [パトゥムターニー] 村付近に数方里の地所を有す

第二 鉄道は首府盤谷より起り旧都アユチア府を経て北方コラツト府に達し延長三百六拾哩目下工事半ばに到らず此鉄道にして完成せば西緬甸国ラングン府に達するの大鉄路布設の計画あり前途益々労働者の多数を要すべし

第三 堀割は北方サラボリ [サラブリー] を起点としプロトンターニー [パトゥムターニー] タチヤンに亘る数里間に四拾余条の運河を穿ちて灌漑の便に供せんとす此溝渠の如きも未だ漸く其三分之一を完成せしに過ぎず

第四 舟子水夫は湄南河口浅瀬となりし為め大噸数の汽船は河口を距ること三拾哩余のコスチャン [コ・シーチャン] 島の港湾に泊し沿岸各所より支那船を以て米穀を此に運搬転載す其数実に夥多し此れに用ゆる水夫亦頗る多数を要す

第五以下は別に説明するを要せざる可し

要するに暹羅に於ける労働者の必要は前途恰も春海の如し該国有識の士は素より新聞紙の如きも従来夥しく移住せる彼の不潔貪婪なる支那人を追ひ払ひ之に代ゆるに快達勤勉なる我日本人を以てするの可なるを唱へ否 [しか] らざるも国の幅員に比し人口非常に尠ければ此際日本人を招迎するの頗る得策なるを称道して殆んど全国の輿論をなす者に似たり就中農業の如きは其收穫せし米穀を直接我国に輸入し易 [か] ふるに我製品を以てせば彼我の幸福実に尠ならずと言ふ可し

其他牧牛、育羊、養豚の如き日本人が奮て業務に従事せんとせば彼れ暹人は取て之に資を投ずるを吝〔おし〕まざる可し

以上は現任暹羅殖民会社副社長岩本千綱氏より特に氏が暹国に於ける日本労働者に対する実験上の所見として聞知し得たる大要なり⁴¹

上記の暹羅国実見録は岩本が話したことを要約した旨記されているが、多分岩本自身が執筆したものであろう。但し、筆跡は岩本のそれより達筆なので、岩本が書いたものを別人が清書したものと思われる。この実見録で、岩本はタイへの日本人移民の非を主張する人の見解は、駆け足で安楽な「旅館調査」をした皮相なものに過ぎない⁴²と論断し、タイ移民の有望さを説いている。また、岩本はかつてのような農業移民に限定せず、鉄道や農業灌漑用運河建設人夫、鋤夫、沖仲仕、精米所苦力など、様々な分野に多数の日本人労働力を供給しようと考えていたことがわかる。

なお、申請書には申添として、久壽里と安松の経歴と営業資本金が次のように示されている。

東洋移民合資会社設立の義に付添申

履歴

神戸市東出町百四十九番地平民 久壽里房次郎

右者先代より米穀問屋業を営み現今尚ほ本業に従事致居候事

同市海岸通五丁目十六番地平民 安松市朗右衛門

右者明治十五年より回漕業を営み現今尚ほ本業に従事致居候事

営業場所 当時〔現在〕神戸市海岸通五丁目十六番地に設置す

営業資本金

金参万円也 但し業務着手の際内一半を各自出金し残る一半は必要に応じ漸次出金の筈右の通り相違無之候也

明治廿八年七月一日 久壽里房次郎 印

安松市朗右衛門 印⁴³

出願書では、タイの実情に通じ日本人移民の受け皿として暹羅殖民会社を既に設立している岩本が協力することを述べ、計画の具体性が強調された。

しかし、周布公平兵庫知事は、認可に反対する意見を副申して7月13日付で内務大臣に安松等の出願書を伝達した。反対の理由は、現在海外の移民受入の需用が減少しているにも拘わらず、移民業者が取扱手数料収入を狙って労働者を甘言で集め、連れ出した後は放置するという無責任な実態があるなかで、新しい業者を認可すれば、移民募集の競争を一層激化させるというものであった。

知事の危惧は、原敬外務次官から岩本千綱のタイ移民事業に篤と注意すべしという前出の文書が届いていたことに加え、当時神戸で、南繁蔵が移民者を騙し、神戸出航後香港で放置した事件が報道さ

⁴¹ 外務省記録 3.8.2/48 「移民取扱計画雑件 第一巻」

⁴² 本稿注5に述べた齊藤幹シンガポール領事の、1894年4月のタイ調査を暗に批判したものと思われる。

⁴³ 外務省記録 3.8.2/48 「移民取扱計画雑件 第一巻」

れていたことにも一因があろう。例えば、神戸又新日報の1895年6月9日号には次の記事が掲載されている。

移民周旋人の奸計、移民周旋人が正直なる田舎ものを誤魔化し移住の周旋をなすべしと欺むき所有金を巻揚げるは珍らしからぬ事なるが、此れ等もその仲間をや。当市の南某外二名は昨年十二月下旬広島県より二十四名、本年二月頃同県より二十一名の移住民を連れ来り英領なる南洋ボルネオ島へ移住せしめんとし前記二十四名よりは千三百余円を、二十一名よりも亦た千余円を預かると称して横取りし移住民は便船を求めて香港まで送たり。何にも知らぬ移住民は三名に預けし金円にて渡航も出来、目的地に着せし上は残金を渡し呉るるならんと安心し居たるに香港へ着いて見れば便乗此処までの定めなり。船賃も無論此処までよりは受け取り居らぬとの事にて誰れに掛合はん様もなく同地に在住せる本邦人大高佐市方に身を投じて進退何れも自由ならず男泣きに泣き居るよし。その筋にての注意は去る事ながら移住でもするものはよくよく聞き合せ信用するものの手を経て渡航すべし⁴⁴

兵庫県知事の副申を読んだ内務大臣は主務局長（警保局長）を通じて、兵庫県に詳しい調査を求めた。これを受けて、兵庫県知事は、安松、久壽里に追加情報の提供を要請した。安松・久壽里は連名で、8月7日付けの回答書を提出した。この回答書には、安松・久壽里に加え三人目の東洋移民合資会社の社員として、熊本県土族檜前（ひのまえ）捨次郎の名が初めて記載されていた。檜前は、本稿171及び174頁に述べるように宮崎滔天を岩本千綱に紹介した人物である。

この回答書とは別に、兵庫県は独自に調査をして、取調書を作成し8月24日付けで内務省警保局長に提出した。

取調書は、現在海外での移民の需用は少ないのに甘言で移民者を募り無責任に放置し、日本の領事に面倒をかけている移民業者が存在するという現状を屢述し、さらに安松・久壽里には一定の財力はあるがタイのことは全く知らず、岩本千綱一人の情報だけに頼ったあぶない計画であるとして、認可すべきではないという見解を繰り返した。

同取調書は岩本千綱の素性、岩本と安松、久壽里との関係を次のように記している。

二 本件に付 内実他に主動者有無

本件に関する主動者如何を内偵するに左〔下〕の如し

高知県高知市新町五丁目十番地土族岩本千綱（三十七年）は曾て陸軍中尉の職を奉じ退職を命ぜられし後は一定の職業なく諸方徘徊せる内暹羅国へ渡航し本人の人に語る所によれば同国農商務大臣の知遇を受け居たる処過般殖民会社を設立せらるるに際し千綱は其副社長相当の位置に挙げられ爾來同会社に従事せりと其実否を質さんとあらば同大臣に電報を以て問合せらるべく其費用の如きは自分に於て無論負担すべしと揚言し居れり

三 本件企業の内情は

前記の千綱当神戸に往来する毎に安松市郎右衛門方を定宿とし互に懇意となり千綱は市郎右衛門に説くに暹羅国に於て移民開拓の業に従事せば夥多の利益あるを以てし市郎右衛門も亦移民取扱の業を始めん事に同意し爰に創業の準備をなし而して久壽里房次郎と市郎右衛門とは親戚なるを

⁴⁴ この記事の「南某」は、神戸又新日報1895年2月27日号に「ボルネオへ渡航 和歌山県の南繁蔵と云へるは山林伐採の目的を以て労働者十五名を引連れ昨日当港出帆の便船にてボルネオへ向け渡航せり」と報じられている南繁蔵のことである。

以て協議同意出願したる趣に有之然るに市郎右衛門及房次郎とも實際移民扱業の経験あるに非らず唯千綱の言を信じ発起したるものと認められ候⁴⁵

9月2日、内務大臣は、安松等の出願書は法定の要件を充たしているから、単に過当競争という理由だけで不認可にすることはできない、認可しようと考えたが、一応外務省に意見を求めた。9月20日外務省（主管は通商局）は、次のように回答して来た。

内務大臣子爵野村靖殿 外務大臣臨時代理侯爵西園寺公望

神戸市東出町平民久壽里房次郎外一名より移民取扱営業出願の件に付関係書類添付本月二日付兵甲第二〇三号を以て御照会の趣了承兵庫縣知事副申の主旨とする所は重もに同業者を増加するは不得策なりと云ふに在て之に認可を与へざるの理由としては薄弱なりと雖も移民会社目下の情況等より觀察すれば尚ほ篤と詮議を要する事と存候殊に右出願者は其目的とする移民地を實踐したるにはあらず其国状に就ては単に高知県土族岩本千綱の言のみを信じ企業するものの如くなれども右岩本に付ては種々宜しからざる風説等有之候人物なれば同氏の言を信じ此業を開始するは頗る危険の事と考候且つ同国に於ては帝国政府より派遣したる駐在官吏無く近頃〔1895年9月14日〕漸く仏国政府に依頼し其外交官をして帝国臣民を保護せしむることに為したる⁴⁶位なれば今後多数の移住民渡航致ては保護十分行届かざる義も可有之又新嘉坡在勤齊藤二等領事の暹羅国出張取調報告書⁴⁷並に香港在勤中川一等領事の移民保護に関する意見書（本年六月廿五日〔正しくは廿八日〕官報掲載）に依るときは暹羅国に於ては労働賃銀甚だ低廉にして普通労働者は日雇三十二アツ乃至四十アツ即ち我が三四十銭にして月雇十テコル〔パーツ〕乃至十六テコル即ち我が六円乃至九円六十銭を得るに過ぎざれば同国の事情に暗き無智の出稼農民をして失望せしむる場合も多かるべく又同国官吏中には本邦農夫の移住を希望する者あるも気候炎熱運輸不便なる等の為め我が政府及移民取扱人に於て特別の保護注意を与ふるに非れば同国に於ける移民は成立せざるべく且米作を除くの外普通一般の労働を以て目的となす移民には相応すべき事業無之趣に候又目下営業中なる神戸渡航合資会社の如きは徒らに海外移住の利益を説き海外に於ける労働者需用の如何を顧みずして可成多数の労働者を渡航せしめ名を手数料等に藉りて巨利を占めんとする為め無智の農民をして困難に陥らしめたる等の不都合ある旨屢々帝国領事より報告有之候其都度兵庫縣知事へ取締方及移牒置候義に有之候本件の如きも一度許可相成移民取扱営業を開始するに至らば終には前頭神戸渡航合資会社の如き結果を來たし僅少の渡航周旋料を得るのみにては得失相償はざるに付自然需用の如何を顧みずして可成多数の労働者を渡航せしめ遂に彼等をして困難に陥らしむる場合に立至るは營利上免るべからざるの通弊と考候就ては前文の事情再応兵庫縣知事へ御下問相成篤と御調査の上果して不都合なしと御認相成たる上にて御認可相成の様致度此段回答申進候也

追て別紙関係書類は用済に付及御返戻候也⁴⁸

ここに、岩本等が東洋移民合資会社を設立して、自ら多数の移民を集める計画は完全に頓挫した。

⁴⁵ 外務省記録 3.8.2/48 「移民取扱計画雑件 第一巻」

⁴⁶ 日本政府がフランスに在タイ邦人の保護を依頼した件については、本論文（下）で説明する予定である。

⁴⁷ 齊藤幹『暹羅国出張取調報告書』外務省通商局第二課、1894年9月20日発行、全80頁

⁴⁸ 外務省記録 3.8.2/48 「移民取扱計画雑件 第一巻」

頓挫の理由をまとめれば次の通りであろう。第一に兵庫県では、移民業者の悪行が広く知られており、1895年3月には小倉幸のボルネオ代理人南繁蔵が香港に移民を置き去りにした事件が発生し、また、神戸渡航合資会社と雖も、できるだけ多数の移民を集めて手数料を稼ぐことを重視し、移民の就労や保護は二の次という金儲け主義に走っており、県庁や外務省は移民事業者に不信感をもっていたこと。第二として、兵庫県の調査で、岩本千綱は東洋移民合資会社設立の実際の主動者と認定されたが、彼は陸軍退職後定職に就かず諸方徘徊のうちタイに渡った人物であり、タイのことを全く知らない安松と久壽里が、岩本の口車に乗せられている可能性があること。第三に、内務省から外務省への照会によって、岩本の悪評判が再確認されただけでなく、外務省は斉藤幹などの調査報告書等によりタイの米作の実態を知っており、かつ、タイの一般労賃は日本と比較しても決して高くはないことも承知していたので、日本人のタイへの農業・労働移民は成功の余地に乏しいと判断していたこと。加えて、日本領事がないタイに日本人労働者を多数連れていって問題が生じた場合、彼等を保護することができないという危惧をもっていたこと、などである。

VII. 宮崎滔天の海外渡航株式会社バンコク代理人就職

海外渡航株式会社が募集したタイ移民（第2次タイ移民）を岩本千綱に代わり、同社代理人としてタイに率いた宮崎滔天（本名 虎蔵、筆名 南蛮鉄）は、1895年初めから同年10月2日に同社のバンコク代理人として神戸を発つまでの自分の行動について、数多く書いている。しかし、その記述内容は曖昧なうえ矛盾する個所もある。彼が書いているものに拠っただけでは、1895年初めからタイ渡航に至るまでの個々の行動が何時のものであるのかをおおまかに定めることさえ困難である。加えて、後述するように、滔天は米国渡航のために1895年4月9日に旅券を取得したという重要な事実を何故か伏せたままにして、1895年の行動とその意味について叙述しているので、彼の記述内容の信憑性にも疑問が生じる。

宮崎滔天の年譜の作成者も、1895年の宮崎に関する大部分の事項については、おおよその月日を入れることさえもできていない。「年初」と時期を明記している数少ない項目さえ、事実とは合致していない。

1895年の滔天の年譜は、次の事項で始まっている。

[1895年] 年初 米国行を企てて上京、麴町区有楽町三丁目一番地八百屋片山栄次郎方に弥蔵[二兄、島津弥蔵]とともに寄寓。このときか、上京の途中、神戸で檜前捨次郎の紹介でタイ移民策を説いていた岩本千綱を往訪⁴⁹。

即ち、年譜作成者は、1895年初に、滔天は神戸で檜前の紹介で岩本に初めて会ったと推定しているが、この時期の両人の面会は、次のような事実・資料に照らせば、考えられない。

第一に、1895年初めにおいては、岩本はバンコクで暹羅殖民会社を設立中であり、神戸には滞在していなかった。岩本は、バンコクを1895年2月27日に発ち一時香港に滞在した後、神戸に戻って来たのは同年4月である（巻末付録（2）略伝）。

第二に、宮崎滔天の旧知の熊本県士族檜前捨次郎と岩本千綱とが、ともに神戸に滞在して事を共に

⁴⁹ 宮崎龍介・小野川秀美編『宮崎滔天全集、第五巻』平凡社、1976年、660頁

誘惑して不正の利を貪るの徒漸く多く、未知の蛮土に移民を誘出して無惨の最後を遂げしむるもの亦少からず。是を以て官、労働者の海外渡航を取締り渡航条例〔1894年4月13日官報公布の移民保護規則のこど〕を勵行す。岩本氏乃ち事情容易に移民を誘出す可からざるを知り、別に一策を建て、終に神戸の商人久須里某〔久壽里房次郎〕を説ひて移民渡航条例に則り一移民会社建設の企をなす。久須里〔久壽里〕、檜前（捨次郎）及某〔安松市郎右衛門〕の三人を之が發起人となし、願書を整へて之を其筋に致さしめ、傍ら大谷津氏を助けて商人を集め日暹貿易の利を説き、以て商品見本を輯集するに努めたれば、暹羅と云ふ事は頓に天下の一問題となり、奇利を追ふの投機商、奇功を喜ぶの浮浪、集つて雲の如く、岩本氏之が中心となり、盛に経綸を説き、暹羅事業を則ち岩本事業なりと公言し、亦人をして然く思はしむに至る。岩本氏当時の盛威実に當る可からざるものありたり。

如斯岩本氏は大手を拡げて暹羅を叫び、人は集まつて門前市を成すの盛況を呈し、事は益々煩雜となり、面倒となり、時日は漸く回轉して、スリサツク〔スラサツク〕侯を始め在暹の同志皆渡暹を促し来る。

岩本氏は一方に於ては切りに移民会社〔東洋移民合資会社〕の成立を待つと雖も、容易に許可を得ざるを以て、同年〔1895年〕七月広島海外渡航株式会社に托して百人の移民を募集せしむ。渡航株式会社は之に応じて、之を熊本県に募り、辛じて六十人の応募者を得 直に神戸に回送す。岩本氏其百人に充たざるの故を以て渡航会社を訴へて損害の要償をなさしめんと擬す。会社周章狼狽為す処を知らず、仲裁を用ひ、辞色を卑ふして平和の落着を計ると雖も、事容易に決せず。双方の交渉殆んど寧日なし。時に岩本氏病を得て諏訪山吉田病院に入り、一時生死不定の身となり、万事亦休止の態となる。

当時一飛報あり、暹羅移民ブカノン〔正しくはブカヌン〕に惨死すと。此移民の惨死は延ひて岩本氏の身上に及び、遂に氏の素行人物をも非難せしむるに至る。於是渡航会社も亦氏の言動に疑惑を生じ、氏に移民を托することを危ぶむの止を得ざるに至れり。然れども六十の移民を一旦誘出して、空しく帰らしめんか、多少の損害金を彼等に払はざる可からず。進ましめんか、岩本氏、人数不足を名として受取らず。進退茲に窮まるの際、恰も布哇（ハワイ）移民募集の事あり。依つて彼等移民を説ひて布哇行に変更せしむるの議に決し、乃ち其意を以て六十の移民に論す。命を受くるもの四十、他は皆最初の目的を達せんことを主張して聞かず、亦渡航会社の難題物となれり。

余、当時偶々暹羅漫遊の志を持して神戸にあり、彼等〔20名〕余が同県〔熊本県〕人にして、且つ其中には同郷知り合のもの四、五ありたるを以て、余に来つて暹羅に同伴せんことを乞ふものあり。余亦大に暹羅行の不得策なるを論し、寧ろ国情相通ぜる布哇に行くことの得策なるを説くも之に服せず。未知の蛮国に入つて巨利を博せんとの投機根性は、先きに〔第1次タイ移民の〕山口県人と岩本氏との間に結ばれたるものと小異大同の契約書に依つて、已に先入主となり、假令暹羅の野に餓死するの不幸を見るも、初志を貫徹せずんば止まず、渡航会社〔海外渡航株式会社〕若し此行を止めしむれば、一人に付八十円余の損害を払へと要求するに至れり。於是渡航会社は遂に一人の代理人を付し、岩本氏の契約を解除し、自ら責任を負ふて二十名の移民を渡暹せしむるに決せり。

渡航会社は余に向つて其代理人たることを乞ふ。余辞して受けず、専務取締役春田宰三郎〔正

しくは社長麦田宰三郎] 氏，余と一面の識あるの故を以て切りに乞ふて止まず。万一の不幸に陥るあらば，全般の責任皆我双肩に負ふて之を処理せんと云ふ。余辞すること四度，会社は更に重役二人を派して余を説かしむ。依て余は吉田病院に至り岩本氏を訪ひ，移民渡航の可否を正す。岩本氏当時病猶重く，氷を以て口中を湿し，漸く微声を発して曰く，余 [岩本] は渡航会社との関係を断つ止むを得ざるに至れり。然れども移民の渡暹は余実に切望に堪へざる処，我殖民会社 [暹羅殖民会社] の余を促す唯移民の来着を待つ而已。余渡航会社と関係を絶つと雖も，裏面の責めは殖民会社に於て之を負ふ可し。乞ふ，理事石橋 [暹羅殖民会社理事石橋禹三郎] 氏に君を介せん。願くば安んじて移民と共に暹羅に入る可しと。余 [滔天] 心少しく動き，更に渡航会社重役に就て彼等の意志を慥かめんが為めに，謂て曰く，若し不幸にして業に就くを得ず，暹羅の野に漂浪する時は之を如何。彼等答へて曰く，電報一発の下に旅費を送らん，君之を以て移民を送還せよ。余曰く，諾。更に移民に至つて前意を以て之を語る。物知りの一人進んで曰く，山田仁左 [山田長政] の墓畔に屍を埋めん而已。衆齊（ひと）しく善哉と称す。余曰く，快，乃ち代理人たるを諾す⁵¹。

上に引用した「暹羅殖民始末」は，1895年6月前後から宮崎が第2次タイ移民を率いて神戸を発った同年10月2日までの事項を記している。文章からは，滔天が岩本の名を知ったのは，岩本が1895年6月前後に東洋移民合資会社設立に着手し，暹羅事業の中心人物として名を馳せた頃だと読むことができる。しかし，タイ事業家岩本に関する報道は，1893年に岩本がタイから帰国以来数多く，岩本はタイ事業で有名であったので，滔天が岩本のことを知ったのは1895年半ばというのは遅すぎる。滔天は，その後何時岩本に初対面したのかは言及しておらず，ただ海外渡航株式会社から在タイ代理人就任をせがまれた後に，入院中の岩本に話を聞きに行ったことを記すのみである。

また，「暹羅殖民始末」の東洋移民合資会社設立試みの過程に関する記述は，不正確である。前に示したように，東洋移民合資会社許可申請は，安松，久壽里の二名が1895年7月1日付で提出し，その後同年8月7日に檜前も加わっている。

「暹羅殖民始末」の刊行から5年後，宮崎滔天は『三十三年の夢』で，1895年の行動について次のように書いている。

1895年初め滔天と二兄（島津弥蔵）は，母や一兄にも真意を隠して，

土地売却運動の如き，名を米国行に托して，実は支那行の旅費を作らんとしたるなり，…然れども土地売却運動は遂に意の如くなる能はず，辛うじて之を典 [質入] して数百金を得たり，仍て二兄は之を懐にして東京に出で，余は一家を片付けて其後を逐ひ，共に東京に落合ふて背水の陣を張り，以て徐ろに方法を議することとはなりぬ，…余は兎に角一家の段落を着て東京に向へり，当時岩本君なるものあり，神戸に在りて盛に暹羅経綸を説く，而して余が同郷の友人檜前 [檜前捨次郎] 君なるもの亦彼と事を共にせり，余乃ち檜前君の紹介によりて往て岩本君を見る，而して其説く所に因りて同国の事情を知り，殊に同国に於ける支那人の勢力あるを聞知するに及んで，心頭一点の希望は浮み出でたり，以為（おもへ）らく此処或は万一の踏台をなすに足らんと，窃（ひそか）に胸底に畳みて東京に出で，有楽町八百屋の楼上なる二兄の下宿所に入り，共に起

⁵¹ 国民新聞 1897年8月1日

臥寝食を俱にして、竊かに前途の方針を協議せり、
 方策を建るものは常に余なり、而して之を選採採決するは二兄の任なりき、是に於て余は又三条
 の方案を提出せり、即ち曩に金〔金玉均〕君の葬式の時に一見したる無名の英雄〔渡辺元〕を訪
 ひ、胸中の秘密を擲出して其義気に訴ふること其一なり、無名の女侠の函館にあるものに頼りて
 身を潜め、一切外間との通交を絶ちて支那語学を専修し、業成るに及んで、帯ぶる所の数百金を
 以て直に支那内地に進入するの策其二なり、暹羅の地は生活するに易く、而して支那人その人口
 の大半を占むると聞く、即ち此処に航して支那の言語風俗に習熟し、基礎を同国の支那人に作り
 て、機を見て支那本土に進入するの策其三なり、而して余等は終に悉く此三策を試みるの止を得
 ざるに至れり、余何ぞ多策なる、人生亦何ぞ多忙なる⁵²

上記引用部分の記述に基づいて、『宮崎滔天全集』の年譜作成者は、滔天の1895年の年譜に、同
 年の初めの出来事として「このときか、上京の途中、神戸で檜前捨次郎の紹介でタイ移民策を説いて
 いた岩本千綱を往訪」と記したものとと思われる。しかし、前述の如く、これは時間的な前後関係から、
 あり得ないことである。

繰り返すが、岩本と檜前の提携は、東洋移民合資会社設立の試みに於いて生じたものであり、両者
 の提携時に滔天は岩本に初対面したというのであるから、それは1895年7月か8月初めである。

前述の如く滔天は二兄弥蔵とともに1895年4月9日に神奈川県庁で米国行きの旅券下付を受けた
 事実がある。上に引用した『三十三年の夢』の中で滔天は、米国行きを口実に土地を売って金を工面
 し、支那行の旅費に充てようとしたと記しているが、本気で渡米の意図がないのに、わざわざ時間を
 費やし手数料まで払って、単なる口実作りのために旅券下付の手続きをすることが考えられるだろう
 か。滔天と二兄は本当に米国に行くつもりで旅券の下付を受けたに違いないのである。しかし、滔天
 が書いたものは、どういう訳か米国渡航のために旅券を取得した事実を一切伏せている。

神奈川県の旅券下付日が、1895年4月9日であることから、少なくともその数日前には旅券を申
 請する必要がある。申請に先立ち、滔天は上京し二兄と協議して米国渡航を決定したのであるから、
 滔天の上京は遅くとも4月初めでなければならない。

土地を質入れして得た手持ちの数百円では、渡米費用には不十分であった。4月半ば、滔天は二兄
 とともに渡米費用の金策に奔走した⁵³はずであるが、思わしくなく、渡米を諦めざるを得なかった、
 そこで次にどうするか身の振り方を議論した結果が、滔天のいう上述の三策であったと考えられる。

滔天は先ず、第二策実行のため函館を訪問するが、中国語の教師に相応しい中国人を見つけることが
 できず、短時間で断念。続いて、兄弟で第一案を実行するも金策は成らず、横浜の中国商館に潜んで言
 語風俗を学ぶように勧められた。兄弟で協議の結果、弥蔵は助言に従い中国商館に入り、滔天は「暹羅
 に航して基礎を彼地に作るに努め、兩人二途に別れて分業」（『三十三年の夢』、61頁）することとした。

余〔滔天〕は東京を發して神戸に向へり、岩本君に面して暹羅行の打合せをなさんが為なり、彼
 曰ふ近々移民を率いて暹羅に乗込むべければ、期に後れざる様来り会せよと、余は急ぎ郷に帰り

⁵² 白浪庵滔天（宮崎寅蔵）『三十三年の夢』、国光書房、1902年8月20日発行、55-57頁、本稿の『三十三年の夢』の引用は
 総て、国光書房1902年刊行版による。

⁵³ この前後に副島種臣に面会したのは、渡米資金の相談であった可能性がある。また、滔天のいう無名の英雄の義侠心に訴
 えようとした第一策も、渡米資金の金策の過程の出来事であったかも知れない。

て準備を整へ、再び神戸に至りて岩本君を訪り、何ぞ凶らん、彼は重病を得て瀕死の境に漂ひつづあらんとは

百人に近き移民は既に来りて出発を待ちつつあり、而して主なる岩本君の病は日に重（お）もり行き、何時出発すべしとも定まらず、剩さへ病院長は死生不明の診断さへ報告するに至りたれば、之が周旋者たる広島移民会社の困却一方ならず、加ふるに各所の新聞は筆鋒を揃へて岩本君の身上攻撃を始め、其事業を危（あやぶ）みて山師的なりとなすもの多かりしを以て、移民会社も前途の憂慮と目前の事情とに迫られて、其移民を挙げて布哇行に変更せしめんと努め、遂に岩本君等一派と移民会社の衝突となり、延いて移民と移民会社との衝突となり、紛々擾々として解決の期なく、時日徒らに遷延して出発の期知るべからざるを以て、余は独り先発して単騎暹羅に入るの決心を採り、別を告げんが為めに岩本君を其病牀〔病床〕に訪へり、

曾て鉄（くろがね）の如くなりし岩本君は、今や絲の如く瘠せ細りて病牀に横（よこたは）れり、余を見て目礼を施し、手真似もて看護婦に下知して、差出す冷水に其口を湿ほしつづ、微声を絞りて余に謂て曰く、僕の身今此の如し、生死未だ知る可らざるものあり、恨むらくは暹羅農商務大臣の重託に辜負〔そむく〕することを…語絶えて言ふ能はず、復た水を飲みて漸く口を動かして曰く、聞く移民の大半既に布哇行に変更して、残余二十人のみ頑として暹羅行を主張して止まらずと、想ふに是天の未だ吾志を棄ざるなり、君願くは僕に代り、彼等を引率して暹羅に航し、彼国農商務大臣スリサツク侯、及び我殖民会社同人と謀りて殖民の基を定めよ、若し此の如くなるを得ば、豈啻僕の幸福のみならんや、亦実に日暹両国将来の幸福なりと、余は此一言によりて動かされたり、然り、従来彼の言説所作に多少の疑惑を懐きたる余は、敢て其是非を問ふの違なくして彼の意に従へり、然り、命是に窮（きはま）れば人皆真に回る、此刹那に岩本君なきなり、人を動かす豈弁舌にあらん哉、余岩本君の代理人となり、移民を率いて暹羅に至らんと決するや、移民会社も亦法規に従つて一代理人を置かざるべからざるを以て、余に托するに其任を以てす、蓋し彼等余を以て経済的方便の用となしたるなり、余も亦懐中僅かに渡航費を余すのみなるを以て、奇貨用ゆべしとなし、月給四十円、外に旅費百円の約を以て之を諾す、余が月給取りとなりたるは前後唯はあるのみ、乃ち航期定まり紛擾も亦た解くるを得て、移民会社員の喜び一方ならず、重役一同余を拉して福原〔神戸の福原遊廓〕の第一樓に上れり、則ちまた青樓に春を買ふの始なり⁵⁴

滔天は東京で「兩人二途に別れて分業」することを決め、東海道を下って神戸の岩本千綱に面会を求めたが、初対面であったので、岩本への紹介を檜前に請うた。それは前述のように、7月か8月初めのはずである。

バンコクから神戸に戻ってきた岩本が、第2次移民を率いてタイに再渡航するために兵庫県で旅券下付を受けた日は、1895年6月14日である。旅券下付表には、岩本の住所は「神戸市海岸通五丁目16番寄留」、渡航目的は「殖民並に商業」、岩本の年齢は37歳10ヶ月と記されている⁵⁵。彼の寄留地は、共に東洋移民合資会社を設立中の安松市郎右衛門の住所である。一方、岩本と共に、帰国した大谷津直麿の旅券下付日は、同年8月17日、渡航目的は「学術研究」、住所は同じく安松方である。大谷津と

⁵⁴ 前掲『三十三年の夢』61-63頁

⁵⁵ 外務省記録3.8.5/8「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）明治28年1月～6月府県渡、兵庫県」、リール旅11

前後して、安松方を住所として暹羅行きの旅券下付を受けたものに、4名の山口県平民がいる。即ち、8月9日に野坂和平（38歳11ヶ月、渡航目的「農業視察」）、山縣復三郎（38歳4ヶ月、「商況視察」）、守田卯兵衛門（29歳10ヶ月、「商況視察」）、8月16日に中尾芳之助（43歳3ヶ月（ママ）、「殖民会社用」）である⁵⁶。中尾は、前述（本稿150頁）のように、小倉幸が募集したハワイ移民に参加したが身体検査不合格で神戸に戻り直ちに1894年12月の岩本の第1次タイ移民に参加のために旅券を取得した人物である。しかし、何らかの事情でタイまでは同行できず、第2次移民団と共に渡タイすることにしたようである。中尾の渡航目的は「殖民会社用」。この殖民会社とは暹羅殖民会社と見て間違いない。

8月半ばにおける同行予定者の旅券準備状況からみて、岩本は、海外渡航株式会社に委託した熊本県でのタイ移民募集がまもなく完了しタイに出発できるものと見込んでいたものと思われる。もし、移民が早く獲得できていれば、未だ罹病せず元気であった岩本は予定通り8月後半には出発したはずである⁵⁷。

宮崎滔天は、8月初旬前後に岩本と初対面し、岩本率いる第2次タイ移民団に同行する許可を得た。宮崎は出発までまだ少々時間的余裕があると見て、別れに熊本の家族を急ぎ訪問した。

滔天が神戸に戻って来た時期は8月中旬ごろであると思われる。上記『三十三年の夢』の記述によれば、この時には様子が一変していた。百人近い移民は既に集まっていたが、肝心の岩本が生死の境をさまよう重病（腸チフス）⁵⁸に罹っており、また、岩本の移民事業への悪い評判も高まっていた。困った海外渡航株式会社は、集まった移民全員にハワイ行きに変更するように勧めた。この結果、岩本に同行してタイに行く予定の4～5名は会社の移民先変更を批判し、また、タイ行きに固執する移民たちも会社と対立した。このような膠着状況を見た滔天は、岩本一行に同行してタイに行くという当初の計画は遷延するしかないので単独でのタイ行きを決意して、別れの挨拶のために岩本を訪ねた。その場における岩本の移民事業への熱意、それが将来日タイ両国に幸福をもたらすという熱弁に感動して、滔天は「岩本君の代理人となり、移民を率いて暹羅に至らんと決」した。この滔天の決心

⁵⁶ 外務省記録3.8.5/8「海外旅券下付（附与）返納表違違一件（含附与明細表）明治28年7月～12月、兵庫県」、リール旅11

⁵⁷ 卷末付録（2）略伝で、岩本は1895年8月14日に移民60余名と大量の商品貨物をもってバンコクに発つはずであったが、その4日前即ち8月10日に罹患したと記している。8月14日出発は最初の計画であったかも知れないが、商品貨物担当の大谷津の旅券取得日が8月17日であることから見て、たとえ岩本が健康でも8月14日の出発は不可能であった。

⁵⁸ 岩本の病名を明記しているものは、宮崎滔天が石橋禹三郎を回想した次の文章が唯一のものである。即ち、明治二十九年〔正しくは二十八年〕秋、私が東京にて渡邊元君と弥蔵兄とに別れを告げて神戸に到り、岩本千綱君を訪ふた時には、岩本君はチオウチブス〔腸チフス〕を病んで死生の境に呻吟して居た。彼は水に口を湿しつつ苦しき息を吐きながら、一旦募集せる移民は、自分が此病気の爲めに布哇行に変更されしも、二十五人（ママ）の移民は暹羅行を固持して頑として肯かず、而も此の移民は貴県（熊本県）の人のみにて、至極頼母敷思はるれば、願はくば広島移民会社の代理人の資格を以て、此二十五人を率いて行つて呉れる事は出来まいかと、涙を垂れて懇請したのであつた。

私に取つては渡りに舟である。されど知らぬ異郷に農民伴れての旅行は、二十二三の少年の我身としては荷が重過ぎるのみならず、移民諸君としても冒険に過ぎるを思ひ、彼等に逢つて一応の説諭を試み、強情張らずに布哇行きに変更すべきを勧告したれど、彼等は私の同行を力に、ますます暹羅行を主張して止まざれば、遂に艱難辛苦を共にすべきを誓ひ、此事を岩本君に復命し、彼の請を容れて広島移民会社の代理人として、移民を率ひて出発する事に決めたのであつた（宮崎龍介・小野川秀美編『宮崎滔天全集、第二巻』、平凡社、1971年、544-545頁）。

なお、上記引用文では、滔天は神戸での元気な岩本との初対面及び熊本に帰郷後再び神戸に戻った後の病人の岩本との再面談、即ち2回の面談を混合して面談は1回だけのように記している。

当時兵庫県（神戸）で腸チフスが流行していたことは、九州日日新聞（熊本）1896年3月11日号の記事に、1895年の兵庫県の腸チフス患者は1,359人、うち死者は351人とあることから明らかである。同一記事によれば、腸チフスの外にも同年の兵庫県のコレラ患者は3,603人、うち死者は2,782人、赤痢の患者は1,873人、うち死者は590人である。

と同時期に、「移民会社も亦法規に従つて一代理人を置かざるべからざるを以て、余〔滔天〕に托するに其任を以て」（同書、63頁）した。

しかし、滔天はタイ代理人に就任する経緯について、「暹羅殖民始末」（1897年7-8月国民新聞連載）では、上記『三十三年の夢』とは異なる説明をしている。即ち、海外渡航株式会社は、岩本と手を切り、タイ移民として募集した熊本県人60名をハワイ移民に振り向けようと努めた。しかし、その中の20名はハワイへの振替を拒み、もしタイ行きが不可能なら一人80円の賠償を要求した。同会社は遂に、単独でタイ移民事業を実施することを決め、岩本（暹羅殖民会社）に代わる在バンコク代理人として滔天に白羽の矢を立てた。この申し出を受けて、滔天は相談のために病床にある岩本を訪ねたところ、岩本は、自分は海外渡航株式会社のタイ移民事業とは無関係になったが、タイに行けば岩本、石橋禹三郎等が創立した暹羅殖民会社が依然存在し、石橋が移民たちの仕事の斡旋などに協力してくれるにちがいないと語った。

つまり、『三十三年の夢』では、岩本の熱弁に動かされ滔天は代理人を引き受ける決意をし、同時に会社からも申出を受けたと説明している。一方、「暹羅殖民始末」では、海外渡航株式会社は岩本と手を切って単独でタイ移民事業を実行する決定をしたのち、滔天に接触して熱心にタイ駐在代理人就任を依頼したので、滔天はタイ情報収集の一環として岩本を訪ねたという順序になっている。

元来、海外渡航株式会社と岩本（暹羅殖民会社）との契約は、会社が集めたタイ移民を、岩本がタイでの代理人となって責任をもって世話するというものであったはずである。同社が岩本（暹羅殖民会社）と関係を断ったのち、単独でタイ移民事業を行うには、移民保護規則に従い自らの代理人をタイに置く必要があった。代理人の経費を考えれば、20人という少人数のタイ移民事業は採算が合うものではないが、海外渡航株式会社が敢えて滔天に代理人を依頼したのは、タイ移民で問題を起こせば営業停止処分を受けドル箱のハワイやウラジオストック移民事業にも影響するという危惧が強かったことや、将来の事業拡大（新移民地の開拓）のための試験的先行投資と考えたからであろう⁵⁹。滔天はバンコクでは誰にも頼ることはできず自らの責任で代理人を務めざるを得ないことを十分に認識しており、また、海外渡航株式会社が、最初から採算の合わないことが明白なタイ移民事業にどこまで金を出すだろうか、途中でハシゴを外されることはないだろうかという危惧もあったためか、就職に逡巡した。最終的に、海外渡航株式会社からバンコクで移民の就労がうまく行かなければ、電報一

⁵⁹ 当時の移民会社が移民から得られる基本収入は、周旋料で一人10円程度。加えて他の名目の徴収金（船賃など）からのピンハネである。20人を移民させても、会社が得る収入は数百円に過ぎない。そのために、滔天に渡航費100円、月給40円を払ったのでは採算が合わない。しかし、海外渡航株式会社が敢えて、タイ移民事業を続けたのは次の理由によるものであろう。

一つは、1895年初めに開業したばかりの同社は、大々的に第1回ハワイ移民事業を実施したが、移民保護規則に定める手続き違反の疑いで裁判沙汰が生じており（芸備日日新聞1895年6月30日）、タイ移民の紛争問題をうまく処理できないと、個人移民事業者大手の小倉幸同様に営業停止命令を受けて、立ち上げたばかりの有望事業が失敗する危機に直面していた。第二に、悪評判の岩本とは別に、タイ移民事業自体は当時有望な事業と見られていたので、同会社は今後の新規移民地開拓のための試験、先行投資と考えたものと思われる。海外渡航株式会社は、代理人に採用した滔天にタイが移民先として有利か否かの調査を命じたが故に、滔天は「彼等〔移民〕の監督通弁の役をなすの傍ら、殖民事業の調査に従事」（『三十三年の夢』、70頁）したものと考えられる。また、滔天がタイ到着後僅か2か月にして1895年12月に、一時帰国したのは、会社へ調査結果を報告するためであった。

1895年末の海外渡航株式会社の海外出張所は、次の記事から判るように、ハワイと暹羅との2ヶ所しかない。同社のタイ移民事業発展への大きな期待を示すものと言えよう。なお、ここに言う暹羅の出張所とは、同社代理人宮崎滔天が一人で駐在しているバンコクの事務所を指している。

本寄越しさえすれば移民の帰国費用を出すという保証を得、かつ岩本を通じてバンコクの暹羅殖民会社（石橋など）からの側面的支援も得られる見込みとなったので、代理人に就職することを決心した。

後述のように、海外渡航株式会社は1895年9月9日付けで広島県に宮崎滔天を代理人として認可することを求め、広島県は滔天の原籍熊本県に照会等の手続を経て9月25日にタイ派遣代理人として認可した（但し、広島県は滔天の認可を外務省には届け出なかった）（本稿184頁）。認可後、滔天は旅券下付を兵庫県に申請した。

外交史料館保存の旅券下付表によれば、当時24歳10ヶ月の熊本県平民、宮崎寅蔵（ママ）が「海外渡航株式会社代理人」の渡航目的で暹羅行きの旅券を取得したのは、1895年9月30日である。彼の住所は「神戸市栄町六丁目21寄留」と記されており、安松市郎右衛門方ではない⁶⁰。神戸を出帆したのは同年10月2日、バンコク到着は、10月17日であった。

宮崎滔天が海外渡航株式会社の代理人としてタイに連れて行った第2次タイ移民20名の旅券下付の記録は、なぜか、外交史料館保存の旅券下付表中には見いだせない⁶¹。

但し、20名中の一員であったと思われる、男女2人の旅券返納の記録が存在する。それは、山本九十九と山本スマが1902年2月12日に兵庫県に返納した旅券である⁶²。九十九とマスの本籍地は同一で、熊本県玉名郡八幡村。両人が、暹羅を渡航先として旅券の下付を受けた日は、1895年8月22日、その時九十九は27歳7ヶ月、スマは26歳8ヶ月であった。それから6年半後に、両人は旅券を返納したのである。彼等の本籍地の熊本県玉名郡八幡村は、現在は荒尾市の一部となっている。「暹羅殖民始末」の中で、滔天は、20名は、彼と同県（熊本県）人であり、その中には、同郷（荒尾）で、顔見知りも4-5人いたと記している（本稿173頁）。

なお、『三十三年の夢』の62頁にいう、「時日徒らに遷延して出発の期知るべからざるを以て、余は独り先発して単騎暹羅に入るの決心を採り、別を告げんがために岩本君を其病蔭に訪へり」を読めば、滔天が単独タイ行きの準備を整えて、渡航のための船の手配や旅券申請を終えて、別れの挨拶のために岩本を訪ねたという印象を受けるが、実際は旅券の申請をするほどまでにはタイ行きの準備を進めてはおらず、滔天の文章とは裏腹に彼の単独タイ行きの決意は強固ではなかったようである。何故なら、もし単独タイ行きのために旅券を申請した場合には、渡航目的は「商用」などと記載されて

海外渡航希望者日に増加す 従来の例によりて見るに海外渡航者は国民一般の海外思想漸次発達するに随ふて徐々に其数を増し来りしが征清事件以来頗る増加して其数従前に幾倍するものあり 是れ戦争の端なくも急に海外思想を発達せしめたるの徴として見る可き歟 我が広島県下に於て最も多数の海外出稼人を出すは佐伯、沼田の二郡にして安芸、高宮の二郡之れに垂（つ）ぎ 上は三次等次第に山間に入りて次第に其数を減じ転じて備後地方に至れば愈々尠く其神石郡の如きに至りては殆んど皆無の姿なりしに本年に至りて佐伯、高宮の地方に於ける非常の増加は云ふまでもなく神石郡の如きすら当地海外渡航会社第一回の渡航者として十余名を出し更らに第二回の渡航者として六十余名を出せり 斯の如き多数の渡航希望者は布哇国に到らんことを望むもの最も多きを占むれど其外の諸外国に渡らんことを望むもの亦た決して少からず 去れば海外渡航会社に対して契約を申込むもの非常に多しと雖も同会社には布哇国暹羅の二ヶ所のみは出張所ありて渡航者を保護することを得と雖も其他の地には是等の設けなく北米合衆国の如きは曩きに多少の出稼人を渡航せしめたるも十分の保護を与ふること能はざるより現に同地の取扱を中止し居る始末なれば申込者をして一々満足せしむること能はず如今大奮発を以て規模を拡張せざる可からざる至れりと云へり（芸備日日新聞1895年11月12日）。

⁶⁰ 外務省記録3.8.5/8「明治28年7月～9月海外旅券下付一覧 兵庫県」、リール旅11。なお、この旅券は1896年2月1日に返納されている。

⁶¹ この件に限らず、他の資料から間違いなく訪タイしたことが判る人物の旅券下付記録が見つからない場合も少なからず存在する。保存されている旅券下付表は全ての下付者の記録を網羅した完璧な記録とは言えないのである。

⁶² 外務省記録3.8.5/8「自明治35年1月～3月外国旅券返納表 兵庫県」リール旅27

いるはずであるが、実際には、「海外渡航株式会社代理人」という渡航目的が明記されており、9月25日に代理人就任が認可されて後に旅券の申請をしたことが明らかであるからである。また、前述のように滔天は8月半ばに神戸に戻り、8月後半から9月初めにかけて海外渡航株式会社との間にタイ代理人就任に関する交渉を行った。両者の合意成立を受けて、9月9日に海外渡航株式会社が広島県に滔天の代理人就任を申請した（本稿184頁）ことから見て、滔天には単独タイ行きを考える時間的余裕はなかったと推定される。滔天が書く単独タイ渡航の話は、小説的潤色の可能性がある。

岩本が神戸の吉田病院から退院したのは何時頃であろうか。

神戸又新日報1895年9月28日号は、岩本の動静を次のように報じている。即ち、「暹羅（サイアム）移民出稼のことにつき先程来同地より帰朝せし高知県人岩本千綱氏は今猶ほ当市海岸安松方へ滞在中」と。

この記事は9月28日時点で、神戸の定宿である安松市郎右衛門方に、岩本が滞在していたと読むことも可能であるが、岩本は略伝（本稿巻末付録（2））に「九十余日の間殆んど人事不通病褥にあり」と述べているので、未だ入院中であった可能性が高い。また、神戸又新日報1895年11月10日号の下記記事からも、11月初旬においても未だ諏訪山吉田病院に入院中であるように読むことができる。

暹羅（サイアム）移民の模様 暹羅渡航の事に関し先般帰朝当市に滞在中なる岩本千綱氏は先頃より病痾の爲め諏訪山吉田病院へ入院中の処稍々快方に赴きたれば全快次第猶又同地へ渡航の筈なるが同氏に就き向（さ）きに同地へ渡航せし本邦移民の模様を聞くに三十二名の中目下サラテン〔サーラーデーデン〕にて土地耕作に従事するもの男女六名、プカナン〔プカナン〕鉦山に十二名、盤谷府よりコラットへ通ずる鉄道工事に八名、其賃金は鉦山一ヶ月十八円より廿五円、鉄道工夫は一日四十銭より五十銭、耕作地は仕納を収穫する筈にして此土地耕作者は時々同国農商務大臣より奨励の賞与を得るなど甚だ好結果を得居れりと而して耕地は一人前十ライ（一ライは我四百九十五坪）の割合にて耕作に従事なし居れりと云ふ

海外渡航株式会社の岩本千綱隠し

岩本千綱が未だ罹病せず、海外渡航株式会社が募集した第2次タイ移民を率いてタイに渡航すべく準備に余念がなかった1895年8月初め、海外渡航株式会社はタイ移民に同行させる代理人として、沖村亮造という名の人物を広島県に願い出て、8月9日に広島県から許可を得ている。

海外渡航株式会社のタイ代理人は、これまで見てきたことから明らかなように岩本千綱（もしくは暹羅殖民会社）であるはずなのだが、どうして同社は岩本ではなく、聞き慣れない名の沖村亮造を届け出たのであろうか、沖村とは何者なのか、彼と岩本や宮崎滔天とはどのような関係があるのだろうか。本節では、外務省記録3.8.2/35「海外渡航株式会社業務関係雑件」（全6巻）に基づき、監督官庁と海外渡航株式会社との間のタイ代理人を繞るやりとりを紹介しながら、この疑問に答えたい。

1895年8月1日付で、海外渡航株式会社は、同社とシャム（タイ）およびウラジオストック移民との間の契約書の雛形を監督官庁に届けた。契約書は両地行きとも同一であり、渡航周旋料は10円で契約期間は3年。渡航費用は移民の全額負担。海外渡航株式会社は移民に代理人を付け、移民に仕事を周旋する義務を負った。代理人は移民が疾病その他困難に陥った場合、救援・帰国を助ける義務があるが、費用負担者は移民（又は保証人）自身である。

この契約は、移民保護規則施行時に結ばれているが、3年間に亘って代理人をタイに置き、移民を援助することを約している。

移民から10円の渡航周旋料を徴収しただけで、3年間代理人を置いて彼等の面倒を見ることを営利事業として成立させるためには、多人数の移民を送り出すか、移民数は少なくとも代理人への支払を極端に低く押さえることができる必要がある。タイと同じ頃実施した、ウラジオストック移民（シベリア鉄道建設工夫）は1665人も多人数を送り出している。タイの場合も当初は数百人規模の移民を見込み、かつ岩本千綱（暹羅殖民会社）を代理人にするので代理人経費は殆どゼロと見積もっていたのではないだろうか。

さて、移民保護規則第13条に従い、海外渡航株式会社は、代理人名を広島県に申し出て、許可を得た。広島県知事は許可を与えた、ウラジオストックおよびタイ行きの代理人名を、1895年8月14日付で次のように外務省通商局に通知した。即ち、

広島県蘆田郡常金丸村 露国浦潮斯徳 永久通義

広島県佐伯郡石内村 暹羅国盤谷府 沖村亮造

このように海外渡航株式会社が届け出たタイの代理人は、岩本千綱ではなく沖村亮造という名前の人物であった。

第2次タイ移民の代理人に関して外務省通商局と広島県との間で取り交わされた、1896年12月から1897年7月までの下記の文書を読むと、沖村亮造について一層腑に落ちない「事実」が記されている。

1896年12月11日付けで、藤井三郎外務省通商局長は折田平内広島県知事に、沖村亮造は既にタイから日本に帰国していると伝聞しているが、事実かと問い合わせた。1896年6月1日から施行された移民保護法には、移民取扱人は移民地に代理人を常駐させる義務が明記されていた⁶³。それに海外渡航株式会社と第2次タイ移民（1895年10月渡航）との間の3年契約では、3年間を通じて代理人を置くことを約していた。それ故、同社は1898年8月まではタイに代理人を常駐させる義務があり、タイに代理人不在であれば、違法である。

外務省が海外渡航株式会社のタイ代理人の名を沖村亮造として、問い合わせた理由は、広島県は、同社が沖村から宮崎寅蔵（滔天）に代理人を変更したことを外務省に通知していなかったためである。外務省はタイの代理人が帰国したままだという噂を聞いて、外務省に届けられている代理人沖村について問い合わせたのである。広島県は外務省の問合せを、海外渡航株式会社に伝え、同社から1896年12月18日付の回答を得た。広島県は外務省に宛て同月22日付内一坤第4799号で、「海外渡航株式会社暹羅国派遣代理人沖村亮造に關し御照会の趣了承同人儀は暹羅国に出発の直前神戸港にて本年〔1896年〕四月十九日病死致候旨同社より申出候間以了知相成度」と伝達した。

これを受けた外務省は、次のような厳しい反応を示した。

明治廿九年十二月二十八日發遣 送第492号

廣嶋県知事折田平内殿

外務省通商局長藤井三郎

貴管下海外渡航株式会社暹羅国派遣代理人沖村亮造義病死の義に付本月22日付内一坤第4799

⁶³ なお、本稿で述べているように、1894年4月13日公布の移民保護規則の下でも、外務省は代理人を置くことを実質的に義務として課した。

号を以て御回答之趣了承同人は同国へ向け出発の途次本年4月19日神戸港に於て病死せしにも拘はらず同会社は空しく今日まで届出ざりしか或は届出たるも貴官より通牒漏に有之候哉兎に角斯く緩慢に付し候ては真に不都合の次第と存候元来同会社の取扱に係る移民は目下同国に在留せるにも拘はらず代理人を置かざるは固より法律の許さざる所に有之候然るに其後未だ同国へ派遣すべき代理人を許可せられ候こと更に御通牒無之右は如何に有之候哉承知致度就ては至急御取調之上何分の御処置相成候様致度此段及御照会候也

外務省からの強い批判を受けて、広島県が再度海外渡航株式会社にお問い合わせたところ、同社は、1897年1月11日付で次のように訂正および代理人不在釈明の2上申書を提出してきた。広島県は、両上申書に何等見解を付すことなく、1月19日付の内一坤第204号及び同205号に添付して外務省に転送した。

(内一坤第204号添付上申書)

暹羅国派遣代理人の義に付上申

暹羅国派遣の本公司の代理人沖村亮造は明治廿八年八月九日を以て御認可相成候処同人義病氣に付更に同年九月中宮崎寅藏を代理人とし御認可を得同年十月二日移民廿名引率し本邦出発該国盤谷府に派遣し移民の業務に就く周旋を為致置候其後沖村亮造明治廿九年四月十九日死亡仕候此段上申候也

明治三十年一月十一日

海外渡航株式会社 社長 佐藤岩男

広島県知事折田平内殿

(内一坤第205号添付上申書)

暹羅国派遣代理人の義に付上申

暹羅国派遣の代理人沖村亮造は去る明治二十八年八月九日御認可相成候処同人は病氣の為め其任務を尽くすこと能はず依て更に宮崎寅藏を以て本公司の代理人と為し明治廿八年九月中御認可を得移民廿名を引率して同年十月二日本邦出発暹羅国盤谷府に駐在して該移民の業務に就くの周旋を為し終始其保護監督に従事罷在候処該移民中山下卯三郎、徳永米作、島田慶太郎、田島鉄藏、坂本増太郎、馬淵一三郎の六名は已に客年中死亡し池田與作は英国に移転し前田倉吉、山下萬次郎、松村平六、田中富次郎の四名は〔3年契約を〕解約の上新嘉坡に移転し馬淵喜作同人妻ワカの二名は客年十二月廿七日帰国し目下同地に残留して就業するものは僅かに七名に過ぎず然れども彼等は皆安全に夫々就業仕居候尤も客年六月廿五日同国農商務大臣へ宛て百円の保護金を支出仕候事有之候得共是れ病氣の為め困難に陥りたるが故に御座候爾後同国へ移民を渡航せしめしこと無之将来も同地へは移民を渡航せしめ不申方針に御座候如斯有様なるを以て本社は残留移民に対し其帰航費は勿論尚相当の報酬を与へ帰国せしむるの得策なるを以て種々勧誘仕候得共如何せん該移民等は自由渡航者にして本社の申込を拒絶仕候故無止代理人をして其保護監督を為致置候折柄同国派遣の代理人宮崎寅藏は本公司へ無届にて先般帰国し客年十二月二日付を以て辞任届を差出申候依て本社に於ては過般上申仕置候如く爾後適当なる代理人選定中に御座候此段上申仕候也

明治三十年一月十一日

海外渡航株式会社 社長 佐藤岩男

広島県知事折田平内殿

上に引用した 204 号添付の上申書において、海外渡航株式会社は次のように訂正した。即ち、沖村亮造は 1895 年 8 月 9 日にタイ代理人として広島県に認可されたが、その直後に罹病しタイ渡航が不能となったので、そのまま日本に留まり翌 1896 年 4 月 19 日に死亡した。沖村の代わりに 1895 年 9 月に宮崎寅蔵（滔天）をタイ代理人として申請して認可され、滔天は同年 10 月 2 日に移民 20 名を伴って出国した。

今回は、同社は 1895 年 9 月に沖村亮造後任に滔天を任じたので、沖村との関係は、1895 年 8 月の 1ヶ月程度で終わったと述べ、虚偽の前言（1896 年 4 月に沖村亮造をタイ代理人として派遣しようとしたが、直前に病死したという話）を取り消したのである。

1895 年 8 月 9 日に、海外渡航株式会社のタイ代理人として認可を受けたが、病気のため 1ヶ月後に滔天と交替した人物の名を沖村から岩本千綱に替えれば、真実に近くなる。海外渡航株式会社は、意図的に岩本の名を避けたようである。

更に、205 号添付の上申書は、タイに残る 7 名（その中の一人は、柳田亮民）との間には依然契約が継続しているので、法的義務はあるが、今後タイ移民事業を実施する予定は全くないので、この 7 名のためだけに代理人を置くことは、全く採算が合わない。1896 年 6 月 25 日に 7 名⁶⁴の保護を依頼してスラサック農商務大臣に 100 円を送金したし、一方で 7 人に対して帰国費用等を会社が負担するなどの破格の好条件を提示して帰国させようとして試みている。このように手を尽くしているのに、代理人がタイを離れた期間があったとしても何とか大目に見て欲しいというのが主旨のようである。会社は代理人滔天が帰国して久しいことが露顕しないように帰国の時期を曖昧にしたまま、滔天が代理人を辞任したのは先月（1896 年 12 月 2 日）に過ぎず、それまで代理人は継続して存在していたと言いつづけた。

二つの上申書を転送しただけで、何のコメントも加えなかった広島県の対応に、外務省の担当官は、納得しなかった。担当官は上申書の矛盾を衝いて次のように疑問を呈した。

1896 年 4 月には宮崎が代理人としてバンコクに滞在しているはずなのに、どうして沖村を派遣し代理人を重複させようとしたのか。その沖村が出発直前に神戸で死亡したというのなら、何故沖村に代わる代理人派遣の通知を外務省にしなかったのか。1895 年 9 月に広島県は宮崎滔天に代理人の許可を与えたというが、広島県から外務省には通知されておらず、本当に宮崎は代理人として移民に同行したのか。一方 1896 年 6 月には宮崎が代理人として在タイしていることになっているのに、同年 6 月 25 日にどうして農商務大臣に 100 円を送って保護を依頼する必要があったのか、等々。

殊に宮崎寅蔵に対し代理人認可の義は竟に「広島県から外務省に」御報告なきのみならず同会社より届出たることは果して事実なるや否や「広島県の」御意見も可有之筈と存候然るに此際突然同代理人の帰国を報ぜられたるは或は事実を隠蔽し曖昧に付し去らんとするの所為にあらざるや大ひに疑を存する所に可之候左れば内一坤第 205 号及別紙「添付上申書」共に一も信を置く能はず此の如き有様にては移民の取締上及び移民の保護に関し真に遺憾なき能はざる次第と存候抑も

⁶⁴ 7 名中の何人かはスラサックの土地を借りて稲作に従事したが、1896 年 8 月に早魃で農耕を放棄した者も含まれている。その後彼等は、次の注 65 に示すようにバンコクの日本商店に雇用された。

同会社〔海外渡航株式会社〕は昨年浦潮行移民に関し失敗ありしのみならず近来同会社の所為に関して世評最も悪しき様聞き及び候折柄斯かる場合も有之聊か以て世評を信じ得べき義と存候兎に角右に関し充分御取調之上詳細の御回答煩度將亦同会社に対しては速かに何分の御処置相成仍ほ将来最も嚴重に御取締有之度

外務省の厳しい叱責調の要請に、1897年2月27日付で広島県は次のように答え、かつ取調の結果得た「事実」を報告した。

畢竟本件は会社より届出の遅延遺漏及当庁〔広島県〕より報告方に付取違等の次第有之候其為め御疑念相生候事と存候得共事実別記の通に有之候に付御了知相成度將又目下在該国代理人欠員の義は移民保護法施行已然に渡航せしめたる移民の在留地に一時代理人の在留を欠きたるまでにして該欠員後移民を渡航せしめたるものに無之候を以て移民保護法精神に適合せざる嫌は有之候得共之を以て直に同法第十一条に違犯せるものとも難認く候に付速に相当代理人を派遣し在外国移民を保護せしむる外致方なきものと認め候⁶⁵

別記の事実とは、

一 宮崎寅蔵派遣並預金の始末

明治二十八年九月九日代理人認可の申請に付 原籍熊本県に照会等手續を経て同月廿五日同国派遣代理人を認可し同十月二日午前第六時英国船チャンシャ号に搭じ移民二十名を引率し神戸発同十七日盤谷府着後同人在留中移民の疾病に罹りたる救済費に不足を生じたるを以て該国農商務大臣たる某儀より若干の借替金及び同人一時帰朝を思立ち其不在中同様の場合の手当として金百円を帰着後直に送達すべきことを約し昨年六月一日同府出発突然帰社送金方申出たるに依り同会社は直に再渡航方を示談し一回金百円を送付したる等の事實は在外国よりの信書其他に依り相違なきものと認め候 然るに同人は以来熊本県に在りて渡航中会社より受取る手当金等不当の要求を為し会社は之に応ぜざるに依り不満を生じ遂に十二月二日に至り辞任届を出したる始末に付辞退報告若くは後任代理人派遣を遷延したる事実の有之候

一 沖村亮造を派遣せんとせし事由

明治廿八年八月九日同国派遣代理人認可を以て出発の期に臨み病気に罹りたるを以て無止前項の如く宮崎寅蔵を更に代理人と為し派遣したるに最初より沖村亮造を派遣すべき目的なるを以て交代せしむべき見込にて出発の直前又不凶神戸市に於て病気に罹り遂に諏訪山吉田病院にて昨廿九年四月十七日死亡せしを以て宮崎寅蔵を其儘在留せしめんとしたるに前項陳述の通突然帰朝に付

⁶⁵ 海外渡航株式会社は、1896年12月2日に代理人を辞任したという宮崎滔天に代わる代理人派遣の免除を求めて1897年3月25日に、外務大臣に嘆願書を出して曰く、

本公司は去明治廿八年七月十六日熊本県移民柳田亮民氏外拾九名暹羅國渡航企望に依り三ヶ年間保護の契約を以て同年拾月二日代理人宮崎寅蔵をして引率せしめ該國へ渡航為致各自移民を業務に就かしめたるに其後移民貳拾名の内拾三名死亡又は移民勝手に移民地を転じ或は歸國する等にて目下残員は僅かに七名に有之該七名は悉く暹羅國盤谷府に在留し商家に雇はれ労働致居候者に有之候処代理人宮崎寅蔵は本社へ無届にて客年六月中歸朝し直に再び渡航する筈なるに突然同年十二月二日付にて代理辞任届を差出たり…該國の状況を顧みるに殖民的多数の移民にあらざれば其効を奏せざるに付僅々たる自由移民は将来に目的無之目下僅に七名の為め代理人を派遣するは非常の迷惑を感候…最初依頼を受け該移民を取扱たる縁故ある本邦人岩本千綱も該國在留致居代理人派遣せざるも法律上の責任を怠る如きこと無之候間何卒代理人派遣の義特別の御詮議を以て免除せられんことを企望仕候此段謹て奉歎願候也（外務省記録3.8.2/35「海外渡航株式会社業務関係雜件」）

再渡航を示談したるものに有之候

広島県の調査で、滔天は移民の治療費等を会社に求めるため1896年6月1日にタイを離れたことが初めて明らかにされた。帰国した滔天は、会社の要請にも拘わらずタイに戻らず、12月2日に代理人を辞任した⁶⁶、という。また、それに先立ち、当初からの代理人予定者である沖村を滔天に代えるつもりで1896年4月にタイに派遣しようとしたが、沖村は神戸の吉田病院で病死した、という。後者は、明らかに作り話だが、注目すべきことは、沖村が死亡したという吉田病院は、1895年9月に岩本が腸チフスで入院した病院でもあることである。

さて、沖村亮造と岩本千綱の関係を如何に考えるべきであろうか。筆者は、沖村は岩本の身代わりであり名義を貸しただけの人物であると推測する⁶⁷。海外渡航株式会社は、岩本との間に何等問題が生じていなかった1895年8月初めにおいてさえも、岩本の名を代理人として申請しなかった。即ち、岩本隠しをしたのである。その理由は、移民保護の監督官庁である外務省通商局の真剣な仕事振りを見れば明白であろう。

岩本千綱は、1894年末に移民保護規則違反の嫌疑をかけられながら第1次タイ移民を強行した前歴があり、それは外務省担当者には周知の事実であった。本稿で見たように在シンガポール齊藤幹領事や在香港中川恒次郎領事からも岩本を批判した報告が本省に寄せられていた。これらもあって、当時岩本が設立を主導していた東洋移民合資会社の認可も、岩本の存在故に外務省に阻まれた。加えて、岩本は新聞等でも糺弾を受けていた。仮に、広島県が岩本千綱を代理人として許可したとしても、その通知を受けた外務省から強い反対がでることは明らかだったのである。

VIII. 第2次タイ移民20名の運命

誰が何時、どこで死亡したか

滔天の第2次タイ移民に関する著作は、彼自身が海外渡航株式会社のタイ代理人として率いた実体験を書いたものであるから、第2次タイ移民に関する基本的かつ貴重な資料であると見做されるのが通常であろう。しかし、記述内容の信頼度は滔天が実体験した事実をできるだけ正確、詳細に記録しておこうという態度を持して書いたものかどうかによって、異なってくる。

本稿において筆者は、滔天の著作は事実に忠実な記録⁶⁸というよりも、経験をもとにした文学作品的な傾向を有することを何カ所かで指摘した。また、滔天の著作は十分に詳細であるとも言えない。例えば、彼が率いた第2次タイ移民20名中、僅か1名(柳田亮民⁶⁹)の名しか挙げていない。柳田を除く19名のうち、誰がタイで死亡したのか、死亡総数、死因、死亡時期、死亡場所について、滔天

⁶⁶ 1895年12月から翌年3月に亘る滔天の4ヶ月の不在については触れていない。なお、広島県の外務省への最終報告後、5ヶ月許りして、滔天は「暹羅殖民始末」において、「是に於て余は其糧食方として一応帰国することとなり。是れを[1896年]六月初旬となす。余は直に広島渡航会社に到りて移民の動静を報告し、且つ善後の策を述ぶ。会社は移民の爲めに十二月迄の糧食を送りしと雖も、会社は余に対する契約を履行せず、善後の計論亦優柔決する処なし。余乃ち代理人を辞し、会社の関係を絶つ」(国民新聞1897年8月4日)と書いている。

⁶⁷ 外交史料館の旅券下付表には欠落が多いことは承知の上だが、下付表にタイを渡航先とした沖村亮造の名が見いだせないことも沖村の名義貸し説を補強する一根據として挙げることができよう。

⁶⁸ 三木民夫「宮崎滔天における『支那革命主義』の確立：『暹羅殖民』活動を中心に」、『民衆史研究』(民衆史研究会)第12号、1974年5月、195-215頁は、滔天と暹羅との関わりに関する多くの資料を発掘した、価値ある研究であるが、滔天が書いていることを疑うことなく事実として扱っている。

⁶⁹ 柳田亮民については、本稿187頁及び注90参照のこと。

の記述は詳細を欠くだけでなく、曖昧模糊としており、相互矛盾も見出される。

第2次タイ移民について、他に資料が存在しなければ、滔天の著作で満足する外ないが、幸いに海外渡航株式会社の報告、泰国日本人会日本人納骨堂の過去帳など同時代資料が存在する。

本章では、まず滔天が第2次タイ移民について書いたものを紹介し、彼の著作中に見られる死亡者についての叙述の相互矛盾、曖昧さを指摘したのち、従来利用されることがない上記の2つの同時代資料と比較したい。

第2次タイ移民を率いてバンコク到着後の様子を、滔天は「暹羅殖民始末」で次のように記している。20名の移民は、タイ到着後1週間にして、

石橋〔禹三郎〕氏の周旋に依り五人は日本商店に、十五人は盤谷船渠会社〔バンコク・ドッグ社〕に労役することとなり、茲に皆生計の道を得て安堵の思ひをなせり。此時船渠会社は一ヶ月十二円の賃金を給することとなし、三ヶ月を過ぎて猶ほ六十銭に直〔値〕上することを約す。日本商店に於ても男十二円、女八円の約を以て労役に服せり。彼等は〔暹羅〕殖民会社に依つて農業に従事するの望みは已に失ひしと雖も最後の決心たる仁左〔山田長政〕の暮〔墓〕畔に餓死するの患は乃ち免るを得たるなり。

三谷足平氏の奸策及移民の変動

斯くて移民、船渠会社に働くこと数日、余〔滔天〕は彼等が言語に通ぜざるを以て、通訳の為に日々此処に通勤して傍ら監督の務めをなせり。彼等が軽快敏捷なる働きには、従来支那人暹羅人を相手としたる役員等、実に舌を巻いて驚嘆し霎時〔少しの間〕にして日本労働者の名声を高からしめたり。于時一日、彼等の中八人のもの、余に來り、アイチャ〔アユタヤ〕鉄道工事に労役せんことを乞ふ。是れ船渠会社に比して賃金高直〔値〕なるを以てなり。余自ら一応探験の上、風土氣候の身に適するや否やを確かめて後にあらざれば許すこと能はざるを以て答ふ。彼れ等探験の時日を問ふ。余、今より此事を会社〔海外渡航株式会社〕に照会し許諾を受けざる可からざるを答ふ。彼等甚だ時日の遷延を憂ふるものの如く、直に工事に従はんことを切望して止まず。余遂に之を許さず。利害得失を説いて慰諭するもの数回、彼等聞かず。一片の離縁状を余に与へて会社の関係を絶たんことを企つ。其文面に曰く、

私共今般貴殿の説諭に従はず、三谷足平氏の尽力に依り鉄道工事に到り候上は

仮令〔たとえ〕如何なる事情に遭遇するも、更に貴社の御補助に預り不申候間、為後日右如件に候
広島海外渡航会社代理人御中 移民八名⁷⁰ 印

事既に茲に至る、亦如何ともなすべきなし。余一夕酒肴を求めて彼等八人を招き、離別の宴を催し且つ告げて曰く、汝等我命を用ひずして鉄道工事に到らんとす。是れ余が大に遺憾とする処なり。汝等已に会社の関係を絶つと雖も、若し誤て病を得て窮困に陥るあらば、直に歸り來つて助けを求めよ。余正に応分の便宜を与ふべし、歸り得ざるものは之を報ぜよ我行いて助く可しと。彼等皆首を垂れて泣く、而も一人の我命に従はんと云ふものなく、得隴望蜀の念は少しも変ずる処なし。彼等已にブカノン〔ブカヌン〕に於て日本人惨死の状況も之を聞知し乍ら、一身を忘れて覆轍の後を追ひ、瘴癘の中に分け入んとす。唯是れ一片郷国の妻子父兄をして、一日も早く安

⁷⁰ 宮崎滔天は『三十三年の夢』(73頁)では、8名ではなく6名と記している。

楽の生活をなさしめんと欲するの心情禁じ難きによる。嗚呼、亦憐む可からざらんや。嗚呼、彼等をして此の如き冒険の念慮を起さしめたるものは誰ぞや。是先きに山口県の移民〔第1次タイ移民〕を煽動して殖民会社に反抗せしめたる三谷足平氏乃ち其人なり。氏は青森の人、曾て身軍籍にあり。私〔ひそか〕に脱して清国上海に入り、醜業婦を妻として医業を営む。日清の衝突起らんとするに際して、政府は一片の召喚状を發して彼れが帰朝を促す。氏逃れて香港に到る。茲に亦同様の事に逢ひ、一身を隠すに処なく、終に日本の領事公使館なき暹羅に入りたる也。時に鐵道工事受負人スミソンなるものあり。同じく日本人の醜業婦を妾となす。而して三谷氏の妻君とは元、同業親睦の間柄なりしを以て、相親んでスミソンと相知るに至れる也。此の因縁を以てスミソン日本労働者を熱望し、三谷氏乃ち其機に投じて、一ヶ月労働給金三十円の定約をなし、而して移民を煽動せり。更に移民と三谷氏の間結ばれたる契約は大略左の如し。

第一条 移民の労働時間を十時間となす事

第二条 移民の月給は十五円となす

第三条 移民の食料は三谷之を引請る事

第四条 移民若し疾病により二日以上休業せるときは月給の割合を以て引去ること

第五条 疾病の故を以て暹羅に在留すること不可なりと認むる時は三谷氏は一時其旅費を立替る事依之見之、三谷氏はスミソンより一人一月三十円の給金を徴収し、而して移民に対しては唯其半を給するものなり。則ち中間の十五円は、氏が取めて以て懐中のものとなすものなり。当時氏の名声は在留日本人中に一分の信用なく、猶ほ能く其不当の契約さへ履行し得るや否やを疑へり⁷¹。依つて重なる日本人は、移民に対して懇切に此行の非なるを論せり。而も彼等終に従はず、三谷氏に誘はれてアイチャ〔アユタヤ〕鐵道工事場⁷²に向ふこととなりたり。余〔宮崎滔天〕は彼等八人の移民が此行を以て軽々看過するを得ず、且つ他に暹羅移民に対する要件を帯びて一旦打合の爲め後事を山田、柳田〔亮民〕の両氏に托して帰国せり。是を十二月〔1895年12月〕下旬の事となす。渡航会社〔海外渡航株式会社〕との交渉摺〔はかど〕らず、余且病を得て再渡暹の期を遷延し、二十九年三月〔1896年3月〕長崎を發して再び暹羅に入る。余帰朝中の出来事は兩代理の報告に依つて知了するを得たり。曰く、三谷氏は移民月給をスミソンより受取り、之を懐にして盤谷に帰り去りし事、及スミソンより托せし金員を消費して自家の用に供し去りしこと、此二件によりてスミソンは大に憤激し、三谷氏との契約を解除し、移民をして同氏との關係を絶たしめたること、及び余の帰国後、他に七人の移民、余が留守中の代理人たる山田柳田両氏の説論を用ひず、先発者と同様の離縁状を与へて、鐵道工事に赴きたること等なり（国民新聞

⁷¹ 前掲拙稿「岩本千綱の『暹羅老搦安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」55頁、また本稿204-208頁も参照のこと。

⁷² 滔天は「暹羅殖民始末」では、コーラート鐵道建設のことを、アイチャ〔アユタヤ〕鐵道工事と表現している。しかし、この時点では、バンコク・コーラート間の鐵道工事はアユタヤを超え、サラブリーも過ぎて、熱帯熱マラリアが猖獗を極める山中のタップクワーンに達していた。他方、滔天は『三十三年の夢』では、この鐵道工事を、「アイチャ」とは言わず「タルラツク」の鐵道工事と書いている。「タルラツク」は、岩本千綱が「タツコン」村と称したタップクワーン（前掲拙稿「岩本千綱の『暹羅老搦安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」、53-54頁）か、タップクワーンから更に10数キロ、コーラート寄りのヒンラップを間違えて記憶したものであろう。コーラート鐵道の建設に関しては、本稿巻末付録（1）を参照のこと。

1897年8月3日)。

「暹羅殖民始末」で滔天は更に言う、

余が盤谷に入りし時は、鉄道工事に至りしものは皆深林熱に罹り、帰盤して或者は我が事務所に臥し、或者は暁鐘庵に臥し、肉落ち骨立つて苦悩するの状実に目も当つ可からず。余乃ち知己の暹羅人により病重きもの六人を官立慈善病院に入らしめ、他は事務所に集めて看護に力を尽す。十数日の間斃るもの三人に及べり。已にして余亦不幸虎列刺病に襲はれ、生死の間に漂ふ事十数日(国民新聞1897年8月4日)。

同じ話を滔天は『三十三年の夢』では次のように書いている。

[暹羅] 殖民会社は已に解体して形影を存せざるを以て、移民をして当初の目的たる農業に従はしむるを得ずと雖も、石橋[禹三郎]君等旧殖民会社関係人の周旋によりて、二十名の移民は一先づ造船会社[バンコク・ドック社]に雇役せらるることとなりたれば、差当り糊口の患(うれしい)丈けは免るるを得たり、余は彼等の監督通弁の役をなすの傍ら、殖民事業の調査に従事し、而して略ぼ事情を詳にするに及んで、此事業の有望にして必要なるを感じ、猶スリサック[スラサック]侯に面会するに及んで、殖民会社再興の念は一層の切なるを致せり、…

然れども変り易きは人心なり、曩に余と浮沈生死を共にせんと誓ひし二十人の移民は、当時偶々日本医生某[三谷足平]の為に誘掖せられて、切りにタルラツク⁷³の鉄道工事に至らんことを乞へり、賃銀の甚だ貴きが為なり、而して其賃銀の貴き所以は、瘴煙毒霧の身に適せざるものあり、土人と雖も避けて至らざるを以てなり、且つ前既に日人の到りて服役したるものあり⁷⁴、皆瘴癘の氣に冒されて死亡したりと云ふ、故に余の心堅く此行を允さざるに決し、百方利害を説いて諭すれども用いず、…故に茲に会社代理人の資格を以て諸子に一言す、断じて此行をなす勿れ、命を用いざるものは余と会社との関係を絶てと、且つ余が帰国の意あるを漏らし、殖民会社再興の望みあるを説くや、彼等の大半は心を翻して其行を思ひ止まりたれども、其中の六人(ママ)は止らざるなり、乃ち貴下の命に背きてタルラツクに至るに就ては、以後如何なる不幸の事ありとも、決して貴下と会社の煩と相成不申との意を以て、文書に認めて余に絶縁せり、

然り、彼等は余に対して絶縁せり、而も尊敬の意を失はざりき、余も亦其情を察するが故に深く其所為を咎めず、却て酒肴を供して彼等の行を送り、且つ一言の注意を与へて彼等を慰めたり、曰く、余が諸子の絶縁状を取りたるは、代理人としての責任を明にしたるものにして、余と諸子との関係に至つては自ら別問題なり、諸子若し行ひて病を得るが如きことあらば、直に歸りて余が事務所に來れ、必ず力を尽して諸子を助くべし、余若し帰国して在らざれば、救ひを柳田[亮民]君に求めよ、余に代つて必ず諸子を助けしむべしと、…

柳田君は移民中の知識なり、余の始めて神戸に彼を見るや、目するに移民を煽動して私利を営むの徒となし、面罵して以て其非を鳴らしたる事あり、而して交漸く深くして、一種奇矯の人なるを知れり、彼れ自ら云ふ曾て僧籍にあり、釈元恭の伝を読んで感奮し、遂に此行をなすに至れりと、余深く自ら前日の誤解を悔ひ、信睦殊に厚し、乃ち托するに後事を以てし、余は一旦帰国

⁷³ 同上。

⁷⁴ 第1次タイ移民中の7名又は8名、本稿200頁を参照のこと。

して殖民会社再興の計画をなすに決せり（『三十三年の夢』、70-74頁）。

滔天は在タイ僅か2ヶ月、1895年12月に、石橋禹三郎と共にバンコクを發った。海外渡航株式会社代理人の業務として実施した、タイ移民フィージビリティ・スタディの結果に基づいて、タイ移民事業の有望なことを説き同社に暹羅殖民会社を再興してタイ移民事業を本格化するように勧める目的であった。

翌1896年4月2日、滔天（南蛮鉄）は、平山周（南万里）、末永節（南斗星）⁷⁵、妻の末弟前田九二四郎⁷⁶（南天子）、それにバンコクの桜木商店に赴く八戸剛一郎（南桜生）⁷⁷を伴って、バンコクに戻ってきた。ところが4日後の、4月6日午後7時には、八戸がコレラで満28歳という若年で急逝した。

余等の〔バンコクに〕上陸して事務所に入るや、二十人の移民中、十七人までも病んで寝ころぶを見たり、云ふ、余去つて後、彼等皆余と絶縁して先発せる六人の後を逐ひ、鉄道工事に至りて此惨状に陥り、辛ふじて逃れ来れるなりと、中には既に死に瀕せるものすらあり、乃ち僧侶に頼りて重病者を慈恵病院に入れ、軽き者は事務所に於て医薬を服せしむ、又偶々虎列刺病を併発するものあり、之を病院に運び、余自ら通弁役を努め、看護の労を採る、一身殆ど煩と苦とに堪へざらんとす、況や懷甚甚だ軽きをや、又況んや二日の間に三人も死亡するをや、否、悲惨はこれのみならざるなり、

人生朝露の如しとは誰の言ぞ、余は南桜生〔八戸剛一郎〕の最後を思ふ毎に、未だ曾て無常迅速の歎なくんばあらざるなり、余は今尚明々と記憶せり、着暹第三日の夕、一行の同友南桜生に招かれて慰勞の宴に臨みたるを、酒酣にして磯永〔正しくは磯長〕海洲君の宿次歌も出でたり、柘植吞海〔正しくは柘植廣海⁷⁸〕君のホーカイ節も出でたり、南斗星〔末永節〕の詩吟、南万里〔平山周〕の仮色（こわいろ）、皆興に入り口を衝いて出づ、而して余も亦遂に得意の？祭文をやらかして、一座の好笑を博し得たり、正直なる銀行員にして、世間慣れざる貿易家の主人公〔八戸〕は、真赤な顔をして容を壊して喜び笑へり、ヤレヤレと叫べり、故に皆歸るを忘れて縦談放吟せり、余も亦身上の苦を忘れて歡を尽せり、而して辞して寓に歸りたるは、実に夜の十二時過なり

⁷⁵ 宮崎寅蔵（熊本県土族（ママ）、住所長崎市大村町、年齢25歳2月）は、渡航主意海外渡航株式会社、渡航先暹羅で、平山周（福岡県平民、住所長崎市大村町、年齢25歳11月）は、渡航主意商業、渡航先暹羅で、末永節（福岡県土族、住所長崎市大村町、年齢26歳3月）は、渡航主意商業視察、渡航先暹羅で、それぞれ1896年1月31日に長崎県で旅券下付を受けた（外務省記録3.8.5/8「明治29年1月～3月海外旅券下付一覧表 長崎県」リール旅12）。

⁷⁶ 前田九二四郎（熊本県土族、住所熊本県玉名郡小天村、年齢19歳）は、渡航主意商業視察、渡航先暹羅国で1895年12月27日に旅券下付を受け、1897年2月4日に返納した（外務省記録3.8.5/8「明治28年10月～12月海外旅券下付一覧表 長崎県」リール旅11）。なお、前田九二四郎（土族、戸主、本籍地玉名郡小天村851番地、年齢28歳5ヶ月）は、商業視察のため暹羅国に渡航する名目で、1905年8月23日に熊本県で旅券下付を受け（同上「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）明治38年7月～9月」リール旅41）、更に前田九二四郎（平民（ママ）無職、戸主、玉名郡小天村、29歳11ヶ月）は、警視庁雇のため暹羅国盤谷府に渡航する名目で、1907年2月20日に熊本県で旅券下付を受けている（同上「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）明治40年1月～3月」リール旅47）。1905年と1907年は中国渡航を隠すために暹羅渡航の名目で旅券を得たものと思われる。

⁷⁷ 八戸剛一郎（長崎県平民、住所長崎市東頂村、年齢28歳3月）は、渡航主意商業視察、渡航先 暹羅・安南・印度で、1896年2月26日に長崎県で旅券の下付を受けた（外務省記録3.8.5/8「明治29年1月～3月海外旅券下付一覧表 長崎県」リール旅12）。

⁷⁸ 柘植廣海については、前掲拙稿「岩本千綱の『暹羅老搦安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」、50-51頁。

き、何ぞ計らん此夜の主人公、明日現世の人にあらざらんとは⁷⁹、…

惨劇は猶も打続けり、病移民は、六人までも南桜生〔八戸〕と前後して逝去せり、医葉糧食の料は覚束なくなり来れり、南斗生と南天子とは下痢を始めたなり、南万里は内地の探検に出掛けて、期に及んで帰り来らぬなり⁸⁰、移民会社は請援の返信を寄越さざるなり、而して余の身亦終に虎列刺の襲ふ所となれり、…

余が病は此の如くにして癒えたり、既にして横浜の二兄は書を以て余が帰国を促せり、然れども余が健康は未だ復旧せざるなり、而して南万里益田君の一行は未だ帰り来らざるなり、皆云ふ猛獸毒蛇の餌食となり了りしならんと、而して病移民の大半は去つて新嘉坡に逃れ、残るものは僅かに四五の半病人のみ⁸¹、而して彼等も亦病癒ゆるを待つて逃れ去らんとす、若し此儘にして止んか、世人或はその茲に至りし所以を究めずして、直に暹羅全部を目して殖民に適合せずとなし、以て永く斯事業を湮滅せしめんとす（『三十三年の夢』97-102頁）。

案じられた南万里（平山周）と益田三郎は、1896年5月8日に無事バンコクに戻ってきた。南斗星（末永節）の下痢も回復したので、滔天は彼等と協議し、スラサックのバンコクの田地を借り一収穫期の間、試作を行うことに決した。滔天は、水田試作に従事する末永節、平山周を残して、1896年6月1日にバンコクを発った。海外渡航株式会社に再度タイ移民事業の有望なことを説き、またコメが収穫できる12月⁸²まで既存移民の生活費の面倒を見るように求める目的であった。滔天の帰路には、益田三郎と岩本千綱（同年4月に来タイ）が同行した。

上述の滔天の著作「暹羅殖民始末」、『三十三年の夢』から移民の死亡場所、人数、時期等に関する記述を拾い出すと、

「暹羅殖民始末」によれば、鉄道工夫になった移民は滔天が1896年4月2日にバンコクに戻って

⁷⁹ 八戸剛一郎（南桜生）のタイ渡航と到着直後の死について、バンコク桜木商店の創設者である山崎喜八郎は次のように記している。

八戸剛一郎氏は日暹両国貿易上に就て一大決心と属望とを抱き三四の同行者と共に同年〔1896年〕三月十日我長崎より海に航して而して暹羅国に向ふ。

八戸氏の一行が香港新嘉坡等各所巡歴の末幾多の辛酸苦楚を経て其暹羅国磐谷府に到着したるは実に翌四月二日午前十一時頃なりしと云ふ、而して遠航難旅の労未だ払ふに遑あらず越て数日即ち同月六日午后七時、八戸剛一郎氏は急激過敏の病魔に悩まされ遂に無限の憾みと雄大の志望とを齎らして溘焉更に不歸の旅程に上るに至る、…暹羅に着きて後四日、病魔に冒かされて亡没前一日即ち同年（二十九年）四月五日夜、君は同航の諸士並に懇親の人々を請じ我桜木の樓上に於て一小宴を張れり、大酌満引共に道中の苦楽を語り前途の経綸を談じて高歌拊舞殆ど深更に達するも尚飲尽きの時を知らず主客幾度か健康を祝し万歳を唱へて情更に極まる処なし、漸くに名残を惜み惜まれつ各自散会を遂げたりと云ふ、而して翌日は溘焉として君遂に亡し矣、磐谷邱上空しく一片の煙と化す。噫々又悲哉。

翌月九日、郷里諫早に於て君が假葬式を挙行す、親疎を問はず遠近に拘はらず来り哭する者雲の如し、以て如何に君が郷党先進後輩の為に痛惜せられたるかを想像するに足れり、其後君が為めには死後の知友たりし阿川太良及君が長崎よりの同航者として且最終最後の友たりし宮崎寅蔵の二氏は共に暹羅国より君が遺骨の一部を奉じて而して来たる。（八戸氏病死前後に当ては上記二氏を始めとし磯長海洲氏末永節氏及平山、柘植其他在磐同胞の諸氏より万事特別の厚配を忝ふしたるの情誼を拜謝す）（山崎喜八郎『閩南策実歴譚』、鐘美堂支店、東京、1899年12月25日発行、30-32頁）。

⁸⁰ 南万里（平山周）は、タイ事情に通じた益田三郎と共に、チャチョンサオ山中の唐木調査のため1896年4月15日にバンコクを発ち、5月8日に無事帰還した（前掲拙稿「岩本千綱の『暹羅老搦安南三国探検実記』」をめぐって：探検の背景と実記の質」20頁の注8参照）。

⁸¹ 本稿192頁の海外渡航株式会社の報告では、1897年1月時点でも、タイに7名が残っていた。

⁸² 収穫は1896年12月頃の予定であったが、旱魃のため同年8月に耕作を中止した。福陵新報（福岡）1896年9月5日号に「兼て暹羅国へ探検の爲め出航中なりし当地の平山周氏は一昨日帰郷せり」とあるので、平山周は早くも1896年9月3日には福岡県に戻っている。

来た時「皆深林熱に罹り、帰盤して」おり、看護を尽くしたが、「十数日の間斃るもの三人に及んだ。

一方、『三十三年の夢』によれば、滔天がバンコクに戻って来た時、「事務所に入るや、二十人の移民中、十七人までも病んで寝ころぶを見た」、彼らは辛うじて建設現場から逃げ帰ったが、「中には既に死に瀕せるものすら」あり、コレラを併発するものあり「二日の間に三人も死亡」した。八戸は1896年4月6日にコレラで死亡したが、「病移民は、六人までも南桜生〔八戸〕と前後して逝去」した。「病移民の大半は去つて新嘉坡に逃れ、残るものは僅かに四五の半病人のみ」となった。

両者の記述から、鉄道建設に従事した第2次タイ移民は、全員がマラリアに罹りバンコクに引き上げた。(即ち、第2次移民には工事現場のタップクワーン・ヒンラップ周辺では死亡した者はいなかった⁸³)、バンコクにおける死亡者数は、前者の「暹羅殖民始末」では、滔天の再来タイ直後の10数日間に3人だけで、死因は全員マラリアである、他方、後者の『三十三年の夢』では、2日間に3人が死亡し、八戸の死亡と前後して6人が死亡したという。後者の死者は少なくとも6名、死因はマラリアだけではなくコレラの併発もあった⁸⁴。また、後者では96年5月末ごろまでにタイに残った移民は4,5人の半病人のみとなった。

両者は、第2次移民の死亡人数、死因、死亡時期について一致していない。また、両者ともに死亡者名については記載がない。何が事実なのかを、次の同時代資料に拠って検討したい。

海外渡航株式会社及び泰国日本人会納骨堂過去帳の記録

広島県知事は1897年12月22日付で外務省通商局長内田康哉宛に「明治廿八年移民取扱人海外渡航株式会社扱移民明細表」及び「明治廿九年移民取扱人海外渡航株式会社扱移民明細表」を提出した⁸⁵。この二つ明細表中のタイへの移民は次のようになる。

明治28年の明細表について見れば、広島県の移民取扱人である海外渡航株式会社が1895(明治28)年にタイ(暹羅)向けに取り扱った移民数は男18名、女2名の合計20名である。宮崎滔天が、海外渡航株式会社代理人として95年10月にタイに引率した人数は20名であるから、同社が広島県に報告した数と一致する。なお、20名中には、2名の女性もいたことが判る。

⁸³ 岩本千綱は第2次タイ移民(熊本県人)中、タップクワーンで病死して同地に埋葬された者を、1896年12月23日にタップクワーンで慰霊している(岩本千綱『暹羅老搦安南三国探検実記』、博文館、東京、1897年8月30日発行、20-21頁、前掲拙稿「岩本千綱の『暹羅老搦安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」54頁)。しかし、滔天によれば、第2次タイ移民で鉄道建設に従事した17名は罹患して全員バンコクに戻っている、工事現場で死亡してその場に埋葬された者は存在しないことになり、岩本と滔天の記述は矛盾している。また、第1次移民生き残りの面田利平と第2次移民生き残りの柳田亮村から直接聞いた話を基として田邊領事が1908年末に報告した「暹国に於ける日本人」でも、第2次タイ移民には「断然同会社との関係を絶つて遂に鉄道工夫となりし者十四五名ありしが果せる哉一二月にして何れも病の為に労働に堪へずして盤谷に帰来し其後四五名は実に之が原因となりて病死せり」(「暹国に於ける日本人」(明治41年12月23日付在盤谷帝国領事田邊熊三郎報告)、外務省報告課『通商彙纂』明治42年13号、明治42年3月8日発行、59-60頁)と書かれており、20名中14,5名が鉄道工夫となったが、僅か1,2ヶ月で罹患し全員バンコクに引き上げたので、建設現場で死亡した者はおらず、死亡はバンコクにおいて生じたことになる。但し、上記田邊報告によれば、第1次タイ移民中7名が鉄道工夫として働いており(本稿199頁)、また、岩本千綱は神戸又新日報のインタビューに、第1次移民中コーラート鉄道工夫として8名が働いたと語っている(本稿180頁)。これら7-8名中に建設現場のゲーンコーイ周辺で死亡現場に埋葬された者がいた可能性はある。例えば後述の鍛本はその一人であるかもしれない。

⁸⁴ 滔天の年譜にも、1896年の「四月二日 バンコック着、移民六名と八戸剛一郎、コレラで急逝」(前掲『宮崎滔天全集、第五巻』663頁)と記されており、年譜作成者は、移民6名の死因はコレラのみと理解(誤解)している。

⁸⁵ 外務省記録3.8.2/85「移民取扱人に依る移民並依らざる移民の員数 各府県知事並に在外領事より報告一件」

更に、明治29年の明細表からは、1896年に海外渡航株式会社が、新たにタイ移民として扱った人数はゼロ、但し同社が曾て扱ったタイ移民（即ち1895年の20名）中、1896年に帰国した者2名（男女各1）、死亡した者6名、在留中の者12名（男11、女1）であることが判る。在留中の12名のうち、依然同社と契約中の人員は8名（男7、女1）、解約人員は4名（男のみ）である。また、この12名中5名はタイから別の国に移動している。この資料からは、滔天が伴った20名中、1896年時点で6名（男のみ）がタイで死亡、2名（男女各1）は日本に帰国、5名（男のみ）はタイから別の外国へ移動、7名（男6、女1）がタイ残留ということになる。

第2次タイ移民20名の具体的な姓名については、本稿182頁に掲げた内一坤第205号に添付された海外渡航株式会社社長の「暹羅国派遣代理人の義に付上申」から次の13名が判明する。1896年にタイで死亡した山下卯三郎、徳永米作、島田慶太郎、田島鉄蔵、坂本増太郎、馬淵一三郎の6名⁸⁶、英国に移転したという池田興作（実際はバンコク出航後死亡）、海外渡航株式会社との3年契約を解除してシンガポールに移動した前田倉吉、山下萬次郎、松村平六、田中富次郎の4名、及び1896年12月27日に帰国した馬淵喜作同人妻ワカの2名である。この13名以外の残り7名は、1897年1月11日現在、タイに在留しているが、この7名中の一人は、柳田亮民であり、二人は、本稿179頁に述べた現荒尾市出身で、1902年2月12日に兵庫県に旅券を返納した山本九十九と妻の山本スマであろう。

以上より、第2次タイ移民20名中16名の氏名が判明したことになる。

さて、第2表は、1897年1月12日付で、海外渡航株式会社社長佐藤岩男が、移民保護法施行細則第23条に従い広島県知事折田平内に届出た、明治29年（1896年）における同社移民の死亡者名簿の中から渡航地を暹羅国とした6名のみを取り出したものである⁸⁷。海外渡航株式会社はタイ移民を一回しか企画したことがなく、6名は全員、渡航日が1895年（明治28年）10月2日であるから、彼等は滔天が率いて来た一行20名の一部であることは間違いない。6名の国籍は全員、平民である。なお、第2表に記載されている年齢は死亡時のものか旅券申請時のものかは判然としないが、いずれであれ、来タイ後1年以内に死亡しているもので、その差は1年を超えることはない。

第3表は、1935年7月16日に落成した泰国日本人会日本人納骨堂に保存されている過去帳の最初の1～2頁部分である。

第2表 海外渡航株式会社扱いのタイ移民中、1896年（明治29年）に死亡した6名

旅券番号	氏名	渡航の年月日	死亡の年月日	年齢
43514	島田慶太郎	明治28年10月2日	明治29年4月16日	30年9ヶ月
43477	徳永米作	同上	明治29年4月27日	22年8ヶ月
43487	山下卯三郎	同上	明治29年5月5日	31年1ヶ月
43498	坂本増太郎	同上	明治29年8月6日	41年6ヶ月
43476	田島鉄蔵	同上	明治29年8月16日	25年2ヶ月
43504	馬淵一三郎	同上	明治29年9月29日	17年

（出所：外務省記録3.8.2/331「帰国者、死亡者名簿」）

⁸⁶ タイでの死亡者が6名という数だけは、『三十三年の夢』と一致しているように見えるが、『三十三年の夢』に記されている死亡時期、死因とは一致しない。

⁸⁷ この死亡者名簿には、33名が記載されており、6名が暹羅、23名が布哇国、4名が浦塩で死亡している。

第3表 泰国日本人会日本人納骨堂過去帳の最初の1~2頁に記載されている者

氏名	死亡年月	出身地	死亡場所	職業等	死因
山口県人鍛本作造氏外拾七名	明治廿七, 八年移民		シヤム内地ゲンコイ地区	工夫	風土病
伊藤ユリ子	明治廿九年	長崎市	盤谷税関吏パロス氏宅		脳膜炎
島田敬太郎	明治廿九年四月	熊本県		鉄道工夫	風土病
徳永米作	明治廿九年四月	熊本県			風土病
吉丸熊一	明治廿九年四月	佐賀市			コレラ
八戸剛一郎	明治廿九年四月	長崎諫早			コレラ
馬淵喜一郎	明治廿九年六月	熊本県	建築技師佐々木寿太郎方		
田島鉄蔵	明治廿九年七月	熊本県	サラデン農事試験所		赤痢
阪本増太郎	明治廿九年八月	熊本県	三谷足平方		コレラ
山下如三郎	明治廿九年	熊本県	於シンガポール		風土病
池田興作	明治廿九年	熊本県	盤谷発歸国乗船中		
ケイ子	明治廿九年	長崎県南高来郡	村上方		
木島某	明治卅年			稲垣公使給仕	赤痢
ハナ子	明治三十年	長崎県南高来郡	村上方		
梅子			盤谷ニューホテル		

(出所:『日本人納骨堂過去帳』, 但し筆者が項目を設けて分類した)

冒頭の1966年に新たに書き加えられた「山口県人鍛本作造氏外拾七名」を除くと過去帳は、明治29年の死亡者から始まっている。第3表に名がある女性は、全員が唐行きさん(当時の用語では醜業婦)だと考えられる⁸⁸。

第3表中の男性の中で、八戸剛一郎は前述のように、山崎喜八郎がバンコクに開いた桜木商店の経営のため、宮崎滔天一行に加わって商品を携帯して来タイしたが、到着後4日にしてコレラで急死し

⁸⁸ 伊藤ユリ子はタイ政府雇西洋人の妾。ケイ子、ハナ子はバンコクで村上が経営した娼家の娼婦。村上を名を市松といい、バンコクの日本人娼家の主人である(朝日新聞1895年12月8日号)。ケイ子、ハナ子の出身地である長崎県南高来(みなみたかき)郡は島原半島にかつて存在した郡であり、その旧郡域は、現在の島原市、雲仙市、南島原市である。島原は熊本県天草とともに、唐行きさんの主要な出身地として知られている。最後に記されている梅子もホテルと称して日本人が経営した娼家の娼婦である。

バンコクにおける日本人の娼家は、ホテルの看板を掲げていた。1915年にバンコクを視察した一日本人は次のように述べている。

盤谷の邦商、シヤムに於ける邦人は其大部分盤谷にありて地方には極めて少数である、盤谷にも以前は百人以上もありたる由なれど現在は僅に六十人で、内二十人は賤業婦〔醜業婦〕なるも他は比較的落着いた生活をしている。写真屋が五軒、医師が二人、歯科医が二人、雑貨店は大小八軒程ある、青楼は英領土の如く公然許可されず、総てホテルの看板下に醜業を営んでいる、私の如きも最初車夫に日本人のホテルがあるかと問へば有りと答へたから然らば其処に行けと命じた、着いて見れば成程ホテルの看板はあるが妙齢の婦人が数名もゴロゴロしている、サーロン姿と云ひ口調と云ひ到底真面目の営業人とは見えぬ、ハテ不思議と思つていると、ホテルの女が此処は女郎屋だといふ、これにはしたたか閉口したが他に日本旅館なきまま巴むなく欧羅巴ホテルといふに泊つた、宿料一泊八銖(一銖は新嘉坡の六十仙)である(台湾日日新報1915年6月15日、「暹羅近状視察談」)。

なお、「青楼は英領土の如く公然許可されず」という条は誤解である。タイでは1908年4月1日施行の性病予防法によって、バンコクの娼家・娼婦は畿内省に登録し一定金額を納入することが義務付けられ、この法律の範囲内で公然と営業ができた。しかし、日本人娼家はタイ畿内省によって完璧に掌握されていたにも拘わらず登録に応じず、公然たるヤミ営業を行った(タイ国立公文書館 [nm55/64](#) など)。

た人物であり、木島某は、1897年4月22日に「木嶋磯吉 稲垣弁理公使従者 新潟県平民」⁸⁹として旅券下付を受けた人物である。池田與作は20名の第2次移民の1人で、本稿182頁に引用した、1897年1月11日付の海外渡航株式会社の上申書では、英国に移転したと恰も生存しているかの如く記されているが、この英国とは英領シンガポールのことで、同地に向けバンコク出港後死亡したのである。池田を加えると、第2次タイ移民の死亡者は7人となる。海外渡航株式会社が池田の死亡を隠したのは、会社に不都合な死因（自殺か）であったからではあるまいか。吉丸熊一については、よく判らない。残る6名の男性は、第2次移民の死亡者であり、第2表の6名と驚くほど一致している。死亡月に少々異同がある外は、馬淵一三郎と馬淵喜一郎の名が微妙に違っているだけである⁹⁰。

第2表、第3表から、6人の死亡した月日も、場所も死因も個々別々であることが判る。

しかし、おおまかに6人を次の2グループに分けることが可能であろう。

即ち、第一グループは、96年4-5月に風土病（マラリアのこど）で死亡した3名である。3名中、

⁸⁹ 外務省記録3.8.5/8「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）旅券付与明細簿 明治30年1月～12月本省リール旅14

⁹⁰ 第2表と第3表とは、相互に参照されたことなどあり得ないはずであるが、第2次移民6名の死亡者名について、どうして驚くほど一致しているのだろうか。第1次移民の死亡者については、日本人納骨堂過去帳には、1966年に新たに書き加えられた鍛本外17名という記載があるのみで、17名の姓名も書かれていない（本稿195頁）。第1次移民の死亡者に比して、第2次移民の死亡者6名については、どうして詳細な情報が記載されているのであろうか。

これに答えるためには、この過去帳成立の経緯を検討する必要がある。過去帳自体からは、だれが、何時記録を開始したのかという情報は見いだせない。明らかなのは、過去帳には明治29年（1896年）の死亡者から記載されていることである。1913-4年に成立した泰国日本人会も、1912年に始まった日本人墓地設立のための積立金の会も、1896年には未だ存在していない。但し、1897年にはバンコクの日本人は日本人倶楽部を持っていた（拙稿「戦前期タイ国の日本人会および日本人社会：いくつかの謎の解明」、泰国日本人会編『タイと共に歩んで：泰国日本人会百年史』バンコク、2013年9月刊、所載）。

筆者の推測では、死亡者名等を記録に留め、過去帳として整備した人物は、柳田亮民（天草出身）をおいて外にはいないと思われる。柳田は日本では僧籍にあったこともある人物で、中国大陸で活動した釈元恭和尚に触発されてタイ行きを決心し、宮崎滔天率いる第2次移民20名の一人として来タイした。第2次移民の死亡者7名（池田與作を含む）の姓名、死亡状況の詳細が過去帳に記されているのは、柳田が同行者であった彼等をよく知っていたからではないだろうか。

柳田は稲垣満次郎公使に見込まれて、日露戦争が始まるとロシア艦隊の動静調査のために馬來半島に派遣されている（外務省記録5.2.2/20「日露戦役関係 露国波羅の艦隊東航関係一件 第五巻」）。

1920年には、柳田は日本人会の書記の職にあったことが次の記録から判る。

バンコック日本人会（会員数128名内女29名）会長：水野泰四郎〔台湾銀行出張所支配人〕、理事：山口萬吉、木下亨、土井節、横山和十郎、神谷信男、山本雅一、大場忠、磯部美知、土井孫次郎、大槻二雄、大谷静一、書記：柳田亮民（伊藤友治郎『南洋年鑑1921』、合資会社日南公司南洋調査部、東京、1920年11月発行、67頁）。

柳田は、日本人会書記在職時に、過去帳を管理し、その整備に努めたのではないだろうか。

日本人納骨堂過去帳の昭和20年の終戦後の項に「柳田 日本人会書記」とのみ記された死亡者がいる。名前、死亡年月日、年齢、出身地等の情報は欠落しているが、この人物は柳田亮民であると考えられる。そうであれば、柳田亮民は1895年に来タイし、1945年に死亡するまで半世紀の間、在タイしたことになる。

なお、この外に柳田亮民に言及している資料として、波多野秀（1900年広島県福山生、士族、1915年末来タイ、チェンマイ在住）の『タイ国在住六十年 一思い出すままに』、1974年10月15日、謄写版印刷（全文は、村嶋英治「連載バンコクの日本人 第51」、泰国日本人会月刊誌『クルンテープ』2014年10月号、に掲載）がある。同書は僅か22頁のガリ版刷りの小冊子であるが、「横浜の野崎洋行がシャムに支店を出すので支店長、柳田亮民、波多野章三（筆者の兄）の三人がバンコックへ上陸したのは明治二十五年〔1892年〕の春頃、日清戦争の始まる二年位前のことでした」と書き出している。この小冊子を、矢野暢『南進の系譜』（中公新書412、1975年）は、「この手記のかかなりの部分が事実を正確に伝えていと思う」と評価し、上記引用の書き出し部分や、柳田が後から来タイした磯長海洲の写真屋開業のために借家を探したこと、柳田が上海からきた日本人醜業婦の世話をして「ホテル」の開業を助けたことを「事実」として紹介している（同上書、19-21頁）。しかし、来タイした時期だけ取り挙げては、まず磯長海洲夫妻が1895年1月に来タイし、遅れて柳田亮民が同年10月に来タイし、波多野章三（1884-1953）に至っては、1898年10月の14歳時が初来タイである。柳田は磯長より後に来タイしているから、磯長の来タイ時に面倒を見てやることは不可能な話であり、波多野秀の上記回想は不正確である。但し、柳田が写真屋の磯長海洲や醜業婦たちを助けながらタイ社会で生き延びたのは疑いないであろう。

過去帳の職業欄に鉄道工夫と明記されているのは、1896年4月16日に死亡した島田慶太郎（30歳9ヵ月）のみである。職業欄は空欄ながら、同年4月27日に徳永米作（22歳8ヵ月）が風土病で死亡、同年5月5日には山下卯三郎（31歳1ヵ月）が風土病で、シンガポールで死亡している。山下はタイでマラリアに罹り、急遽帰国しようとしたが途中で客死したのであろう。島田、徳永の2人については死亡場所の記載はない。但し、前述の通りならば、鉄道工夫は全員がバンコク戻っているのに、死亡地はバンコクであろう。

1896年4-5月における第2次タイ移民の死者は、島田、徳永、山下の3名のみで、死因は全員マラリアである。最初の島田の死亡日から最後の山下の死亡日までの間は19日間である。これらの事実は、「暹羅殖民始末」の記載事項に近いものがある。

『三十三年の夢』は、八戸死亡（1896年4月6日）前後に6人が死亡し、3名は2日のうちに続けて死亡したと書き、死因もマラリアの外にコレラとしている。第2表、第3表から判るように1896年4-5月の第2次移民の死亡者は、島田、徳永、山下の3名（死因は全員マラリア）しかおらず、八戸死亡前後に6名の死亡はありえない。また、2日間に3人が死亡した事実も存在しない。これから、『三十三年の夢』が記す死亡者数、死亡時期、死因は事実から大きくかけ離れていることが判る。

次に、第二グループは、96年8-9月にバンコクでコレラ、赤痢で死亡した3名である。この3名（坂本、田島、馬淵）の死亡場所は、全てバンコクの邦人の居所においてである。8月に「サラデン農事試験所」で田島が赤痢で死亡している。農事試験所と言えば恰も政府機関のように聞こえるが、これは1896年雨季に滔天一行がサーラーデーンのスラサックの土地を借りて稲作を試みた、にわか百姓の試作地を指している。第二グループの3名の中にも、第一グループの3人と同時期に鉄道工夫として働きマラリアに罹った者も存在するかもしれないが、鉄道建設現場での発病が直接の原因で、バンコクで死亡したとは考えにくい。移民たちが鉄道建設を離れた時期が、滔天が言うように1896年4月頃であるとすれば、死亡するまで4ヵ月間もの隔りがあり、また、死因もマラリアではなくコレラや赤痢という急性感染症であるからである。

泰国日本人会の「日本人移民之碑」の碑文の誤り

日本人納骨堂の過去帳の冒頭に置かれている「山口県人鍛本作造氏外拾七名、明治廿七、八年移民シャム内地ゲンコイ地区 工夫 風土病」、即ち明治27、8年の移民、鍛本氏など合計18名がシャム内地のゲンコイ〔ゲーンコーイ〕地区で鉄道工夫として働き風土病（マラリア）で死亡したという項目は、1966年になって初めて日高秋雄（としお）氏によって追加されたものである。

ゲーンコーイ寺は、サラブリー県ゲーンコーイ郡の国鉄ゲーンコーイ駅を出て、商店街を10分程度歩いた市中に位置している。同寺には、第二次大戦中の1945年4月2日ゲーンコーイ空襲の犠牲者の慰霊碑もあり、タイ人の間では、この慰霊碑の方が有名であるが、現在二つの慰霊碑は同じ敷地の中に並んで立っている。

「日本人移民之碑」の表側台座には、次の文章が刻まれている。

日本人第一回移民ノ碑

日本人第一回シャム移民山口県人鍛本作造氏外十七名ノ霊此地ゲンコイ〔ゲーンコーイ〕ニ眠ル之等ノ人々ハ一八九四年（明治二十七年）岩本千綱氏引率ノ下ニ日本人最初ノ移民団ニ加ワッテ

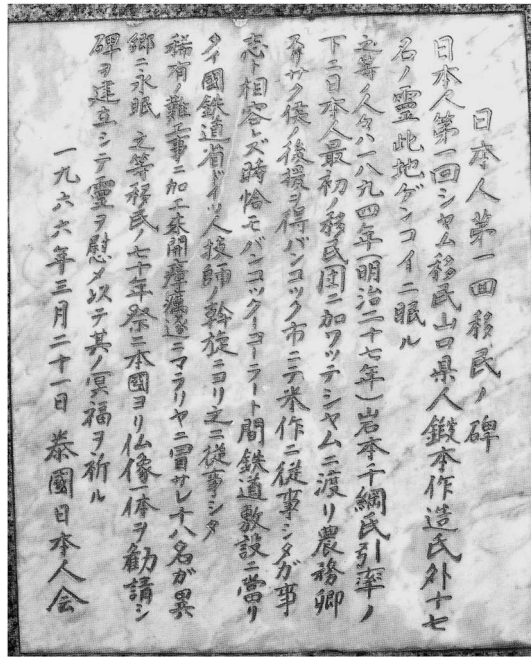


図4 泰国日本人会「日本人移民之碑」(ゲンコーイ寺)

シヤムニ渡リ農務卿スリサク [スラサック] 侯ノ後援ヲ得バンコック市ニテ米作ニ従事シタガ事志ト相容レズ時恰モバンコックコーラート間鉄道敷設に当リタイ国鉄道省ドイツ人技師ノ斡旋ニヨリ之ニ従事シタ

稀有ノ難工事ニ加エ未開瘴癘遂ニマラリヤニ冒サレ十八名ガ異郷ニ永眠 之等移民ノ七十年祭ニ本国ヨリ仏像一体ヲ勸請シ碑ヲ建立シテ靈ヲ慰メ以テ其ノ冥福ヲ祈ル

一九六六年三月二十一日 泰園日本人会

日本人会が1966年にゲンコーイ寺に「日本人移民之碑」を建設した経緯を、建設の中心となった日高秋雄（1905-1979, 1928年に23歳の若さで来タイ、日高洋行創立者）氏のむすめである百合江さんは、次のように回想している。記憶違いが多いが、そのまま引用すると、

それはずいぶん昔のお話しになりますが、昭和十九年（ママ）頃にニューロード近くに面田利兵衛 [正しくは面田利平] さんというせんたく屋（ママ）さんをしていた人が父を呼び『自分が今まで思っていた事だがどうも実現出来ずこの事を日高君にたのむ』とこのゲンコイ [ゲンコーイ] の山口県人の工夫の方のことを話したそうです。それは山口県人の日本人第一回の移民としてバンコックにて、現在のルンピニー公園の土地でと聞いておりますが、米作をやりましたが失敗し、その当時のドイツ技術師の紹介でバンコック・コーラート鉄道の建設の工夫として参加しマラリヤと風土病に倒れ皆んな亡くなったこと、その人達のお墓がないということを非常に気にかけていたと面田さんのお話しでありました。父はその当時戦争中でありなかなか表面化させる機会もなく苦慮をして居りましたが、面田さんとはかならずお墓を作って上げましょうと約束したそうです。面田さんはその後すぐに亡くなりました。それから終戦キャンプ生活を余儀な

くされ日本へ送還になり、再びバンコックに帰泰し、その当時のバンコックはなかなか大変な様子でした。…世の中も少しは落付いた昭和四十年頃に父はゲンコイの工夫のことを思い出し、約束をはたさなくてはと思ひ色々と尋ね人をしました。ゲンコイでなくなった方々のお墓を作ると言っても名前もわからずではと、昭和四十年に日本へ帰国した時、山口・広島・岡山各県の地方新聞・ラジオ・テレビ等へ事情を話し、色々の方々の協力をいただきました。但し父の滞在中は名のり出る人がなくあきらめてバンコックに帰りましたが、しばらくして山口県から自分の曾祖父がバンコック（ママ）のゲンコイで亡くなったと言い、名前は鍛本作造という事がわかり父は非常によろこび、早速過去帳に現在の様「山口県人鍛本作造以下十七名ゲンコイ地区にて工夫として労務中風土病に倒る」に書き替えました。それで風土病やマラリヤで死亡された方々の霊を慰さめるため昭和四十一年十月ゲンコイ市ゲンコイ寺の住職から許しを得て釈迦像を建立し碑文を彫刻しました。日本人会では五年毎にゲンコイ寺で慰霊祭を行うことにしています。…この様に父が面田さんとの約束を果し得たことは、日本人会の方々の一方ならぬ御協力があったからだと思います⁹¹。

日高秋雄氏は、来タイ直後から日本人会の活動に積極的に参加し、1938年度と1939年度8月まで日本人会の理事長（会長に次ぐポスト）を、また1939年度の8月から残余期間、会長を務め、戦後も日本人会の役員として貢献した。

日高秋雄氏は、第1次移民でコーラート鉄道工夫を経験した面田利平⁹²（1870-1937、山口県大島出身）から、戦前に多数の死亡者を出した初期のタイ移民の慰霊を託された。しかし、敗戦によって在タイ日本民間人は全て、自由タイ政権によってバーンブアトーン・キャンプに抑留され、その殆どは本国に強制送還された。自由タイ政権は、連合国の代理と称して日本民間人の私財も接収した。これによってタイの日本人社会は完璧に破壊されてしまった⁹³。日本が独立を回復したのち、タイへの渡航が可能となり、日高氏はタイに戻ったが、1960年代半ばに至るまで面田との約束を実行する余裕はなかった。日高氏は面田から慰霊すべき人達の名前や死亡状況を聞かされていたに違いないが、30年近いブランクによってこれらは失われ、既に初期移民の存命者もいなくなっていたので、18名ほどが死亡したという漠然たる伝承を除けば、ゼロから慰霊すべき人達の情報収集を行わざるを得なかった。日高氏は、第1次移民は中国地方出身であったという話を手掛かりに、山口、広島、岡山県のマスコミを通じて情報提供を求めたところ、死亡した人のひ孫に当たる山口県人から連絡があり、「鍛本作造」という名を得た。これが判明した唯一の姓名であり、「日本人移民之碑」及び日本人納骨堂過去帳の冒頭に書き込まれたのである。

拙稿（上）201頁に、外交史料館保存の旅券下付表から筆者が見つけた第1次タイ移民者をリストにして掲げたが、全員山口県平民であった。その中の一人に鍛本新蔵（43歳）がおり、「鍛本新蔵」は「鍛本作造」と同一人物だと思われる。

⁹¹ 日高百合江「タイ国日本人納骨堂五十周年に寄せて」、高野山真言宗タイ国開教留学僧の会（会長藤井真水）編『泰国日本人納骨堂建立 五十周年記念誌』京都、1987年、41-43頁

⁹² 前掲波多野秀『タイ国在任六十年 一思い出すまに』は、第1次タイ移民の面田利平はコーラート鉄道建設工夫であったと記している。後述本稿199頁のように面田は鉄道工夫の経験を、田邊熊三郎領事にも語ったようである。

⁹³ 村嶋英治「日タイ関係 1945-1952年：在タイ日本人及び在タイ日本資産の戦後処理を中心に」、『アジア太平洋討究』創刊号、2000年1月、141-162頁

1971年から79年まで泰国日本人会会長の役職にあった西野順治郎氏（1917-2001）は、『クルンテープ、タイ国日本人会七〇周年記念特別号』（1984年3月刊）56-58頁で歴代日本人会会長を紹介している⁹⁴。残念ながら、西野氏の紹介する戦前部分の会長名、在任時期については完璧からはほど遠い。西野氏は上述会長紹介で、三谷足平初代（ママ）会長に関して、「三谷足平（医師）大正三年～四年度〔日本人会会長〕、明治二十七年にシャムに渡り、陸軍軍医部長（ママ）も勤め、山口県移民団がケンコイ〔ゲーンコーイ〕にて倒れた際に治療に馳せつけた等功績大」と書いている。

筆者は西野氏の生前、1997年8月3日にバンコクで同氏にインタビューしたことがある縁で、氏の没後、バンコクの旧宅を訪ねて残された資料を拝見させてもらったことがある。その中に上述の歴代日本人会会長紹介の草稿も見つかった。その草稿には三谷足平について、「明治27年ゲーンコイ地区にてコーラット バンコク間の鉄道建設中の山口県第一回日本移民団18名のマラリヤ発病を聞いて直に水牛の背に乗って治療に馳せつけたるも時既に遅く日本婦人1名子供赤子各1名を救助したるのみにて移民団18名死亡せらる（面田利平氏より承る）」と書かれていた。西野氏が初来タイしたのは、自伝（西野順治郎『タイの大地と共に』、日経事業出版社、1996年、298頁）によれば1937年7月24日であり、面田は同年9月6日に死去しているので、面田から直接聞いたのではなく又聞きだと思われる。西野が三谷足平について書いていることは、第1次タイ移民と第2次タイ移民の話が混合錯綜している上に、事実からはほど遠い⁹⁵。

面田利平は、岩本が引率してきた山口県出身者から成る第1次タイ移民中のマラリア病死者（大部分はブカヌン金鉱山鉱夫、加えて少数のゲーンコーイ周辺鉄道建設工夫にも死者が出た可能性がある（鍛本もその一人か?）、滔天が引率してきた熊本県出身者から成る第2次タイ移民中の病死者（ゲーンコーイ周辺鉄道建設工夫）、両者合計20数名について、墓もない無念さを日高秋雄氏等に訴えたものと思われるが、ところが日高氏も西野氏も、死亡した者は全員第1次タイ移民（山口県出身）であり、かつ鉄道工夫であったと勘違いしてしまった。

事実は、第1次移民の大部分は、ブカヌン金鉱山にてマラリアで死亡しており、下記のように鉄道建設人夫として働いた人数は、面田利平を含む7名程度に過ぎないのである。この中に何人の死者が出たのかは不明であるが、日高氏が捜し出した「鍛本作造」（鍛本新蔵）は、もし、日高百合江氏の前述回想に間違いがなければゲーンコーイ周辺で鉄道工夫として働いた一人と思われる。

1903年10月から1910年6月までバンコクに在勤した田邊は、1908年末の本省宛報告「暹国に於

⁹⁴ この紹介は、『クルンテープ、タイ国日本人会八〇周年記念特別号』（1993年12月30日刊）13-16頁に、直近の10年間分が追加された点を除けば、修正されることなくそのまま再掲されている。更には、前掲泰国日本人会編『タイと共に歩んで：泰国日本人会百年史』（2013年刊行）にも継承されている。

⁹⁵ 西野は、三谷が鉄道建設に従事した18名の第1次タイ移民（山口県人）の救援に行ったというのが、第1次移民（総数30名程度）の20名前後はブカヌン金鉱山で病死しており、コーラット鉄道建設工事（タップクワーン・ヒンラップ周辺）に従事した第1次移民は面田を含め7名程度に過ぎない。しかし、第2次移民（20名）は、10数人が同鉄道建設工事に従事している。日本人工夫は2回とも、三谷と鉄道建設請負会社との間の契約に基づいて供給された。三谷は同社との契約により建設現場の親方（タオケー）として、供給した移民とともに生活し彼等の面倒を見る義務があった。ところが、三谷は報酬の前払いを得ると移民を見捨てて逃亡した（前掲拙稿「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」55頁）。仮に、三谷がマラリアに罹った移民の救援に現れたことがあったとしても、それは美談ではなく、彼が報酬を得ている契約の一部を履行したに過ぎない。

また、西野氏は三谷がシャムで陸軍軍医部長の経歴を有する旨述べているが、これもあり得ない話である。仮に、これが事実であれば、三谷はタイ官界において法律顧問の政尾藤吉以上の高官であり、様々な場面で名前が出てくるはずである。筆者は、この時代のタイ側文書のかかりに目を通しているが、三谷が軍医部長であることを示す資料は皆無である。

ける日本人」の中で、第1次移民生き残りの面田利平と第2次移民生き残りの柳田亮民から直接聞いた話をもとにして、タイにおける初期日本人移民について次のように書いている。

我移民の当国に送られたるは明治二十八年に二回ありしが何れも不幸にして失敗に了れり 今當時の顛末に就き探聞し得たる所を左に陳ぶべし

是より先き岩本千綱なる者あり明治二十六年中時の農務大臣ピヤ、スラサクデイ、モントリー〔スラサク〕の知る所となり遂に同大臣と謀り同大臣より土地及農具一切を借受くるの約束を以て我農民を暹国に移住せしむるの計画を立て乃ち一旦帰国の上自ら勧誘募集して山口県の移民三十二名を率い渡暹したるは明治二十八年一月にして之を第一回の移民とす 然るに元來岩本は無資本の者にして香港に至つて已に滞在費及前途の渡航費に差支ふるの窮境に陥り偶々前記農務大臣の公務を以て香港に至るに会し幸に其助力に依りて纔に其目的地に達するを得たるが如き実情なりしかば其の来暹後も土地及農具を約束の如く貸与せられしと雖も其他必要の設備なく又之を為すの資力なかりしより此等の移民は忽ち生活に窮して復た農作に従事するの余裕なく各自目前の活路を求むるの已むを得ざるに至れり是に於て多少の貯蓄を有せし四五名の者は新嘉坡に転航し而して残留者中七名は鉄道敷設の工夫となり又約二十名は或る金山〔ブカヌン〕の工夫に雇はれたり 斯くて彼等は一時期糊口の途（鉄道工夫として一日の賃金は運貨二銖内外なりしと云ふ）を得たりと雖も鉄道の敷設と云ひ金山の開掘と云ひ何れも非常なる不健康地に在りしかば僅々二三ヶ月間労働せる中病を以て斃る者相継ぎ殊に金山の坑夫となりし者の中盤谷に生還したるは僅に三名にして其余の十七名は尽く病死したりと云ふ又惨なりと謂ふべし右第一回移民の失敗後間もなく第二回の移民は亦た同一人〔岩本〕に依て企画せられたり 今回は岩本より広島海外渡航移民会社〔海外渡航株式会社〕に説く所あり同会社の手を経て九州の移民二十名を募集して渡暹したるは同年十二月〔正しくは十月〕中にして同会社よりは代表者として宮崎寅蔵を同行せしめたり 然るに当時盤谷に設立しありと称せられし日暹殖民協会〔暹羅殖民会社〕なる者は有名無実のものにして何等右移民を迎ふるの準備あらざりしかば彼等の到着するや亦た忽ち前回の移民と同一の境遇に陥り遂に会社代表者〔宮崎〕の斡旋に依りて或は在留本邦人の雇人となり或は盤谷船渠会社に雇はるることなれり而して船渠会社に雇はれたる者は其後賃銀の少きを嫌ひ鉄道工夫の収入多きを聞いて移民会社代表者が近き前回の例を援いて懇諭せしをも聴かず断然同会社との関係を絶つて遂に鉄道工夫となりし者十四五名ありしが果せる哉一二月にして何れも病の為めに労働に堪へずして盤谷に帰來し其後四五名は実に之が原因となりて病死せり同時に移民会社の代表者〔宮崎〕は自ら調査したる結果暹国農業の甚だ有望なるを認め盤谷に留りたる移民数名を集め更に前記農務大臣より耕地及農具を借り受けて翌二十九年七月頃盤谷郊外に於て米作を試みしが不幸にして非常の旱魃に遇ひ灌漑用の農具を獲る能はざりしが為め何等收穫を獲る能はずして是亦全然失敗に了れり

右二回の移民中現今尚ほ当地に在留せる者各一名づつ〔面田利平、柳田亮民〕ありて以上の顛末は即ち彼等より親しく聞き得たる所なるが要するに彼等移民は指導者其人を得ず且つ各自維持し得るの資本なかりしより不健康なる労働に従事して全然失敗に了り其の当初の目的たりし農業的殖民に至つては未だ何等正当の実験を経ざりしなり⁹⁶

⁹⁶ 「暹国に於ける日本人」（明治41年12月23日付在盤谷帝国領事田邊熊三郎報告）、外務省報告課『通商彙纂』明治42年13号、明治42年3月8日発行、59-60頁

上記田邊領事報告中、第1次移民32名中「四五名の者は新嘉坡に転航し而して残留者中七名は鉄道敷設の工夫となり又約二十名は或る金山〔ブカヌン〕の工夫に雇はれたり」とあるように、第1次移民中の鉄道工夫は、僅か7名に過ぎない⁹⁷ので、日本人第一回移民ノ碑や日本人納骨堂過去帳が記するような、死亡した18名は総て第1次タイ移民の鉄道工夫であったという説は全く成り立たないことは明らかである。

「日本人移民之碑」の碑文を事実に近い形に修正すれば、次のようになるであろう。

日本人第1次タイ移民（山口県人鍛本新蔵氏等）及び第2次タイ移民（熊本県人）、合計20数名の霊、ブカヌン、バンコク、ゲーンコーイ周辺（タップクワーン、ヒンラップ）等の地に眠る。之等の人々のうち、山口県人17名許りは、1894年（明治27年）末、岩本千綱氏引率の下に日本人最初のシャム移民団に加わってシャムに渡り、農務卿スラサック侯の後援を得て、バンコク市にて米作に従事しようとしたが事志と違い、フランス人が経営するカオヤイ山系の深い樹海の中にあるブカヌン金鉱山に赴いて工夫として働き1895年8月ごろ熱帯熱マラリアで死亡した。又、第1次移民中の7～8名及び1895年10月に宮崎滔天氏が海外渡航株式会社（広島）の代理人として率いて来た、熊本県人から成る第2次移民団員の殆どは、恰もバンコク・コーラート間鉄道敷設に当り三谷足平氏の斡旋によりゲーンコーイ周辺で工夫として就業したが山中で岩石を掘削するという稀有の難工事に加え未開瘴癘遂に熱帯熱マラリアに冒され、1896年4月頃までに数名が死亡した。彼等20数名が異郷3カ所に永眠することとなった。

熱帯熱マラリアへの無知

さて、ブカヌン金鉱山の鉱夫やゲーンコーイ周辺（タップクワーン、ヒンラップ）の鉄道工夫として働いたことが原因で、熱帯熱マラリアに罹り死亡した日本人労働者は、高給が得られるからと言っても、どうして命と引き換えるような無謀な道を安易に選んだのであろうか。

考えられる理由は、彼らは、熱帯熱マラリアの致命的な危険性について、全く無知であったことである。

日本人が熱帯熱マラリアに多数罹患した最初は、1874年5月の台湾出兵においてであるという。3000人ほどの出兵中、戦死者は僅か12名、「台湾熱」と言われたマラリアによる死者は561名に上ったという。更に1895年夏、ブカヌンで日本人労働者がマラリアに罹患したと同じ頃、日清戦争後の台湾平定に出兵した日本軍は「台湾熱」で多数の死者を出した。即ち、1895年5月8日の日清講和条約発効によって台湾の割譲を受けたのち、同年11月まで、日本は5万人ほどの軍隊を台湾平定のために派遣したが、このうち4642人がマラリア等により病死したという。

マラリアの原因となるマラリア原虫は、フランス人の軍医ラヴラン（Laveran）が、マラリアが流行していた赴任先のアルジェリアで、1880年にマラリア患者の血液中から発見した。また、この原虫が赤血球の中で成長して胞子を作り、その胞子が赤血球を破壊して血液中に放出されることによって、患者が発熱することも明らかにした。彼はこの功績により、1907年にノーベル賞を受賞した。

しかし、マラリア原虫がどうして体内に入るのかは、1880年のマラリア原虫発見以後も不明で

⁹⁷ 本稿注83のように岩本は神戸又新日報のインタビューで8名と語っている。

あった。

例えば、マラリア原虫発見以降に書かれた、馬島珪之助編訳『赤痢及麻刺里亜』（誠之堂、1897年刊行）の麻刺里亜（マラリア）部分の「麻刺里亜の感染順序」の項（同書62—63頁）は次のように記している。

麻刺里亜寄生虫は厳正なる血液寄生虫にして人身体の外にありては如何なる場所〔に〕存在し且つ如何なる形態を呈するものなりや漠として少しも得る所なし。故を以て麻刺里亜感染の順序は又全く不明にして（以下筆者略す）。麻刺里亜寄生虫は又外界に於て存在せざる可からざるものならん。即ち本病が地方病性に存在し且つ時々流行性に蔓延する一種の泥沼地にありては其空気、土壤若しくは水中に該寄生虫を含有するを要す。而して或る学者は該寄生虫を空気と共に吸入するによりて本病を發するものなりと唱へ、或る学者は又飲料水に混じて人身体に侵入するものなりと主張せり

マラリアはハマダラ蚊が媒介する伝染病であることは、1898年になってイギリス人のインド駐在軍医、ロナルド・ロス（Ronald Ross）が立証した。ロスはこの功績で1902年に第2回ノーベル賞を受賞した。

ロスによる発見の少し前には、専門家のなかには蚊がマラリアの原因ではないかという推測をする者も存在したが、毒をもった蚊が水に落ちて、それを飲んだ人が感染するのであるなどと考え、ヒトが蚊に刺されて伝染することは判っていなかった。また、多種ある蚊のうち、どの種類の蚊が原因なのかも判っていなかった。

一般人は、マラリアの原因が蚊であることさえも知らなかった。マラリアについての正しい知識の普及は20世紀初頭前後のことに過ぎず、それによって、台湾におけるマラリア患者が減少したことは、次のように報告されている。

マラリアは本島〔台湾〕風土病の重なるもので本島人は通例寒熱症と謂つてを。明治七年戦役の際我軍隊は多数の熱病者を生じ大損害を与へた事があるが、当時は台湾熱で通して其マラリアなる事に気付かなかつた。領台後も矢張瘴熱性の疾病と心得て居るものが尠くなかつた。之を他の熱帯地の例に依ると英領印度に於てマラリアの爲め死亡するもの年々約百二十万人ある。人口の割合よりするときは台湾に於ては約一万二千人のマラリア死者あるべきであるが、領台後暫くは実際に於て略之に一致する死者があつたのである。然るに衛生設備及防止策の遂行は漸次其数を遞減し台北の如きは、十数年来一人のマラリア患者を發したる事なく、其他主なる市街地に於てはマラリアの流行漸次熄滅に近きつつあるは、御互の幸福と云はねばならぬ。……抑もマラリアはプラスモジウム〔Plasmodium、マラリア病原虫の原生動物の総称〕と称す最下等動物の寄生により発起する伝染病で原虫に三種あつて各発熱期を異にしてを。三日熱原虫、四日熱原虫、熱帯熱原虫即ち是である。三日熱マラリアは内地で瘧（ぎゃく）又はオコリと称するものに外ならずして北海道、樺太、朝鮮、満州にもある。然るに本島〔台湾〕及び八重山には内地にない熱帯性即ち悪性マラリアがある。地方に依つては其マラリアの大部分は此種なる事がある。東部地方のマラリアは多く悪性である。四日熱マラリアは稀であるが塩水港〔台南県〕付近には此種のものが多い。古来マラリアは沼沢地より発散する所謂瘴氣に触れて罹るものと信ぜられていたが、今より三十余年前仏国の軍医ラヴラン氏により其病原たるマラリア原虫の初めて検明せら

れ而（しか）も尚人体内の血液寄生原虫が如何にして他の健康人の体内に侵入感染するやは久く鮮明しなかつたが、英国の印度駐在軍医ロツス [Ronald Ross] 博士の熱心なる研究の結果アノフェレスなる蚊 [Anopheles, 翅斑（ハマダラ）蚊] の媒介によること明かになり、従つて彼の沼沢地より発生する所謂瘴気なるものは実に茲に発生するアノフェレス蚊に外ならぬので、アノフェレス以外の蚊族はマラリアを媒介せぬことが明かになつたのである。嘗て伊太利で吸血感染せしめたるアノフェレス蚊をマラリアのない倫敦に齎（もた）らし、彼熱帯病学者の父と仰がる老マンソン氏の令息を刺螫（しせき）せしめたところが、三日熱を發し蚊瘡説をして九鼎大呂（ママ）よりも重からしめた。而して感染蚊の刺螫を受けた後マラリア熱を發作するに至るまでの日時即ち潜伏期は三日熱にありては十五日乃至二十五日、熱帯熱にありては六日乃至十五日であるが上述の如く蚊瘡説の確立後と云ふものは伝染源が人類で他の哺乳動物は感染せぬと云ふ事が明かとなり又た之を媒介するは吸血によりて始めて感染せるアノフェレス蚊なること又疑ひを容れざるることとなつてマラリア征服上至大なる光明を得ることとなつた。マラリア原虫の媒介者なるアノフェレス蚊の種類は実に百廿種もあるが、其中本邦内地 [日本本土] に産するものは只一種のアノフェレス・シネンジスのみであるけれど、本島 [台湾] に産するものは総てで九種ある。アノフェレスは肉眼で見ると普通蚊より識別することは困難でない。其特徴とする二、三の点を挙げれば翅面に鮮明なる斑点あること、肢（あし）の著しく長いこと、壁面に止まるとき体は之と角度をなして一直線をなすこと、子子（ぼうふら）は水面に並行の位置を取り恰も浮漂せる小木片の如く、刺衝すれば先づ後退すること等である。厄介な奴に似ず普通蚊の子子（ぼうふら）は通例寧ろ下水溝其他の清浄ならざる溜溜水（ちよりゅうすい）[溜まり水] 等に成育するに反し、アノフェレスの子子（ぼうふら）は溪流池沼の辺縁（へり）、水草の間、湧水新に成れる瀟水等清鮮なる水面を選むで棲息する。元來が野生的の蚊で雌虫は晩方屋内に侵襲して来て吸血欲を充たすのであるが、雄虫は他の液分を摂るのみで全く吸血せぬ。これは普通蚊でも同様である。彼らが一仕事了へて昼間の潜伏所又は置卵水面に引上げるのは、時によると其距離十町 [1キロ余] 以上に及ぶことがある。ナント驚ろくではないか。

三日熱、四日熱は経験した人も多いし、症状に就ても見聞する機会があるので一般に識られて居るが、夫の熱帯熱にありて最も恐るべきは眞の悪性症に陥ることである。中で昏睡性マラリアと称せらるるのは、患者の高熱發作中唯だもう嗜眠昏睡に陥り、恰も脳卒中者の様運動不能となり、遂に死に抵るものが多い。又熱帯熱に伴うて併發するものは黒水熱、脚氣、急性肺炎、赤痢、腸窒扶斯等で中々油断がならぬ⁹⁸。

上記高木の解説はマラリア原虫として、發熱に周期性が少ない熱帯熱マラリア原虫、48時間毎に高熱が出る三日熱マラリア原虫、72時間ごとに高熱がでる四日熱マラリア原虫の3種を挙げているが、現在では、この外に50時間毎に發熱する卵形マラリア原虫やサルマラリア原虫も知られている。

熱帯熱マラリアの症状は、上記解説のように他の原虫のマラリアに比して症状が重い。また、マラリアを媒介するハマダラ蚊は、清浄な水辺に生息し、メスの吸血活動は夕方である。

ハマダラ蚊は、泥水には生息しないので、バンコクでマラリアに感染する危険性は低い。1912年

⁹⁸ 高木技師談「マラリアの話（上）（中）」、『台湾日日新報』1914年3月30日、31日

11月～13年2月に、タイで農業調査に従事した、台湾の塩水港精糖会社の農場長佐々木幹三郎は、バンコクにはマラリア患者の邦人が存在しないことを、次のように書いている。

暹羅では三月、四月頃虎列拉〔コレラ〕が流行する事があります。所が盤谷在住人の話では、時に依りますとペストは流行りますがマラリアは少いと云ふことであります。台湾あたりでマラリアに罹ると脾臓が大きくなりますから土人の子供などは非常にお腹ばかり大きくなりまして、身体の発達が鈍くて見悪くい者が多いのであります。暹羅にはさう云ふ者は殆ど居りませぬ。盤谷の市中で日本人は朝鮮人が五名と台湾人が八名とを合せて総て日本の国籍にありますものは合計で二百人ばかり居ります。其の中でマラリアに罹つて寝て居る者は一人もございませぬ。健康の上から見ましても非常に良いやうでございます⁹⁹。

さて、上述の如く、熱帯熱マラリアを媒介するハマダラ蚊は、清浄な水辺に生息し、メスの吸血活動は夕方である。ブカヌン金鉱山やコーラート鉄道線建設現場のタップクワーン・ヒンラップの山中で働いた労働者は、一日の重労働を終えた夕方、泥と汗にまみれた体を、近くの清流で洗ったに違いない。これは、清水に棲み、夕方吸血活動をするハマダラ蚊の活動時間に合わせて、わざわざ我が身を献じて熱帯熱マラリア原虫を移されたようなものである。まさに無知による自殺行為以外の何物でもなかった。

チュラーロンコーン王は、1894年12月6日のオーク・クンナン¹⁰⁰で、コーラート鉄道建設の責任者である建設省大臣心得の王弟ピタヤラップ親王に「鉄道建設の視察結果はどうであった。建設はどこまで進行したのか」と質問した。

これに対して、同大臣は「タップクワーンまでです。しかし、現在労働者の中国人は逃走したり死亡したりする者が多く、毎日1人死んだり、2人死んだりしています。以前は900人の中国人労働者がいましたが、今残る者は300人¹⁰¹だけです」と答えた。

国王「山地（Dong）を抜けるまでには、まだ長くかかるのか」

大臣「まだ長くかかります。しかし、ヘー医師は、中国人労働者をパークプリオ〔サラブリー〕に宿泊させること、即ち朝に同地から労働者を汽車に乗せて山中の建設現場に運び、夕方仕事を終わるとパークプリオに送り返すことを考えています。そうすれば熱病患者も減少するはずですよ。と言うのは、山中の川水が元凶（ラーイ）です、中国人は不注意にも、仕事で汗をかくと水浴するので、病気になるのです」

国王「あと何年くらいかかるのか」

大臣「2年の見込みでしたが、現在中国人が十分に働けないので、契約を3年に延期します」¹⁰²

川の水が元凶という会話からは、マラリアはハマダラ蚊の人間に対する吸血によって感染すること

⁹⁹ 佐々木幹三郎（塩水港精糖農事主任）「暹羅農業視察談（一）」、『台湾日日新報』1913年8月6日。塩水港精糖会社の当時の経営者は荒井泰治（1861-1927）であった。荒井は、仙台の貧窮士族出身で、実業家として成功した立志伝中の人物であり、「東京棉花商と、兼て交渉ありたる暹羅調査」（奥山十平・新井一郎編『荒井泰治伝』、仙台多聞閣蔵書、1916年、178頁）のために、佐々木を出張させたのである。

¹⁰⁰ オーク・クンナンとは、国王が文武百官の前にお出ましになり、報告を受け、その場で命令・指示を出す、専制君主時代の最も重要な政務であった。チュラーロンコーン王はほぼ毎日夕方、この政務を執っていたが、1892年に重度の不眠症に罹り、その開始時刻が真夜中の12時近くになり、遂には長らく中止するに至ったのである。国王の健康が回復し、1894年12月に再開された。

¹⁰¹ このように中国人労働者が減少したことが、日本人工夫募集を促進した一要因となったのであろう。仮に、1895年末でも鉄道工夫総数が300人前後であったならば、日本人工夫は20人足らずであっても、工夫総数に占める割合は小さくはない。

¹⁰² タイ国立公文書館 7.5 79.1/62

は、未だ認識されてはおらず、水が原因と考えられていたことが判る。正しい知識の有無如何にかかわらず、労働者が夕方に川水で行水できないように、労働が終わるとサラブリーまで汽車で連れて帰ることが実施されたならば、マラリア患者は減少したことであろう。

しかし、上記会話録から1年後、タップクワン・ヒンラップ山中の鉄道建設現場で働いた第2次タイ移民が相も変わらずマラリアに罹患し、バンコクに帰着後死亡した者も出たことは前述の通りである。

三谷足平

滔天が代理人として率いて来た移民を横取りしたので、物書きでもある滔天から激しい筆誅を受ける不運に見舞われたのは、三谷足平（1860-1924）である。三谷は、2013年に創立百周年を祝った泰国日本人会が初代会長と見做している¹⁰³ 医師であるが、1895年当時は日清戦争の召集命令を無視して来タイしたばかりであった。バンコクで開業しようにも、バンコク在住の日本人は数十人に過ぎず、またタイ人や華僑の患者を診るには未だ言葉もできず信用もないので、患者を見つけることは困難であり、食い詰めて難儀していたものと思われる。そのような状態の者が、手っ取り早く金銭を手にする選択肢の一つは、同胞の上前をはねることであった。三谷が標的にしたのは、岩本及び滔天が引率して来た第1次、第2次タイ移民であった。

三谷足平については、泰国日本人会100年史編集委員会『タイと共に歩んで：泰国日本人会百年史』（2013年9月刊行）掲載の拙稿、「戦前期タイ国の日本人会および日本人社会：いくつかの謎の解明」の中で述べたが、いくらか情報を追加して、在タイ日本人社会の名士に転じる以前の三谷について触れておきたい。

三谷足平は、弘前藩の御用刀研師の家系に生まれた。父の三谷仏句は、津軽の著名な俳人であったという。三谷は父親の俳友である藩医（近習医）北岡太淳のもとで医学修業を開始した¹⁰⁴。

アジア歴史資料センターのウェブ・サイトで「三谷足平」を検索すると、次の3つがヒットする。これから海外に出る前の三谷について次のことが判明する。

まず、『内務省衛生局報告第廿五号』（明治14年7月15日発行）に「成規の試験を經及東京大学医学部の卒業証書に抛り（本年六月中）開業免許を授与したる医師並薬舗人名を左に報告す」とあり、報告氏名中に「内外科 青森県下 三谷足平 廿一年二ヶ月」¹⁰⁵ とある。これから、1860年4月生の三谷足平は、21歳2ヶ月時の1881年6月に、試験に合格して医師の開業免許を得たことが判る。

次に、

非職将校都合に依り東京府下寄留の儀に付申越 非職陸軍三等軍曹（ママ）三谷足平
右の者今般都合に依り東京府下神田区小川町四番地に寄留致度旨願出の趣許可候に付此段申越候也
明治二十年四月二日

¹⁰³ 戦後再建された泰国日本人会には、戦前の情報が正確には伝わらなかったのか、或は特別の事情があったのか、同会の初代会長を三谷足平としている。事実は、三谷は第二日目会長であり、本当の初代会長は、小牧太次郎（1877-1931、三井物産）であることは、1932年6月に泰国（当時は暹羅国）日本人会が刊行した会報（『暹羅国日本人会会報』復活第1号、江尻武司・日高秋雄編集、1932年6月25日発行、謄写版印刷）の99頁「本会成立以来歴代会長」から明らかである。

¹⁰⁴ 『大浦山誌』、海蔵寺住職花田正道発行、弘前、1944年、24-25頁

¹⁰⁵ アジア歴史資料センターレファレンスコード A07061758700

仙台鎮台司令官佐久間左馬太

陸軍大臣伯爵大山巖殿¹⁰⁶

と、あることから、三谷は医師免許取得後、陸軍の三等軍医に採用され、仙台の第二師団に所属していたが、その後非職（休職）となり、1887年4月には東京に上京したことが判る。彼は休職扱いのまま多分東京で医業に従事していたと思われる。

更に、『陸軍省大日記』に「召集取消の文字誤記の件通牒」と題した次の文書がある。

師第四九号 課長より第二師団參謀長へ通牒案 貴師団御所権 [?] 休停職及予後備将校等団隊等配属中姓名不見当もの御取調の儀師第四七号を以て及御照会候処該人名中三等軍医三谷足平酒井米誠の頭書召集取消とあるは誤記に付御取消相成度然処三谷は失踪に付至当の御処置可有之候此段右通牒旁々申進候也 廿七年八月卅一日¹⁰⁷

日清戦争の勃発により、休停職及び予後備将校も召集されたが、1894年8月末には休職中の三等軍医である三谷は無届のまま行方不明になっていることが判明した。この時点で処罰手続きが開始されたものと思われる。

1901年4月に三谷が、バンコクで詐欺取財事件の被告として領事裁判にかけられた際、篠野乙次郎領事は三谷の前歴について、本省に「三等軍医三谷足平は欠席判決の言渡を受けて居る者なるや又同人は弘前親方町一番地に住居したるや」を、4月14日に電報で問い合わせた。これを受けて、杉村外務省通商局長が、中岡陸軍省人事局長に照会したところ、5月16日付で次の回答が寄せられた。即ち、

予備陸軍三等軍医三谷足平

右去る明治二十八年十月廣島地方裁判所に於て充員召集不応の件に抛り輕禁錮二ヶ月の欠席裁判あり 本人当時の住居は弘前市大字親方町廿四番なり¹⁰⁸

三谷は、日清戦争終結後の1895年10月になって広島地方裁判所で充員召集不応に依り、本人不出頭のまま輕禁錮二ヶ月の判決を受けたのである。滔天の「暹羅殖民始末」（本稿187頁）が記すように、当時、三谷は日本領事館のないタイに渡っていたので、有罪判決はあったものの、日本で服役させられることはなかった。

この刑罰回避が、問題にされたのは、1901年4月初旬に篠野領事が派遣した領事館付警察官によって三谷が逮捕された際である。三谷逮捕の真の目的は、彼が起こした詐欺事件について領事裁判にかけるためであったが、逮捕はよく知られている召集不応の嫌疑を理由としたようである。

1901年4月に逮捕された当時、三谷はスラサック元農商務大臣の庇護を受けてシーラーチャーの病院で医師をしていた。三谷足平は、1895年1月18日に在バンコク日本人12名が、ワチラーウット親王の立皇太子を祝ってテーウォン外相に奉呈した祝詞に石橋禹三郎、大谷津直磨とともに、住所をスラサック邸として名を連ねている¹⁰⁹。これから三谷も、岩本千綱、石橋禹三郎、宮崎滔天らと同様、来タイ直後からスラサックの庇護を受けた一人であることが判る。しかも、その親分—子分関係は、他の日本人よりも長続した。

¹⁰⁶ 同上 C10050330200

¹⁰⁷ 同上 C06060007600

¹⁰⁸ 外務省記録 4.1.4/41 「日本に於て欠席裁判判決を受けたる三谷足平の詐欺取財被告事件に関し在暹羅帝国公使より伺出一件」

¹⁰⁹ タイ国立公文書館 № 9,5/1

スラサックは子分三谷が逮捕されたことに猛然と反発し、三谷の釈放を要求して稲垣満次郎公使を面罵した。

その内容を稲垣はテーワウォン外相に語り、同外相は1901年4月9日付で国王秘書長官ソムモット親王に次のように報告した。

稲垣公使が私（テーワウォン外相）に言うには、スラサックは稲垣の名誉を毀損する発言をいくつも行った。スラサックは三谷逮捕に関して、日記帳に記している通りに印刷して公開するつもりであると言ったことが一つ。スラサックは、かつてバンコクを訪問した川上〔操六〕將軍¹¹⁰と、暹羅と日本との間に何か問題が生じたら互いに連絡を取り合って協力して解決しようと合意しているので、川上將軍に連絡して稲垣公使を本国召喚してやると言ったことが一つである。

私は稲垣に次のように答え、かつ質問した。

事件が終了した時に、スラサックに三谷を返してやれば、スラサックは満足するであろう。ところで、三谷は日本領事館に登録を求めているのに、領事は登録を拒んでいるというのが本当か。もし、事実ならその理由は、と。

稲垣公使は次のように答えた。

三谷が登録を求めたのは藤田〔敏郎〕¹¹¹領事の時代からであるが、三谷が、登録できなかったのは、軍を逃亡した嫌疑があり、かつ本当の名前が何であるのか不明であったからであろう。この人物は4つも名前があり、間違いなく悪人だ。フランス領事に日本人保護を依頼していた時代にも、三谷は一回財産没収の判決を受けている。それでバンコクに居ることができず、ナコンラーチャーシーマー（コーラート）に逃げていた。私（稲垣公使）が最初にバンコクに着任した時〔1897年5月〕には、フランスの領事裁判所が債務弁済に充てるために差し押さえていた三谷の私財のうち、僅かに残っていたものを、三谷に代わって受け取ったほどである。どうしてスラサックがこのような人物を使うのか不思議だ。スラサックは、私に日本人から何回も騙されたと思痴ったことがあるのに。例えば、パーサコーラウォンがプラーヤー・リットティロンロナチェート駐日公使に通訳として付けてやった山本〔安太郎〕は、かつてスラサックの通訳をした時に盗みを働いたことがある、と¹¹²。

東京日日新聞1921年8月21日号の記事には、三谷がスラサックに従って、プレーにおける土匪の反乱鎮圧に軍医部長として参加したことが記されているが、これは1902年7月に生じたギオ（シャンまたはタイヤイに同じ）の反乱のことである。本当に三谷が参加したのか否か、未だ裏付けとなる史料は目にしていないが、三谷が親分スラサックの庇護に感謝して参加した可能性はある。

稲垣はテーワウォン外相に、日本政府が在タイフランス領事に在タイ日本人の保護を依頼していた時期（1895年9月14日-1897年3月）に、三谷はフランスの領事裁判により債務弁済の命令を受け、私財を差し押さえられたことを語っている。これは前出（本稿187頁）の国民新聞1897年8月3日号の記事にある、三谷が鉄道建設請負会社のスミソンとの約束を守らず、移民の給料を持ち逃げした

¹¹⁰ 川上操六は1897年1月に訪タイし、スラサックにも面会している。前掲拙稿「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」31頁。但し、川上は1899年5月11日に死亡している。

¹¹¹ 藤田敏郎が在盤谷帝国領事であったのは、1897年10月から1899年4月までである（外務省人事課『外交官及領事官年鑑』明治40年11月、213-214頁）。

¹¹² タイ国立公文書館 7.5 頁.13/25

事件で、スミソンが訴えたためであろう。

さて、三谷の1901年の詐欺事件では、領事裁判の結果次のように判決が確定した。

公第二一号

詐欺取財犯三谷足平に対する裁判確定の件

青森県平民三谷足平は本月十三日当館に於て詐欺取財被告事件に付重禁錮四月罰金八円監視六月の判決を受け翌十四日控訴申立候処去二十日に至り控訴を取下げ裁判確定致候に付別紙判決書写相添此段及報告候

敬具

明治三十四年五月廿四日

在盤谷 領事篠野乙次郎

外務大臣 加藤高明殿

判決書

青森県弘前市親方町十八番地

平民戸主

当時〔現時〕暹羅国シーマハラチャ〔シーラーチャー〕居住

医業

被告 三谷足平 四十二年

右〔上〕三谷足平に対する詐欺取財被告事件を受理し審理を遂げ判決すること左〔下〕の如し

判決主文

被告三谷足平を重禁錮四月に処し罰金八円を付加し六ヶ月の監視に付す

理由

第一 被告三谷足平は明治三十三年四月日不詳盤谷府バンモー街マクリン商会に到り其の所有の黄楊木材を日本へ輸出すれば需要莫大なるを以て一本に付金五円位の高価を占め居り大に利益ある旨を説述し其の木材は劣等品なるを一千百本に対し墨銀三千二百一弗七拾仙の荷為替を付せしめ被告は前金として前記マクリン商会より暹銀千六百五拾銖を受取りマクリン商会の名義を以て東京暹羅貿易商会渡辺知頼へ宛て輸送せり然るに渡辺知頼に於て委託販売の予諾もなきに突然荷為替付黄楊木材の到着したる通知に接し之を引受るべき責任なきも損毛なき限りは引受くる積にて人を派し検査したるに全部多くは小材にして荷為替金額の大凡三分の一の価に過ぎず依て引受方拒絶に及べり爾後取扱銀行よりマクリン商会へ宛て報道あり品質劣等なるに因り競売に付するも其損失大なるべく且庫敷保険料等の費用益嵩む由申越したるに由り同商会は被告に対し其の処分方問合はするに被告は毫も之に応ぜず尚屢々手紙及電信を以て処分方相談の為め来盤を促すに事故に托して来らず又其処分方に付一言の応答も為さず果して正当に契約を履行するの意志あらば速に処分するは被告の利益なるに拘はらず数箇月間今日に至るも尚ほ之を顧みざりしものなり之を要するに被告は当初より其の目的黄楊木材を輸出して利益を得んとしたるに非ずしてマクリン商会をして利益ある希望を抱かしめ財物を詐取したるにあり其の事実は当館付警部内藤弘の告発書渡辺知頼の始末書被害者マクリンより提出せし第一号乃至第十七号書類並当法廷に於ける被

告の供述等により証憑充分なりとす

第二 被告は明治三十二年九月日不詳当府バンモー街日暹商会に到り詐欺の手段を以て暹銀五百銖及サロン二百五拾枚（代金貳百五拾銖）を騙取したりとの事実は証憑充分ならず

以上第一の所為は刑法第三百九十条に該当する詐欺取財犯なるを以て同条を適用し二月以上四年以下の重禁錮に処し四円以上四十円以下の罰金を付加し同第三百九十四条に依り六月以上二年以下の監視に付すべきものとす依て主文の如く判決す

明治三十四年五月十三日在盤谷日本領事館に於て検事外務省警部内藤弘立会宣告す

領事 篠野乙次郎¹¹³

三谷は1901年5月13日にバンコクの日本領事館の監獄に入獄し、同年9月9日満期出獄した。出獄後、1902年3月9日までの6ヶ月間は、半月に一回、領事館に出頭せよという命令が付されていた。ところが三谷は、1902年1月の後半は領事館に出頭しなかった。その罪により同年2月19日に領事裁判により20日間の重禁錮の判決を受けることとなった。バンコクに居住しているのならいざ知らず、シーラーチャーから半月に一回出頭するのは負担であったには違いない。

なお、1901年に逮捕した当初、日本領事は三谷を本国に送還して、召集不応の刑罰も受けさせようと試みたが、送還には警察官の同行が必要であり、警察官の手配ができず、沙汰止みとなった。

但し、1903年以降、三谷足平の評価は次第にプラスに転じた。

朝日新聞1903年12月10日号に次の記事がある。

暹羅国と本邦医士 三谷足平氏（青森県出身）は十数年前暹羅国に渡り夙に同皇室の信任を得既に最高軍医官として朝野の望みを繋ぎ居れるが尚今回同国貴族より某医学博士に囑託し本邦医士招聘選任方を申来りたるに付本所千歳町に開業する成田庸逸氏（青森県弘前人）其候補者に選定せられ近々渡暹する事に決せり尚同国にては本邦医士多数の渡航して開業せんことを希望し可及的便宜を与ふる方針なりといふ。

なお、記事中の「最高軍医官」は誤報である。

1905年8月当時、三谷はタイで開業している唯一人の日本人医師であった¹¹⁴。

本稿注103に見るように、三谷は暹羅国日本人会第2代目会長を務めた。

1921年半ばに三谷夫妻は、20数年ぶりに日本に帰国した¹¹⁵。三谷は、同年12月15日にタイに帰るために旅券の下付を受けた。その旅券下付記録には、本籍は東京府南葛飾郡寺島村（現墨田区）、族籍は平民、渡航目的は病院経営、と記されている。三谷夫人イネは、タイに同行せず、そのまま東京に留まったが、1923年4月28日に「夫足平看病」のために旅券を取得し、タイに向かった。三谷足

¹¹³ 前掲外務省記録4.1.4/41

¹¹⁴ 外務省記録3.11.1/23「外国に於て開業せる日本医師の住所氏名取調雑件」

明治卅八年九月十日接受 通商局

公信第四十四号 受第一二七一一号

当地に於て開業せる本邦医師の件に関し六月廿二日付送第九号を以て取調方御申越の趣了承致候目下当地に於て開業せる者は左記姓名に有之候間此段御回答申進候也

明治三十八年八月十五日

在盤谷 領事田邊熊三郎

外務省通商局長石井菊次郎殿

青森県弘前市親方町一番地 当時盤谷府バンモー街在住 三谷足平

¹¹⁵ 三谷夫妻の帰国を、東京日日新聞1921年8月21日号は夫妻の写真入りで「今浦島」と題して大きく報じている。

平は、1924年7月3日に満64歳で、バンコクで逝去した。当時、妻イネは61歳であった。(続く)

巻末付録

付録(1) コーラート鉄道建設の歴史

タイの初期鉄道建設についての、最も詳細な研究は、David Frederick Holm, “The Role of the State Railways in Thai History, 1892–1932” (1977年 Yale 大学博士論文)¹¹⁶であるが、これに1897年3月26日のバンコク・アユタヤ間鉄道開通式におけるベートゲ鉄道局長の報告(『タイ官報』第14巻1号, 1898年1月4日号, 15–21頁)およびその他の資料を加えて、コーラート鉄道建設の経緯と日本人工夫が働いた1895–96年当時の建設状況について見ておこう。

チュラーロンコーン王は、1886年9月13日にタイ最初の鉄道敷設免許としてバンコクから東方のバーンパコン河に至る路線の免許を出したが、事業者は資本を調達することができず実現しなかった。同王は、1887年にはお雇い外国人で海軍将官のデンマーク人リシュリュールに、バンコク市内電車、バーンパコン鉄道、パークナム鉄道の三者の建設免許を与えた。この内、市内電車は1889年1月に開通した。

1887年に訪欧したテーウォン外相(帰路日本に依り1887年9月に友好宣言に調印)は、ドイツにおいて鉄道車輛で有名なクルップ社、イギリスにおいても有力な実業家たちを訪問した。Holmの解釈では、チュラーロンコーン王やテーウォン外相は、フランス以外の欧州資本のタイ鉄道への投資を呼び込み、鉄道によってタイ軍隊の派遣や中央官僚の地方派遣を容易にするとともに、フランスの対タイ侵略が生じた場合には、投資国の政府が自国資本の保護のためにタイの独立維持に協力することを期待していた。

テーウォン外相の働きかけもあって、欧州人の間にタイ鉄道投資への関心が高まり、1888年3月16日(又は6日)に、イギリスの建設業者パンチャード・マクタガート・ラウザー社の代理人、陸軍中將(工兵)アンドリュー・クラーク卿(Sir Andrew Clarke, 1842–1902)はテーウォン外相との間に、バンコクーチェンマイ間の鉄道(サラブリー・コーラート間の支線など3支線を含む)について調査契約を締結した。パンチャード社は1891年始めに1060キロに亘る調査結果及び諸コストを計算した成果をタイ政府に提出した。同調査のためにタイ政府が支払った額は、3万8214ポンド(約63万バツ)であった。

1888年12月、プロシア政府の技師で、清国で鉄道計画を担当していたカール・ベートゲ(Karl Bethge, 1847–1900年)が、欧州へ帰る途中バンコクに立ち寄った。ドイツ領事がテーウォン外相に強力に薦めたので、同外相はベートゲに、バンコク・コーラート間の鉄道路線は、サラブリー経由とプラチンブリー経由とのどちらにすべきかの調査を依頼した。1889年2月にベートゲは、サラブリー経由の方がよいという判断を示すとともに、駅、標準軌道の採用、貨物料金、資金調達方法、所有形態等についても提言した¹¹⁷。

1889年12月に国王は土木建設事業担当局(グロム・ヨーターティカーン)を新設し、ナリット親

¹¹⁶ 柿崎一郎『タイ経済と鉄道：1885～1935年』、日本経済評論社、2000年は、タイ鉄道史の好著であるが、残念ながらコーラート鉄道建設過程及び使用労働者に関しては詳しくはない。

¹¹⁷ タイ国立公文書館 № 5.2/4 に、この時のベートゲの調査報告書が保存されている。

王をその長に任じた¹¹⁸。その管轄下に、1890年10月にベートゲを長 (เจ้ากรมรถไฟ) とする鉄道局が創設された。鉄道局の任務は官営鉄道建設の監督、今後開業する私鉄の規制検閲であった。

国王はベートゲの提案したコーラート鉄道に標準軌を採用することを決めた。ベートゲは、コーラート鉄道で徴収可能な貨物運賃額を最高の、1トン当たり10パーツとした場合でも、鉄道によらない従来の輸送コスト(1トン当たり60-80パーツ)に比し、大幅に安くなるので重い農産物の移出が可能となると予測した。

資金に関して、ベートゲはクルップ社を通じて融資を受けることを提案したが、国王は、半分をタイ政府、残り半分はタイ民間(相当部分は国王の私的財産である内帑金からの出資を予定)から調達することとした。また、建設を担当するゼネコンは、競争入札により決めることとした。

コーラート鉄道建設布告

1891年3月1日付で「バンコク・コーラート(ナコンラーチャシーマー)間シャム鉄道建設布告」¹¹⁹が発出された。

このコーラート鉄道建設布告は、バンコク・コーラート線を最初の鉄道路線として建設することを決めたことを公表し、鉄道建設の理由として、従来往來に苦勞が多い上、長時間を要していた地方へのアプローチの困難が軽減され、同時に産物の移動も容易になるので、人民の生産活動の増大が見込まれ国富を増大させることができること、また、行政の指揮監督上にも利益があり人民の福祉幸福の増大に役立つことを挙げている。

布告では次の10項目が示された。

- (1) 1891年9月までに着工し、ラッタナコーシン暦115年末(1897年3月)までには完工する。
- (2) 建設費は、1株100パーツとして最大1600万パーツ(16万株)を政府及び民間の出資で集める。
民間の出資には、1901年3月末までの10年間は政府が最低5パーセントの配当を保証する。
また、国王は大蔵省に民間所有株の買い戻しを命じることができる。
- (3) 出資者は大蔵省と契約する。
- (4) 株式は自由に売買もしくは担保にすることができ、且つ相続させることができる。
- (5) 大蔵省は年2回(3月、9月)、新聞に財務情報を公開し、その都度配当金を支払う。
- (6) 50年間(1941年3月末)経過後の出資金の買い戻しの規定。
- (7) もしコーラート線を延長する場合、コーラート線の利益を延長線の建設費に充てることはできず、建設費は新たに募集すること。
- (8) コーラート線の建設及び維持は、建設省の責任であり、同省大臣は総てに亘って国王の承認を得ることを要する。
- (9) 建設省が月単位で支出予算を定め、国王の承認を経たのち大蔵省から支払を受ける。建設省は半年に1回バランスシートを大蔵省に提出し監査を受ける。
- (10) 建設省は、鉄道敷設地及び関連施設建設地にある家屋、商店、工場、果樹園には、土地代、建物代、果樹料金を補償するが、保有者に儲けを生じさせるほどの高額である必要はない。他方、

¹¹⁸ 『タイ官報』第6巻39号、1889年12月29日号、339頁

¹¹⁹ 『タイ官報』第7巻51号、1891年3月22日号、456-461頁

鉄道敷設地等として使用する田畑・原野に関しては、家屋撤去料のみを支払い土地の補償金はない。建設省が決定した補償額に従わねばならず、指定日までに立ち退くこと。鉄道の両側、それぞれ5セン（200メートル）については、所有者のいない土地は国有地とする。

なお、上記第2項に定める1600万パーツの資金を必要とする根拠は、1897年3月26日のベートゲ報告では、ゼネコンへの支払いに加え、木橋を鉄橋に替えた追加経費、鉄道局による土地購入費、オフィスの諸費用、駅舎職員宿舍等建設費、医療関係費などの合計であった。

1891年4月4日号のBangkok Times紙に、コーラート線264キロ建設のためゼネコンに入札を求める広告が掲載された。

1891年7月16日にチュラーロンコーン王は、タイ最初の鉄道であるパークナム鉄道の起工式に臨席した。シーロム通りと現在のラーマ4世通りとの交差点（当時はサパトゥムの水田）が会場であった。この鉄道会社に出資した外国人男女たちが多数集まっていた。国王は、前出のリシュリューが捧呈した鍬で形ばかりの鍬入れをした。続いて、会社に雇われた中国人工夫が仕事を開始した。国王からは「今回の着工は最初の出来事であり、私が長らく待ち望んでいたものである。完工すれば国家への利益は大きなものがある」というお言葉があった¹²⁰。

コーラート鉄道は、民間からの資金調達も行われたが経営は政府が行う官営鉄道であるが、他方、パークナム鉄道は民間会社（*neajud*）によって経営された。この会社に対する国王の出資比率は半分を占め、リシュリューなどの外国人やタイの王族貴族も出資した。20キロのパークナム鉄道は、1893年4月11日に国王を迎えて開通式を挙行了した。

イギリス人キャンベルの落札

さて、1891年10月15日のコーラート鉄道建設入札締切までに、入札したゼネコンは、イギリス人のジョージ・マリー・キャンベル（George Murray Campbell, 1845-1942）とドイツのシャム鉄道建設共同出資会社の2社に過ぎなかった。前者は弱体業者で、入札額は974万余パーツ、保証金や建設費用はジャーディン・マセソン商会からの融資に依ることになっていた。後者はドイツの3銀行が設立したもので、入札額は1197万パーツであった。ドイツ人の鉄道局長ベートゲの目から見ると、後者は前者より223万パーツ高いが、上質の資材を使用するためにはこれくらいが現実的で妥当な額であった。英独双方の外交官はテワウォン外相を訪問して、自国の業者を採用するように迫った。10月21日、国王はキャンベルを採用する方針を決定した。

建設大臣ナリット親王とベートゲ鉄道局長は、国王を翻意させようと努めたが、国王の考えは変わらなかった。国王は駐英タイ公使を使って、ジャーディン・マセソン商会を説得させキャンベルに保証金を融資させることに成功した。同商会の保証金を得たキャンベルは、1891年12月12日にタイ鉄道局との間にコーラート鉄道建設契約を締結した。1892年3月までに着工すること、着工後5年以内に完工することが条件であった。

1892年3月9日に、建設省はチュラーロンコーン国王・皇后御夫妻を現在のファランポーン駅の地に迎えて起工式を開催した。

¹²⁰ 『タイ官報』第8巻16号、1891年7月19日号、137-138頁

しかし、着工の当初から、独人ベートゲ局長下の鉄道局とゼネコンの英人キャンベルとの間には、対立が繰り返された。キャンベルは、鉄道後半部分の設計図や平野部に架設する鉄橋の詳細な製図が遅いと鉄道局を批判した。一方、鉄道局は、①キャンベルが中国人工夫に十分な給与を払わないので彼等に逃げられ工事が遅々としている、1892年10月から1年間の進捗スピードでは完工まで5年ではなく7年を要する、②工事は契約の仕様書に合致してはおらず、注文した機関車の馬力は弱く、橋桁が曲がり、路盤は狭すぎて不完全である、などと批判した。ベートゲは、キャンベルの請求額通りには支払わず、これに対しキャンベルは仲裁裁定を要求したが、ベートゲは応じなかった。

ベートゲ局長の日本人技師雇用

ベートゲは、キャンベルから批判された製図の遅れを補うために技師の数を増やす必要を痛感したものである。彼は日本の鉄道で働くドイツ人を通じて、日本人技師にも食指を動かした。その誘いに乗ったのが、野邊地久記（のべち・ひさき、東京府士族、1860-1899）である。1882年に工部大学校土木工学科を卒業した彼は、1891年当時九州鉄道の技師長であった。同鉄道が雇っていたドイツ人の紹介を受けた彼は、ベートゲとの間に書面でやり取りをしたが、明確な契約を結ぶ前に、至急来タイしてくれと言われて、92年6月10日にバンコクに到着した。しかし、丁度ベートゲはドイツに賜暇帰国中で会うことができず、局長代理者からアユタヤに派遣された。しかし、野邊地は、半年後の92年12月に帰国し、日本から辞表を送り付けた。タイ政府は、タイへ往復渡航旅費は2年半勤務した場合のみに支給されるという合意が存在していたとして、日本の外務省を通じて野邊地に旅費の返還を求めてきた¹²¹。

タイ国立公文書館所蔵史料によれば、タイ鉄道局に雇用された日本人は野邊地一人ではなく、彼と同時に Assistant Engineer の肩書きで十時一¹²²（K. Totoki、「ととき・かず」と読むものと思われる）という人物も雇用されている。野邊地と十時は、1892年6月10日に来タイした。到着当日、野邊地は鉄道局長代行の P. Rohns から、来航のための旅費（1等汽船使用）を受領した。その内訳は、横浜-香港 50 弗、香港-シンガポール 60 弗、シンガポール-バンコク 40 弗、および香港の宿泊費（1泊分）5 弗で、合計 155 弗（258.33 パーツ）であった。同時に後日に来タイ予定の妻の旅費として同額を領取した。来タイ時には、妻を呼び寄せてタイに腰を据えて働く積もりであったようである。

野邊地は、亜細亜協会会長の肩書きで書かれた榎本武揚（榎本は当時外務大臣）の1892年5月18日付けテラウオン外相宛て紹介状を持参していたので、翌6月11日に、P. Rohns は野邊地と十時を同行して同外相を訪問した。

野邊地はアユタヤで設計に従事したようだが、妻が来タイすることもなく半年後の12月14日にバンコクを発って日本に帰った。野邊地の在タイ中、ベートゲ鉄道局長は下賜休暇中で不在であった。その後帰任したベートゲによれば、野邊地の突然の帰国は、父親の重病を理由にして、一時帰国

¹²¹ 外務省記録 3.8.4/5「各国政府本邦人雇傭雑件 第一巻」

¹²² 十時一、1862年生、福岡県士族、タイ鉄道局の鉄道技師補として雇用され、野邊地久記とともに1892年6月10日バンコク着。野邊地は東京の外務省で旅券下付を受けたが、熊本市に居住していた十時一は、当時の旅券規則に依り開港場のある長崎に出向き、長崎で1892年4月25日に旅券の下付を受けた（外務省記録 3.8.5/8「明治25年4月～12月 府県海外旅券付与表、長崎県」リール旅8）。長崎から、野邊地の船に同乗し、二人は1892年6月10日にバンコクに到着した。野邊地は半年後に日本に帰ったが、十時一は1893年時も鉄道局に勤務していることが判る資料が存在する。

の許可を建設大臣から得たものであり、日本から野邊地はタイ鉄道局に辞表を提出したという¹²³。

キャンベルとの契約解除

1893年7月13日にフランス・タイ間のパークナム衝突事件により、パーツの対ポンド換算率が急落すると、キャンベルは赤字を恐れてやる気を失った。

パークナム事件に関しては、英政府は積極的にタイ側に肩入れするという態度は見せず、英資本をタイに引き入れてイギリスの在タイ利権を大きくすることで、英に独立タイの重要性を認識させ、対仏抑制力として利用しようという国王やテワウォン外相の構想は成果がなかった。

キャンベルは1893年8月24日に英外相にタイ鉄道局に対する不満を連ねた文書を提出し、英外相がタイ鉄道局との間の仲裁実現に尽力するように求めた。キャンベルは英政府が協力してくれないなら、鉄道工事を停止すると付け加えた。これを知ったジャーディン・マセソン商会は、キャンベルへの融資を打ち切る可能性を発表した。同商会からの融資がなくなれば、キャンベルの請負事業が中断することは明白である。10月、英政府はタイ政府に仲裁受入を迫り、翌1894年2月15日にロンドンで、キャンベル側の英人鉄道技術者とタイ鉄道局側のドイツ帝国建設大臣顧問が出席して仲裁が

¹²³ ベートゲは1893年の2月及び6月に、2年半以上勤務した時にはじめて渡航旅費を支給するという条件で雇用したのであるから、上記夫妻の来タイ渡航費310弗を返還するように野邊地に請求する文書を郵送したが、野邊地は何等返答を寄せなかった。

1893年9月14日になって、ベートゲは、「不誠実な」野邊地に渡航費を返還させるようテワウォン外相に助力を依頼する文書を出した。その文書に曰く、ベートゲが、一人の日本人（名は挙げず、十時一か）から聞いたところでは、野邊地には離タイ時から既にタイに戻って来る意思はなかったが、父親の重病という作り話で一時帰国の許可を得たものであり、何等の同情にも値しない、と。更に、同年9月19日にベートゲはテワウォン外相に、野邊地雇用の際の野邊地との往復文書の抜粋を示した上、野邊地は日本の榎本外務大臣のテワウォン外相宛推薦状を持参したので外相から謁見を賜っている、“his behavior appears more than unfair and should not remain unpunished”と決め付けた。抜粋からは、渡航費は2年半以上在職した場合に支払われるというベートゲの1892年1月7日付書翰に対し、野邊地が2月13日付けで“I beg you to understand that as I am totally unacquainted with the country, climate, people, Government etc. of Siam. I am rather at a loss in specifying my demands. Therefore risking all items on which to base my demands, and about which there is no time for me to get sufficient informations, I venture to make the following demand.”と前置きして、渡航費については2年半後ではなく、前渡しとすること、但し、任期の半分を待たずに離任する場合は返還するという修正要求を出したことが判る。

ベートゲの要請により、テワウォン外相は1893年9月25日付陸奥宗光外相宛書翰で、野邊地に鉄道局との契約を履行させるように、陸奥外相の尽力を要請した。この書翰を受領後、日本の外務省は、豊州鉄道（事務所は福岡県小倉）に勤務中の野邊地に説明を求めた。10月28日付けで野邊地は、鉄道局との正式の契約はなかったこと、帰国前の12月9日に鉄道局長代行に辞表を出しており一時帰国ではないこと、ベートゲ鉄道局長から渡航費返還の請求が来たので、自分をベートゲに紹介したドイツ人に数ヶ月前にベートゲへの説明を要請したこと、榎本外相の紹介状は、亜細亜協会の会員であるテワウォン外相に同協会会長の榎本が出した私的文書に過ぎない、などと説明した。

陸奥宗光外相は、野邊地の説明を英訳して、この説明でご満足でしょう、と11月24日付けでテワウォン外相に回答した。陸奥は、野邊地から渡航費を取り立てる労は取らなかった。テワウォン外相は12月20日付けで陸奥の回答を建設大臣に伝えた（タイ国立公文書館 [nm 5/8, 9, 10](#)）。鉄道局は野邊地に直接請求する道しかなかったが、その後タイの鉄道局が野邊地から取り立てようとしたかどうかは不明である。野邊地の貰い得で終わった可能性もある。後者の場合は、赴任前に日本ではタイの状況が判らないので正式契約は来タイ後にしたいとして来タイしたが、長居は無用と早々とタイ勤務に見切りを付け、妻の渡航費を受領したにも拘わらず妻も呼び寄せず、不利な契約締結は引き延ばし（野邊地は、鉄道局長代行側が一方向的に契約締結に応じなかったかの如く説明しているが、却って野邊地の方が、渡航費が無料支給となる期間や任期の規定等で縛られないように逃げ回った可能性も考えられる）、在職半年を期として口実を設けて帰国した。

なお、野邊地は1894年から早世する1899年まで東京大学で土木工学の教授を務めた。

何れにしても、野邊地久記は十時一とともに近代日本でタイ政府に雇用された最初の日本人であり、来タイ前に、日本でタイに関する情報入手することは極めて困難であったに違いない。彼のタイでの経験、当時のバンコクの様子などを書いたものが、どこかに残されていないだろうか。

開始され、3月3日に裁定が下され、鉄道局の製図の遅延によって生じたキャンベルの損害の代償として、17万2000バーツと工期の1年延長が認められた。しかし、この裁定額はキャンベルの期待を遙かに下回るものであった。その後、タイ政府はキャンベルとの契約を解除しようとして交渉は3度に及んだが、条件が折り合わなかった。1895年半ばキャンベルに融資しているジャーディン・マセソン商会は、香港からバンコクに代理人を派遣して調査を行った。代理人は直ちに建設を中断し、再び裁定に持ち込むべきだと進言した。同商会は英外相に働きかけたが、同外相は建設中断には賛成しなかった。

キャンベルは鉄路の後半部分の工事に着手すると間もなく、バンコクから131キロを越えた辺り〔日本人工夫が働いたタップクワーン辺〕から始まる不健康な山地では労働力の確保が不可能であり、完成までにはあと5年以上を要することを認識した。彼は、1896年3月に新たな仲裁を鉄道局に要求した。同年4月7日、ベートゲ局長は応じる旨答えたが、翌日工事を急がなければ契約に従い契約を解除する可能性がある」と警告した。4月後半には、キャンベルは、鉄道局が求めた橋梁の基礎工事を拒否して、一悶着が生じた。鉄道局は、1896年8月6日を以てキャンベルとの契約を解除した。この後、鉄道局とキャンベル間の仲裁は、契約解除の是非、双方の責任と損害に関して行われることとなった。ジャーディン・マセソン商会は英政府を動かし、英政府の強力な介入により、1901年3月28日の最終裁定は、タイ鉄道局の契約解除は不当であり、19万8千余ポンドをキャンベルに支払えという、タイにとって厳しいものとなった。

チュラーロンコーン王が、英人のキャンベルをコーラート鉄道のゼネコンとして採用し、ドイツ人のベートゲ鉄道局長の監督下に置いたことは、対抗する英独両方をうまく操ってタイに最大の利益と自立性を確保する意図があったものと思われる。しかし、両者の対立、加えてキャンベルの事業力は弱体で能力が伴わなかったことも相俟って、スムーズな鉄道建設は実現しなかったのみか、タイは極めて高い代価を払わされることとなったのである。

キャンベルとの契約解除後、鉄道局が自らの手で事業を継続することとした。また同時に、タイ政府はコーラート鉄道の完全国有化を発表した。1891年3月1日の布告では、民間出資を予定していたが、民間出資には年5パーセントの金利を払う義務が伴っていた。建設大臣は、金利負担をなくするため、これまで政府出資金のみを使用してきたのであった。更に、1898年2月24日、タイ政府は今後建設する鉄道幹線は、総て鉄道局が建設所有して運営する方針を定めた。これは鉄道における外国資本の横暴を避けるためであった。

鉄道労働者

Holm は鉄道工事の工夫について、次のように書いている。鉄道建設において、単純労働の大部分及び熟練労働の殆んど全部は、中国人によって担われた。バンコクから離れた地域では、森林を切り開くためにタイ人が雇われ、タイ人女性は路盤工事に従事した。コーラート台地の入り口からコーラートに至る55キロの鉄路工事の大部分は、ラーオ人が担った。しかし、ラーオ人は山地で長時間働くことは拒んだ。山地での岩石掘削は彼等には重労働過ぎたし、病気も多かったからである。タイ人は橋脚建設、コンクリートの攪拌、資材の梱包解き等の仕事でも働き、1899年時点で0.625バーツ程度の日当を得た。キャンベルもその後を継いだ鉄道局も、中国人よりもタイ人を好んだ。タイ人

の方が見知らぬ監督に対し臆病で、訓練すれば規律を遵守するからであった。

中国人労働者は重労働に耐えることで有名であるので、出来高制で支給され、1895年当時よく働く者は一日に大体1.25バーツを稼いだ。それでも中国人労働者は慢性的に不足していた。キャンベルは着工から数ヶ月間はバンコクの中国人を雇い、彼等への支給額は一日1.5バーツに達した。その後、キャンベルもその後を継いだ鉄道局も、ブローカー（タオケー、*tao kai*) を使って清国で労働者を集めた。中国から来た労働者は、バンコクの方が、日給がよいことを知ると逃亡した。その上、山地ではマラリア、コレラ、赤痢などが労働者の命を奪った。乾期の飲料水の不足、偏った食事、不衛生な生活環境などが、病の原因であった。鉄道局が工事を担当するようになると、医者雇って保健サービスを行い、各建設現場に1名の助手を置いて無料で薬を与えた。それでもこの医者の報告によれば、1897年～98年に山中の建設現場で雇った2,091人中、毎月の罹病率は16-18パーセント、また2091人中9パーセントが死亡した。コーラート鉄道建設で死亡したアジア人労働者数についての統計はないが、少なくとも1,000人、多分その倍の人数が死亡したと思われる（Holm 博士論文91-95頁）。

Holm は、1895年、1896年に、在バンコクの医師三谷足平がタオケー（親方）としてキャンベル側に供給した第1次、第2次タイ移民の日本人工夫については言及していない。

1896年12月22日に国王夫妻は、現在のタップクワーン駅から7キロほどコーラート寄りにある石灰の大岩パー・サデット・バックを訪問した。この岩の手前480メートルでコーラート線のレールは途切れ、路盤が建設中であった¹²⁴。前に見たように（本稿203頁）、1894年12月6日に当時の鉄道建設担当大臣、ピタヤラプ親王は、チュラーロンコーン王に、コーラート鉄道はタップクワーンまで完成したと奏上している。ここに言うタップクワーンは、現在のタップクワーン駅の場所ではないかもしれないが、それ程距たつてはいないであろう。これから見て、1894年12月時点から丸2年、鉄道敷設はタップクワーン・ヒンラップ周辺に止まり、10キロ程度しか進捗しなかったことになる。

岩本千綱に率いられた第1次タイ移民のバンコク到着は1895年初、滔天に率いられた第2次タイ移民は1895年10月半ばに到着。第1次移民の7名ほど、第2次移民の17名ほどは、三谷足平に引き抜かれて、鉄道工夫となったが、彼等が労働した時期は、建設がタップクワーン・ヒンラップ周辺で遅々として停滞していた時期に当たる。また、タイ鉄道局がキャンベルとの契約を解除したのは、1896年8月6日であり、日本人工夫の就業はそれ以前なので、三谷が契約した相手は鉄道局ではなく、請負業者のキャンベルのはずである。

コーラート鉄道の開通

1897年3月26日、国王皇后ご夫妻臨席の下、ファランポーン駅で、バンコク・アユタヤ間、約70キロの開通式が行われた。運行を開始したのは、午前と午後各1本の客車のみであった。貨物輸送については、アユタヤ・ゲーンコーイ間約54キロの開通を待って、開始する予定であった（1897年3月26日のベートゲ鉄道局長報告）。

1897年11月1日、アユタヤ・ゲーンコーイ間開通（バンコクから125キロ）。

¹²⁴ 前掲拙稿「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」53頁

1898年3月3日、ムアクレックまで開通¹²⁵。

1899年5月25日、パークチョンまで開通（バンコクから180キロ）。

1900年12月21日、コーラートまで開通（バンコクから264キロ）。

鉄道局がキャンベルからコーラート鉄道建設を引き継いだ後、4年余で完成したのである。1892年3月9日の起工式からは、9年近くが経っていた。

コーラート鉄道全線開通式は、1900年12月21日早朝バンコク駅で行われた。

建設大臣ナリット親王の報告ののち、国王から次のような要旨のお言葉があった。

思いもしなかった様々な障碍のために遅れたが、やっと完成した。これまで旅人や商人は、名を聞いただけでもうだるような暑さと悪疫の山地を長い時間をかけて苦労しながら徒歩通行せざるを得なかったが、今後はバンコクとコーラートの間の交通は便利に、且つ費用も安くなる。この山地での難工事中に多数の人命が失われたことは痛ましい。便利な鉄道を建設するために、最も高価なものが失われたと言わねばならない。尽力した技師や職員がこの日を見ることなく途中で死亡したことに深い悲しみを覚える。彼等の善行を忘れることはできない。例えば前の鉄道局長ベートゲ氏〔1900年4月11日にバンコクで、コレラで死亡〕は正しいことを堅持する心持ちの人で勤勉きわまりない人であった。この鉄道の完成は外国人技師職員の機敏さと努力にあずかっている。我人民も機敏さと努力を身につける必要を刺激されたものと期待する。また、鉄道によって人々の交流が増大すれば、相互の親愛も増し、愛国心も強固になることを期待する¹²⁶。開通式での建設大臣ナリット親王は次のように報告した。

コーラート鉄道は、バンコクから168キロから169キロの間が標高435メートルで最も高い。最も困難であったのは、ヒンラップ（หินลับ）・クローンパイ（คลองไผ่）の間で、工事のみならずマラリアの害が酷かった。バンコク・コーラート間には、1級駅3ヶ所、2級駅4ヶ所、3級駅20ヶ所、外に停車場11ヶ所がある。コーラート鉄道の建設費は、1758万5000バーツ。現在機関車19台、客車38台、貨車211台を所有している¹²⁷。

バンコクの式典後、国王ご夫妻はお召し列車で7時25分バンコク発、アユタヤを経てゲーンコーイ駅に11時過ぎに到着、16時過ぎにコーラートに到着した。途中の各駅は美しく飾られ、郡長らが村民を動員して出迎えた。国王夫妻は25日朝までコーラートに滞在し、様々な場所を訪問した。帰りは25日7時過ぎにコーラートを出発、14時過ぎにはバンコクのサームセーン駅に到着した。

1904年日本人鉄道工夫売込の失敗

なお、タイ鉄道建設に日本人工夫が働いたのは、コーラート線（東北線）の建設時に限られている。しかし、実現はしなかったが、その後の鉄道北線の建設の際にも、日本人工夫供給を鉄道局に売り込

¹²⁵ 現在ムアクレック市街は、都市の景観を呈している。町の小高い丘の上にムアクレックの国鉄駅がある。駅舎側から鉄道を挟み、右手（コーラート方向）斜め前の大きな菩提樹の下に、デンマーク人の墓地がある。白い墓標に“KAUD LYNE RAHBEK, Born in Denmark 13th February 1878 Died at Muok Lek 18th June 1897”と刻まれている。満19歳で死亡したことになる。2016年8月14日に同駅員が筆者に語って言うには、デンマーク人の鉄道技師の子供で、マラリアで死亡した、時々見学者も来る、と。この不運な青年が死亡したのは、岩本千綱等がムアクレックを通過した半年後のことである。この駅員の話では、コーラート鉄道建設関係者の墓は、パークチョンにもあるとのことである。

¹²⁶ 『タイ官報』第17巻41号、1901年1月6日号、589頁

¹²⁷ 同上、587-588頁

んだ日本人がいる。三根（みね）織次郎がその人である。外交史料館の旅券下付表によれば、三根は1869年7月生で佐賀県士族、1898年初めに商業研究の目的で来タイした¹²⁸。

1904年6月3日付けで建設大臣ナリット親王は、チュラーロンコーン王に次のように奏上した。即ち、三根という日本人が在タイ日本公使館の紹介状を持って鉄道局長を訪ねてきて、鉄道工事に使う日本人苦力を日本から連れてくる用意がある旨を告げました。鉄道局長は、もし日本人苦力を雇用できれば工夫の不足を解消できるだろうと乗り気になっていますが、国王の御意に適うものでしょうか、と。

これに対し、6月6日付けで国王は次のように下命した。

日本は我国との間の条約で、領事裁判権廃止の約束をしてはいるが、タイの法典の整備ができてのちに約束を実行するという条件を付けている。法典が未整備の間は、日本は他国と同様に領事裁判権を保持している。それ故、法律紛争が生じた場合に、日本人を制御することは困難である。もう一つには、日本人は熱帯の気候に耐えることができないのではないかという懸念もある。それ故、清国から中国人苦力を連れてくることを考えた方がよい。かつてこの業に携わった華僑たちが存在するので調べてみよ。ジャワ島でも、中国人苦力を使っているほどであるから、ジャワ人苦力を連れてきても、中国人苦力には太刀打ちできない。それに、タイのイサーン州とウドン州のラーオ人をできるだけ多数使用することが、ポリシーとしては優れている¹²⁹。

付録（2）「隈水先生の略伝」（岩本千綱著）

先生姓は岩本名は千綱隈水又は南狂と号す安政四年九月二十二日〔西暦1857年11月8日〕土佐国土佐郡久万村に生る同姓御綱氏の長男なり 先生歳十二藩立致道館に入り剣術を馬詰某に砲術を溝瀆某に文学を松村某に学ぶ 明治六年藩主山内氏私立巒を東京に興し海南学校と称し土佐の秀俊を遊学せしむ先生故植木〔植木枝盛〕代議士等と撰に当り上京す 此歳六月先生父母の喪に逢（む）婦郷十月再び上京す 〳〵七年陸軍幼年学校に入り翌年副幹事となる先生衆生徒中最年少にして此職を命ぜらる蓋し異数なり 十年卒業陸軍士官学校に入り十二年優等を以て士官学校を卒業し歩兵少尉に任ぜらる先生幼年士官両校に在り嶄然〔ざんぜん、ひときわ目立ち優れている〕頭角を現し謹直方正を以て称せられ常に同輩の推尊する処たり 十三年二月熊本鎮台に奉職す之を先生が仕官の始めとなす時に歳二十二 十五年命を奉じて熊本鹿児島二県を巡視す

此行人跡殆んど未到と称する処謂平氏の落武者の住家なりしと云ふ五家山中に入り有名なる玖球〔琢磨〕川の水源を探り流に沿て肥后〔肥後〕国八代に下る 同年自費を抛〔なげう〕て更に九州一圓の巡遊を企て再び五家山に入り転じて耳津〔美々津〕川の水源に出で深山幽谷を跋涉し備〔つぶさ〕に艱難を嘗め甚敷は一七日間米粟を食はず木実を以て纔に餓を凌ぎしことあり終に耳津〔美々津〕川の沿岸を下り日向の国耳津に出で大隅薩摩肥后肥前筑前筑后豊前を巡遊し五十余日を費し熊本に帰り当時先生を称して冒険的旅行者と曰ふものあり 十六年二月東京鎮台に転じ幾干〔許〕なく陸軍士官学校附となる十七年先生上書左〔下〕の四事を云ふ

第一 士官学校生徒に帯剣せしむること

¹²⁸ 外務省記録 3.8.5/8 「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）明治30年7月～明治31年1月、東京府」リール旅 14

¹²⁹ タイ国立公文書館 7.5 冊5.9/19

第二 生徒の被服を羅紗地となすこと

第三 付属将校を精撰すること

第四 学校長一たび欧米を巡視すること

議論適切悉く採用せらる此歳秋校長陸軍中將三浦梧楼氏欧州に遊ぶ 始め先生頗る中將の知遇を蒙り献替〔けんたい、上司を補佐すること〕する処々多く聞かれ却て某上官と隙ありしを以て中將の欧州行に会ひ先生孤立す 十八年四月突然命あり先生を宇都宮に転職せしむ 蓋し某上官の為す処にして実は貶謫〔へんたく、遠方に流す〕の如し先生頗る不平に堪へず先生嘗て米国史を読み彼の仏将ラファエットが孤剣米国に渡り独立戦争を援け或は伊将ガリバルデーが仏国の難に投ぜし等の俠義を感ず然るに当時適々清仏罅隙〔きんげき、不和〕の際なりしを以て鬱屈せる不平は終に先生を馳て渡清の念を生ぜしむ於是乎先生奮然袂を揮て起ち潜行中仙道より長崎に出で將に支那沿岸に渡らんとす然れ共事中途にして発覚し物色急なるを聞き熊谷駅に潜伏友人某の為に捜出され其苦諫により東京に帰り実を掩て官に自首し陸軍の獄に投ぜらるること四旬纔に赦さる蓋し意外の僥倖なり 此歳八月仙台鎮台に赴任し翌十八年越后〔越後〕新発田に転ず先生身軍籍に在りと雖も窃に期する処あり其任地にあるや毎〔つね〕に好んで各種の人物と交り毫も阻隔する処なし此れ偶々奇禍を買ふの原因となれり二十年十二月中央政府は保安条例を発し在京志士を逐ふ越後の志士八木原繁趾富田精策氏等亦た逐中にあり先生嘗て同氏等と相知るを以て帰郷の途次先生の家を訪ふ偵吏二氏に尾するもの之を官に密訴す官之を聞て大に驚き頗る警戒を加ふ聯隊長長谷川中佐亦た先生の行為を非とし懇諭謝表〔上司に対する謝文〕を出さしめんとす先生堅く執て聞かず曰く政事犯者は常事犯者と異なり之と会する何かあらんと弁難抗論先生其煩に堪へずして曰く官に在ればこそケ様〔箇様〕の面倒もあり寧ろ掛冠〔かいかん、辞職〕野に下るに加〔し〕かずと終に官職位階奉還願を呈す省せられず二十一年四月却て停職の命あり蓋し抗命の罪によるなり 先生の職にあるや頗る部下を撫愛す部下為に死せんを希ふもの多し其停職の命下るや部下奮然として起ち大に聯隊長の処分を非とし或は之を刺んとするものあるに到る爾後先生に投書するもの多く悉く追慕の意を表す其志を得たる大概如此 当此時東京に於ては二個の水産会社興る一を帝国水産会社と名け河野某の企る処ろ他を日本水産会社と称し岩谷某等の画する処にして宮内某は貴顕数人の添書を持ち河野某の為め越後に来り株金募集を為す当時越後は自由党の巢窟なりし故此官辺に縁故深き水産会社に資金を投ずることを嫌ひ地方有力者は却て独立の事業を為んと欲し後藤伯の助力を借んと希ふ蓋し伯は大同団結を唱へて勢力頗る隆なりしを以てなり 先生北越有志者の依頼により伯に計らんと六月同室同愛〔妻子〕を携へ上京来屢々后藤〔後藤〕伯を訪ひ終に鉱山会社設立を議決し同志某を越后〔越後〕に先発せしめしも某事を誤り一敗地に塗〔まみれ〕る 此歳十二月先生上野鑑三氏等が計画しある暹羅事業の為め客將となり之を援くるを約し終に陸軍中尉を辞して野に下る時に歳三十二なりし 先生明治六年父母の膝下を辞し始めて東京に出で翌年陸軍幼年学校に入り十二年士官学校を卒業して陸軍少尉となる迄前后七ヶ年間は無邪気なる好学生にして之を先生が生涯の第一期となす十二年より二十一年迄前后十年間は淡泊洒落なる軍人氣質に聊か野心を加味したる一種特別の人物たりし此れを第二期となす今や戎衣を脱し軍刀を棄て一躍して紛々たる俗界に入る之を乃ち第三期にして先生が逆境に立つの門出となす 明治二十二年上野氏等と外人との間に商業上の紛議生じ先生客將たりと雖其関係極密なりし為め忽ち累禍を得一時獄に下りしことあり此の争論は三ヶ年を経始めて和解せり然るに上野氏は病死し他の彼れと事を供にせしものは事体の

困難を見るや去て顧みざるに到る先生奮然茲に始めて黒幕を切落し対暹事業の舞台に現れ幾多の繋累を一身に負担し一方には上野氏失敗の善后策を講じ他方には事業進行の計を画し左防右撃大困難の大禍中に立つこと三ヶ年此間の悲境は紙筆に尽し難し而て此悲境に沈みながら暹羅事業の計画を続けしは勝村老夫人の助力与て大に功あり

明治二十五年九月（ママ）先生初めて暹羅に航す昨年十二月先生千々和某氏等と某秘事を企て東西相応じて事を拳んとし先生は坂地にあり事成るに垂んとして敗る 警吏先生に着目すること頻りなり先生於是乎此嫌疑を避んぬめ坂地北郭に遊ぶ偶々妓某と狎る某は素と東京名家の女一家の沈淪〔零落〕より終に身を煙花に移するもの俠気あり先生の不幸を憐み誠心之に奉侍す尔来今日に到る迄五ヶ年間先生が赤貧を以て屢々暹羅に航し或は内地に奔走を為す等妓が三弦より得る処の資与て頗る力あり妓姓は勝田蓋し此の事蹟は殆んど小説に類せしことあるも今略す

先生の初めて暹羅に航するや貧困骨に徹するときにして其下等船客となりて新嘉坡に着するや懐中纔に四円を携へ新嘉坡に止ること三十有余日進んで暹羅に入らんとするに一銭のあるなし止を得ず衣を典〔質入〕し六円を得其盤谷に着せしときは杳なく服なく垢衣蓬髮囊底残す処は実に五十銭銀貨一枚なりし此の一斑を見ても如何に当時困難の甚しかりしかを知るに足る

先生已に盤谷に入るや同国文部大臣の邸に到る当時在留日本人の重なるものは大山嶋崎伊藤両山本佐々木田山の七氏に過ぎず先生頗る此れ等日本人の優待を受け且つ大臣の扶助を得て同邸に寓す

二十六年二月初めて帰朝大に対暹事業の忽緒（ママ）〔忽緒、こっしょ、なおざり〕に附す可からざるを説く当時日本に於ては未だ暹羅の何たるを弁ぜざりしに今や先生が外交商業殖民等に関して対暹策の急務を説くに会ひ其説頗る新奇にして東洋の大勢に着目するものは素より其他苟も海外志操あるもの争て之を賛し名声一時朝野に轟〔かまびす〕し偶々先生事を以て神戸に出張中七月三十一日飛報あり仏国軍艦三艘暹羅の都府盤谷に進入すと先是暹仏開釁〔かいきん〕 両国の兵士東方湄公河畔に争鬪するの間忽然として仏艦長馳直に国都を指し一戦してパクナン河口の砲壘を陥し終に盤谷に進入して城下の盟を為さしめんとするものなり先生報を得蹶然として起ち朋友に計らず家児に告げず翌八月一日孤劍單身神戸港を発し此の国難に赴き途石橋氏と逢ひ相携て盤谷に入りしは其月十八日にして戦ひ已に罷んで媾和の議將に成んとす先生奮慨策を当路の大臣等に建ずるも用ひられず独り農商務大臣中将スリサクヂモントリ〔スラサック〕伯は大に先生の俠義を喜び厚く謝意を述ぶ此れ后年先生が伯の知遇を蒙る原因となす

二十七年七月先生再び帰朝十二月農夫三十余名を率て更に暹羅に赴んとす先是先生屢々日暹両国間を往復し元来の赤貧増々貧を加へ如何ともする能はず故に農夫を送るにも其費の一半は先生之を弁じ一半は彼れ等自ら弁せしむ先生は此の金を浪費するの恐あるより友人某に托し期に到る迄保管せしむ然るに出発前一日某突然先生の寓に來り死色叩頭謝して曰く僕貴下の托せられし金六百円を費消し尽したり死罪〔恐れ入って〕謝する処なり何卒寛大に処せられたし云々事焦眉に迫る出発の準備已に成り香港迄の船賃も亦た悉く払ひたる后にして之を如何ともする能はず先生於是乎進退谷〔きはま〕り終に意を決して香港に到り嘗て約する某侠客に対して金を借り若し議協〔かな〕はずば一死以て最後の策を取んと乃ち故に無異を装ひ十九日神戸港を解纜す嗚呼当時先生の心情果して如何

二十八年一月一日は先生が生涯忘る可からざるの紀念日なり去年二十八日香港に着するや農夫三十余人を引ひ懐中纔に三円五十銭の残すのみなり先生某侠客に就て金を借んとす某曰く貴下果して死を決す

るも暹羅業を為すと云ふ決心ありや疑し希くは其証を示せ僕誓て其費を弁せんと先生佛然〔むかつとして〕曰く諾必ず其証を示すべしと寓に帰り独り謂〔おもへ〕らく証書証言何ぞ用ひん一死以て其誠を現すべしと意已に決する刹那郵書あり暹羅より来る曰く農商務大臣今回日本へ漫遊する為め昨新嘉坡に向へりと先生書を得て意少く惑ふ指を屈すれば新嘉坡より香港に来る船は来年一月一日なれば幸に農相にして此船にあれば就て金を借り一時の急を救はん事若し成ずんば死するも遅きことなしと乃ち其日を待つ然るに此日午前第九時農相着港す先生於是乎喜び極て殆んど泣涕す農相情を聞き快く八百金を出して先生に与へ終に三十余名の農夫をして恙なく盤谷に到らしむ当時先生の境遇実に想像外にありたり

先生素より農商務大臣の知遇を蒙ること深し大臣為に資を投じ先生之を主宰して暹羅殖民会社なるものを設立し盛に日本農夫を暹羅に移さんとす此歳四月先生日本に帰り計画將に熟し六十余名の農夫と巨多の貨物を携へ八月十四日神戸港を発せんとす前四日先生突然熱病に罹り頗る重症に陥り医師亦た生命の危きを云ふ幸に病癒ると雖も九十余日の間殆んど人事不通病褥にありしを以て此際爰譏〔かんけつ〕の徒種々悪策を画し事業頗る困難を極め先生漸く褥を離るるも計画せしことは支離滅裂殆んど着手の法に迷ふ独り之れのみならず暹羅に於ては先生の帰期遅き為め統率者と農夫との間乖離を來し或は去て他に行くものあり於是乎内憂外患交も到り折角の計画も一敗水泡に期〔歸〕す先生毫も屈せず益々恢復に勉む先是我日本政府は暹羅在留邦人の保護を仏国に依托するや暹人頗る之を恨む蓋し暹仏の間は犬猩も啗ざる仇敵なるを以てなり当時先生病を大坂に養ふ報を得て奮起二十九年一月東京に來り先づ仏蘭西和蘭兩國の公使を訪ひ外務当局者に迫り代議士諸氏に説き終に日本政府をして通商条約の照会を暹羅に為し衆議院に於ける山下鈴木栗原佐々柳田の諸代議士より暹羅國へ帝國領事館設置の建議をなすに到る先生の意蓋し此の機に乗じ大に對暹の策を講ぜんとするを以てなり衆議院は殆んど全会一致を以て此建議を可決し四月先生三たび暹羅に航して此実行を斡旋し頗る要領を得七月帰朝す

先生謂〔おもへ〕らく今や對暹の機運殆んど熟し國家已に條約に着手す此時に於て民間有力者を奨励して貿易殖民の業を起すべしと乃ち一方には日暹協會なる社交的団隊〔體〕を作り他方には兩國間の貿易団隊〔體〕を作らんと欲し奔走遊説の結果終に有志相結んで資本金五十万円を以て日暹貿易株式會社を發起するに到る十月先生會社代表人今井顧問馬場二氏と四度暹羅に入る然るに先生の意見馬場氏と合はず蓋し先生は東洋大勢上より暹羅扶植の目的を割り出したる商業にして馬場氏は此の國民孤弱を奇貨とし自家に利益を収め暹羅の存亡は眼中に置かざるにあり此れ衝突の重なる原因なり先生於是乎斷然袂を揮て會社との關係を絶つ時に二十九年十一月二十九日なり

可憐先生有為の資を以て非常の志を抱き曩に殖民會社を興して一敗地に塗〔まみ〕れ今又商會社を企て中道にして去る回顧茲に九星霜先生常に逆境に立ち専ら力を對暹策に尽し頻に企て屢々敗る加〔し〕かも讒誣誹譏〔ざんぶひき、事實でないことを言い立てそしり咎める〕交も到り先生の心事を知るものをして転た其不遇を悲ましむ然れ共先生平然として戚色〔うれい悲しむ〕なく毎〔つね〕に曰く余が半世〔生〕の事業は悉く失敗に終らん余は失敗の歴史を作り後人に資せん余は地球上一人の知己を得れば可なり否得ざる亦た足れりと其艱難に処し悠然迫らざる如此其抱負尋常人の知る処にあらず

先生已に會社と關係を絶つ會社の景況日々非なり先生之に向て友誼上の勸告を為す數回聞かず一日

先生突然髪を剃り髯〔ぜん、ほおひげ〕を斬り僧となる友人驚て其故を問ふ受て曰く此れより北方老
撾地方を漫遊すと飄然として盤谷を去る身に寸鉄を帶ず囊に一錢なし真に一衣一鉢なり時に二十九年
十二月〔空白〕日先生歳四十

先生歳十六にして双親を失ひ二十七年配勝村氏と別れ愛児を遺〔うしなへ〕り今や同弟は遠く北海に
在て商業に従事し二妹亦た土佐に在て皆好婿を得たり先生毎〔つね〕に戯て曰く昔者林子平氏は六無
の歌を作て自ら慰む余亦た其響に習ふと

親もなし妻なし子なし家もなし金もなければど繁累もなし〔終〕

謝辞

本研究は科学研究費（研究課題番号：23241082）の助成を受けた。ここに感謝の意を表します。